

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日  
(第8期) 至 平成20年3月31日

株式会社新生銀行

(E03530)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1. 主要な経営指標等の推移 .....	1
2. 沿革 .....	5
3. 事業の内容 .....	6
4. 関係会社の状況 .....	7
5. 従業員の状況 .....	9
第2 事業の状況 .....	10
1. 業績等の概要 .....	10
2. 生産、受注及び販売の状況 .....	41
3. 対処すべき課題 .....	41
4. 事業等のリスク .....	43
5. 経営上の重要な契約等 .....	58
6. 研究開発活動 .....	59
7. 財政状態及び経営成績の分析 .....	60
第3 設備の状況 .....	76
1. 設備投資等の概要 .....	76
2. 主要な設備の状況 .....	77
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	78
第4 提出会社の状況 .....	79
1. 株式等の状況 .....	79
2. 自己株式の取得等の状況 .....	119
3. 配当政策 .....	123
4. 株価の推移 .....	124
5. 役員の状況 .....	125
6. コーポレート・ガバナンスの状況 .....	137
第5 経理の状況 .....	141
1. 連結財務諸表等 .....	142
2. 財務諸表等 .....	228
第6 提出会社の株式事務の概要 .....	261
第7 提出会社の参考情報 .....	262
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	262
2. その他の参考情報 .....	262
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	265

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月25日
【事業年度】	第8期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 ティエリー ポルテ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	172,359	248,641	529,057	560,016	593,503
連結経常利益	百万円	47,391	54,454	71,471	23,172	11,222
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	66,404	67,435	76,099	△60,984	60,108
連結純資産額	百万円	730,000	786,667	855,335	933,253	965,261
連結総資産額	百万円	6,343,755	8,576,328	9,405,013	10,837,683	11,525,762
1株当たり純資産額	円	287.94	329.65	380.20	308.60	364.35
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純 損失)	円	46.03	46.78	53.16	△45.92	38.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	32.75	34.98	37.75	—	32.44
自己資本比率	%	—	—	—	5.9	6.2
連結自己資本比率 (国内基準)	%	21.13	11.78	15.53	13.13	11.74
連結自己資本利益率	%	16.99	15.08	14.92	△13.42	10.44
連結株価収益率	倍	17.92	13.03	15.49	—	8.43
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△343,431	232,048	△280,998	416,847	317,139
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	412,178	△300,798	135,741	△395,165	△191,205
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△50,560	73,793	323,713	△90,903	8,588
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	157,178	162,226	340,713	271,493	405,926
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,380	5,013 [1,018]	5,407 [1,524]	5,364 [1,207]	5,245 [1,250]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 当行は、平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換致しました。

3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、平成18年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

6. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成16年度及び平成17年度は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき、平成15年度は、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第56号に定められた算式に基づき算出しております。

7. 平成18年度の連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

8. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで記載しております。なお、平成15年度の臨時従業員数は、その総数が従業員数の100分の10未満であったため、記載を省略しております。

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	162,890	173,068	197,284	232,034	279,684
経常利益	百万円	44,806	46,697	60,497	47,146	32,528
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	65,320	68,097	74,890	△41,960	53,203
資本金	百万円	451,296	451,296	451,296	451,296	476,296
発行済株式総数	千株	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,358,537 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 600,000	普通株式 1,473,570 甲種優先株式 74,528 乙種優先株式 300,000	普通株式 2,060,346 甲種優先株式 — 乙種優先株式 —
純資産額	百万円	729,280	788,945	853,046	658,866	732,703
総資産額	百万円	6,406,313	6,396,302	7,208,651	8,728,921	9,548,673
預金残高	百万円	2,307,413	3,156,271	4,000,819	4,991,263	5,287,941
債券残高	百万円	1,362,261	1,246,862	1,021,419	703,908	663,134
貸出金残高	百万円	3,217,804	3,443,721	3,961,246	5,075,281	5,356,363
有価証券残高	百万円	1,508,204	1,820,753	1,809,798	2,062,064	2,300,303
1株当たり純資産額	円	287.41	331.33	378.51	319.68	372.44
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 2.22 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.11 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.58 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.29 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.96 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.48 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.66 甲種優先株式 13.00 乙種優先株式 4.84 (普通株式 1.66 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 2.42)	普通株式 2.94 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 — (普通株式 — 甲種優先株式 6.50 乙種優先株式 —)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	45.23	47.27	52.27	△32.14	34.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	32.21	35.32	37.15	—	28.72
自己資本比率	%	—	—	—	7.5	7.7
単体自己資本比率 (国内基準)	%	20.84	22.13	24.45	18.79	15.25
自己資本利益率	%	16.70	15.21	14.67	△9.27	8.99
株価収益率	倍	18.24	12.90	15.76	—	9.55
配当性向	%	4.91	5.46	5.66	—	8.53
従業員数	人	1,754	1,704	1,701	1,767	1,869 [270]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2. 平成16年4月1日をもって、長期信用銀行から普通銀行に転換致しました。
3. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第7期(平成19年3月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第7期(平成19年3月)から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、第7期(平成19年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 第8期(平成20年3月)中間配当についての取締役会決議は平成19年11月14日に行いました。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 単体自己資本比率は、第7期(平成19年3月)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、第5期(平成17年3月)及び第6期(平成18年3月)は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき、第4期(平成16年3月)は、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第56号に定められた算式に基づき算出しております。
8. 第7期(平成19年3月)の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
9. 第7期(平成19年3月)の配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
10. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[ ]内に外書きで記載しております。

## 2【沿革】

昭和27年12月	長期信用銀行法に基づき株式会社日本長期信用銀行を設立（資本金15億円）
昭和28年3月	外国為替業務認可
昭和45年4月	東京証券取引所及び大阪証券取引所に株式上場
昭和56年11月	リッチョーワイド発売
平成3年11月	長期信用債券（2年）発売
平成8年11月	長銀信託銀行株式会社（現新生信託銀行株式会社、現連結子会社）を設立
平成10年10月	金融再生法に基づき特別公的管理の開始 東京証券取引所及び大阪証券取引所の株式上場廃止
平成10年12月	長期信用債券（1年）発売
平成11年9月	ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（パートナーズ社）が当行の普通株式の一括譲渡に係わる最優先交渉先に決定
平成11年12月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で当行の普通株式の一括譲渡に係わる基本合意書締結
平成12年2月	当行・預金保険機構・パートナーズ社間で株式売買契約締結
平成12年3月	特別公的管理終了し、パートナーズ社が当行の経営権を取得
平成12年4月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成12年5月	長期信用債券（3年）発売
平成12年6月	行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更
平成12年10月	郵便貯金との提携開始（ATM、相互送金提携）
平成13年5月	証券子会社として新生証券株式会社（現連結子会社）を開業
平成13年6月	新生総合口座「PowerFlex」取り扱い、インターネットバンキング、ATM24時間365日稼働開始
平成13年12月	株式会社アイワイバンク銀行（現商号：株式会社セブン銀行）とのATM提携開始
平成14年3月	京浜急行電鉄株式会社とのATM提携開始
平成15年3月	初のインストア・ブランチであるららぽーと支店開設
平成16年2月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成16年4月	長期信用銀行から普通銀行へ転換
平成16年9月	株式会社アプラスを連結子会社化
平成17年3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
平成19年12月	シンキ株式会社を連結子会社化
平成20年2月	総額500億円の第三者割当増資を実施

（平成20年3月31日現在 国内本支店30、海外支店1）



### 3 【事業の内容】

当行グループは、平成20年3月31日現在、当行、子会社204社（うち連結子会社（株式会社アプラス、昭和リース株式会社等）104社、非連結子会社100社）及び関連会社（持分法適用関連会社。日盛金融控股股份有限公司等）30社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

#### 〔銀行業務〕

当行の本店のほか国内支店、一部の連結子会社及び一部の関連会社（持分法適用会社）において、預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M&A業務、企業再生業務、コンシューマーアンドコマースファイナンス業務などを行っております。

#### 〔証券業務〕

国内連結子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

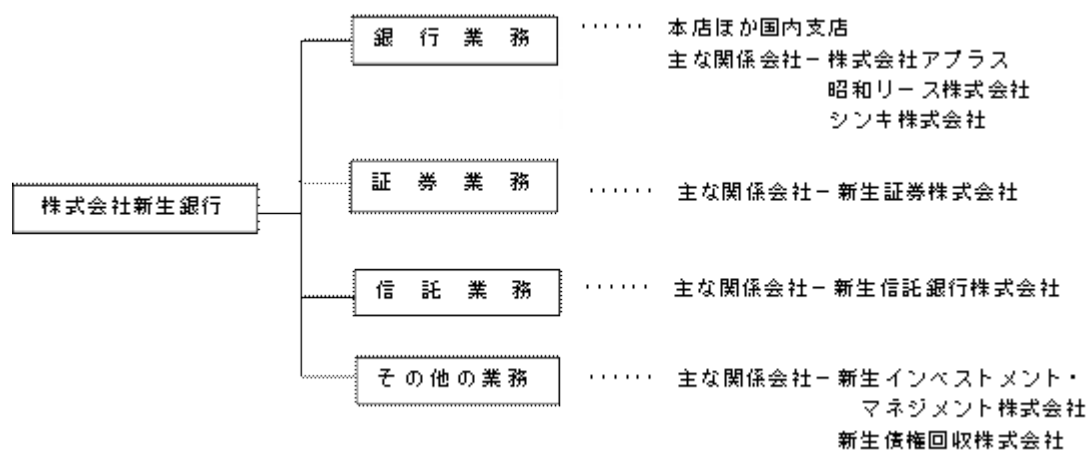
#### 〔信託業務〕

国内連結子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

#### 〔その他の業務〕

国内連結子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内連結子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。





名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
(持分法適用関連会社) 株式会社ラフィアキャピタル	東京都港区	10	プライベート・エクイ ティ・ファ ンドの運営	50.0	3 (-)	-	アドバイザリ ー・サービス	-	-
Hillcot Holdings Limited	英国領バミュー ダハミルトン市	千米ドル 24	保険持株会 社	33.7	2 (-)	-	-	-	-
日盛金融控股股份有限公司	中華民国台北市	百万ニュー 台湾ドル 26,124	金融持株会 社	32.9 (32.9)	3 (2)	-	-	-	-
その他27社 (注) 7	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、株式会社ワイエムエス・シックス、Shinsei Finance (Cayman) Limited及び  
Shinsei Finance II (Cayman) Limitedは、特定子会社に該当します。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社アプラス及びシンキ株式会社であり  
ます。

3. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

5. シンキ株式会社は株式の追加取得により、平成19年12月13日付で当行の子会社となったことから、同年10月  
1日以降持分法の適用対象から除外し連結しております。

6. 上記関係会社のうち、株式会社アプラス及び昭和リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間取  
引を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

昭和リース株式会社の平成20年3月期の経常収益は145,121百万円、経常利益は4,853百万円、当期純利益は  
6,149百万円、純資産額は48,627百万円、総資産額は539,826百万円であります。

株式会社アプラスは有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

7. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年3月31日現在

	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	合計
従業員数（人）	4,592 [1,208]	168 [2]	99 [14]	386 [26]	5,245 [1,250]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。  
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成20年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,869 [270]	38.0	9.6	9,178

- (注) 1. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に当事業年度の平均人員を外書で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 平均年間給与は、出向者を含んでおりません。  
4. 当行の従業員組合は、新生銀行従業員組合と称し、組合員数は1,174人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ◆ 金融経済環境

当事業年度（当連結会計年度）のマクロ経済金融環境を顧みますと、日本経済は堅調な輸出と底堅い国内需要を背景に緩やかな拡大を続けています。しかし、米国の低所得者向け高金利型（サブプライム）住宅ローン問題の米国経済への影響が顕現化するにつれ、対米輸出に依存する日本経済の下振れリスクが意識され始めています。また、サブプライム・ローン関連商品の評価損による海外金融機関の収益悪化は、金融株を中心とした世界規模の株価調整を誘引し、信用スプレッドも大幅に拡大させました。こうした中、世界経済に対する先行き不透明感が強まり、消費者及び企業マインドは大幅に低下しています。日本の金融機関においても保有債券の評価損が拡大するなど米国住宅ローン問題の影響が波及しております。

日本銀行は、このような国際金融市場の不安定さに鑑み、正常な金利水準に向けた引き締め政策の姿勢を徐々に後退させていきました。また、改正建築基準法の施行にともなう住宅着工戸数の予想以上の落ち込み、また、米国経済のリセッションリスクの高まりなどを勘案し、足元の景気判断を下方修正いたしました。この結果、政策金利である無担保オーバーナイト・コールレートは、年度通じて0.5%に維持されました。

海外経済に関して、欧州及びエマージング諸国は減速しながらも堅調な成長軌道を辿っています。しかし、米国経済は住宅投資の落ち込みによる実体経済への影響が顕現化し、さらに拡大する様相になっています。実質GDP成長率でみると、第3四半期の+4.9%（年率）から第4四半期には+0.6%（年率）に急減速しています。また、非農業部門の雇用者数が3ヵ月連続して減少するなどリセッション入りの可能性を示唆する指標が出始めています。

米国住宅ローン問題によって、サブプライム・ローンを担保とした証券化商品を多く保有していた海外金融機関の収益が大幅に悪化しました。また、住宅市場の不振が続く中で、ALT-Aなど比較的信用力のある住宅ローンを担保とした証券化商品の評価損も拡大する傾向にあります。こうした傾向が続くと、海外金融機関は収益だけでなく資本を大きく毀損する恐れがあります。このため、米国住宅ローン問題は、クレジット・リスクの全般的な見直しのきっかけとなり、海外金融機関を中心に信用スプレッドが大幅に拡大しました。

米国FRBは、このようなクレジット市場の混乱を受け、昨年9月以降、大幅な金融緩和措置を断行してきました。特に、経済指標の悪化度合いが加速した今年1月以降からは、政策金利であるフェデラル・ファンド金利を2.00%一気に引き下げました。この結果、政策金利は5.25%から2.25%となっています（3月末時点）。さらに、FRBはクレジット・クラッシュに伴う国際金融システム不安を解消するために、各国の中央銀行と協調し、大規模かつ迅速な流動性供給策を施しています。

一方、石油や穀物など国際商品市況は、エマージング諸国の堅調な需要を背景に上昇が続いております。この結果、国際商品の多くを輸入に依存する先進国におけるインフレ圧力は強まる方向にあります。こうした国際商品市況の上昇が先進国の期待インフレの上昇を促す一方、上述のクレジット・クラッシュに伴う金融緩和策に対する期待感によって、先進国のイールドカーブは軒並み勾配が急になりました。

金利市場は、新年度入り後には、日銀の金利正常化の動きを映じて短期金利中心に金利が上昇しました。しかし、昨夏以降、米国住宅ローン問題による信用不安の台頭や、米国住宅市場の落ち込みによる米国経済のリセッションリスクによって、安全資産としての国債への選好が大いに強まり、短中期ゾーンを中心に金利が低下しました。

信用スプレッドは、サブプライム・ローン関連商品を多く保有する金融機関を中心に急激に拡大しています。海外金融機関のCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）からみた信用スプレッドは、昨夏と比べて、1%～2%（AA格以上）程度拡大しています。海外金融機関は、アジアや中東の政府系ファンドから資本注入を実施して財務基盤の強化をはかっていますが、信用不安を払拭できない状況にあります。

株式市場は、グローバル経済の減速にともなう企業収益の低下、信用スプレッド拡大にともなう金融機関の経営悪化、福田康夫内閣における構造改革の停滞懸念、及び衆参ねじれ国会における日本政治に対する閉塞感などから、昨夏以降、大幅に下落しています。

ドル円は、米国経済の先行き懸念、日米金利差の縮小、及び国際通貨としてのドルに対する信認の低下などから、ドル安円高が進みました。今年に入り、12年ぶりに1ドル=100円を割るなどドル安が加速しました。

全体として、日本経済は、欧州やエマージング諸国向け輸出の増加及び底固い国内需要により緩やかな拡大が続いています。しかし、米国住宅ローン問題をきっかけとした国際金融市場の混乱、それを受けた消費者及び企業マインドの低下、さらに、住宅投資の減退に伴う米国経済のリセッションリスクの顕現化などから、今後、減速することが見込まれています。

昨年9月末、投資家保護を全面に打ち出した金融商品取引法が施行されました。この法律は、金融商品に関する販売及び広告に関して同一ルールで規制し、投資家保護に努めることを狙いとしています。なかでも、投資家の投資適格性を重視した勧誘が求められることになりました。このため、金融商品の販売に係る確認事項が多岐にわたることになり、勧誘時のトラブルが誘引されやすくなるなど、販売手続き面での負担が増大しております。こうしたリスク・負担を回避するため、銀行の一部には投資信託の窓販を慎重化するところも出てきました。このため、順調に伸びてきた銀行の投信窓販のシェアは低下しております。

#### ◆ 企業集団の営業の経過及び成果

当行は、インスティテューショナルバンキング、コンシューマーアンドコマースファイナンス、リテールバンキングを3つの戦略業務分野とするビジネスモデルをベースに、法人及び個人のお客さまに、幅広い金融商品・サービスを提供してまいりました。

#### [インスティテューショナルバンキング分野]

インスティテューショナルバンキング業務におきましては、お客さまを担当するリレーションシップ・マネージャーと金融商品・サービスの専門家が効果的に協働しながら、伝統的な法人向け金融商品・サービスだけではなく、投資銀行独特の革新性や機動性を活かした付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションを、事業法人、金融法人、公共部門のお客さまにご提供し、収益基盤の多様化・安定化をはかっています。

平成20年3月期は、米国住宅ローン市場の混乱等による影響を受け、主に証券化の分野は厳しい状況となりましたが、貸出、不動産ノンリコースローン、クレジットトレーディング、プリンシパルインベストメントといった分野において順調な実績を残すとともに、アセットマネジメント、アドバイザーなど成長性の高い分野においても、堅調な成果をあげました。

貸出の分野においては、新規及び既存の事業法人等のお客さまからの資金需要にお応えすることで、法人向け貸出は収益性や資産の質を維持しつつ、堅調に推移いたしました。平成19年12月には、従来以上に、専門性の高いソリューションをお客さまに提供できるよう、事業法人営業組織を戦略業種別とする組織再編を実施しました。

不動産ノンリコースローンの分野では、与信集中リスクや適切なリスク・リターン水準確保に留意のうえ、厳選された案件運営を行うとともに、ノンリコースローンの証券化に取り組み、資産の効率運営と収益確保をはかりました。

クレジットトレーディングの分野では、国内外の市場でディストレスト資産、不良債権、要注意債権などへの投資、回収を積極的に行い、国内外の堅調な案件実行と回収、不動産価格の上昇により順調に推移しました。

プリンシパルインベストメントの分野では、平成19年8月に日本アジア投資株式会社との事業提携と第三者割当増資引受け、平成20年2月には、日本政策投資銀行との間で当行関連会社の子会社を運営会社とする、プライベート・エクイティ・ファンドを設立いたしました。当行の豊富なプライベート・エクイティ投資事業の経験や多様な金融サービスを活用することにより、新たな投資機会の獲得と、投資先企業の企業価値向上のための経営支援等を通じた積極的な事業展開をはかっています。

アセットマネジメントの分野において当行は、インドの大手投信会社であるUTI Asset Management Company Pvt. Ltd.と業務提携し、同社グループが行うインドにおける運用を国内のお客さまに提供しておりますが、平成19年8月には、同社子会社と提携し、東南アジアにおける資産運用管理ならびに金融商品販売を目的とした合弁会社をシンガポールに設立しました。

当行は、子会社である新生証券株式会社とともに、幅広い革新的なソリューションを提供するためキャピタルマーケット関連事業の拡充を行っており、お客さまのニーズに応えるべく、外国為替、金利及びクレジットデリバティブ、株式や株式デリバティブ取引といった幅広い分野に取り組みました。

また、平成20年2月には、株式会社東和銀行との間で業務提携契約を締結し、お客さまに提供する付加価値の高い金融商品・サービスの開発や推進につき、相互協力をはかっています。当行は、永年にわたって培ってきた地域金融機関との幅広いネットワークを活かし、各金融機関との連携を強化することで地域金融に役立ちたいと考えています。

なお、平成20年3月期には、米国住宅ローン問題に端を発する市場の混乱の影響を受け、米国住宅ローン市場向けエクスポージャー関連損失計291億円（評価減156億円と貸倒引当金等134億円）を計上いたしました。

#### [コンシューマーアンドコマースファイナンス分野]

平成17年3月期の株式会社アプラス、昭和リース株式会社の買収を通じて、当行グループの中核業務の一つとなったコンシューマーアンドコマースファイナンス業務は、個品割賦、クレジットカード、消費者ローン、リースなどの幅広い商品・サービスを中小事業者や個人に対して提供しております。また、平成19年12月には、当行の関連会社であったシンキ株式会社が、当行が同社の株主割当を引受けた結果、連結子会社となりました。

同業務のグループ会社については、貸金業法の改正による上限金利の引下げや、総量規制の導入、過払金の返還請求にともなう負担など、業界を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、営業力のさらなる強化をはかるとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益力・競争力の一層の向上をはかっております。

当行子会社である株式会社アプラスは、先進的なITインフラを通じた高度な消費者向け与信判断や回収能力により、競争力のある優れた金融サービスを提供する、今までにないまったく新しいタイプの信販会社になるという中期戦略を推進しております。加盟店取引の見直しや、利息制限法内での新規顧客向け貸出などを通じた、質の高いお客さまへの注力や、審査基準の厳格化などにより、営業資産は計画どおり減少したものの、平成20年3月期は、連結当期純利益61億円と、前期の大幅赤字から一転し、黒字化を果たしました。なお、当行は、平成20年3月に同社が実施した第三者割当増資500億円を引受け、同社の資本増強をはかっております。

平成19年12月より、当行子会社となったシンキは、上半期に実施した貸倒引当金、利息返還損失引当金の大幅な積み増しにより、平成20年3月期は175億円の赤字となりましたが、平成19年10月からの下半期は、27億円の黒字化を果たしました。

#### [リテールバンキング分野]

リテールバンキング分野においては、店舗とインターネットやコールセンターなどのリモートチャネルを効果的に組み合わせたビジネスモデルへの取り組みにより、利便性の高い価値ある商品・サービスをご提供できるよう心がけております。

総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の新規開設は、引き続き堅調に推移し、口座数は平成20年4月末には従来からの口座を含め220万口座を超えております。平成19年9月30日の金融商品取引法の施行により、商品販売ペースがやや低下しましたが、お客さま基盤の拡大に加え商品ラインアップの拡充に取り組んだことから、仕組預金、年金、保険投資商品を含む個人預かり資産残高は平成20年3月末現在で、5兆922億円となりました。また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート住宅ローン」の平成20年4月末の残高は8,000億円を超えております。

平成19年7月には、一定の条件を満たすお客さまを対象とした新しい「新生プラチナサービス」を開始し、「ベスト・マネー・アドバイザー」として資産運用コンサルティングをより一層充実させたほか、円定期預金の金利優遇や、ファイナンシャルプランナーへの相談サポート、また海外送金手数料無料サービスなどを実施しております。

また平成19年10月より、主に退職されたお客さまや退職後のセカンドライフに向けて貯蓄を行っているお客さまを対象に、「新生銀行に5分ください。」をキーマッセージとして、豊かなセカンドライフのための資産運用の提案を開始し、お客さまに大変好評を頂いております。

店舗及びATM網の拡充においては、平成19年5月に柏フィナンシャルセンター（千葉県）を開設したほか、同年9月に三浦藤沢信用金庫とのATM相互利用サービスを開始したことで、より幅広い地域のお客さまに当行のサービス提供を行うことができるようになりました。また平成19年12月にはJR三鷹駅構内、平成20年1月にはJR京都駅構内に新たに当行ATMを設置し、さらなるお客さまの利便性向上を図っております。鉄道駅構内における当行ATM網としては、東京メトロ、京浜急行電鉄、近畿日本鉄道の駅構内があり、東京メトロにおいては、49駅に76台のATMを設置（平成20年3月31日現在）しています。さらに平成20年1月には、株式会社セブン銀行とATM共同設置等に関する合意に至り、今後、戦略的なチャネル強化を通じて、より一層お客さまの利便性向上をはかってまいります。

常に一步先を行くサービスを提供している当行リテールバンキングは、商品・サービスの拡充に加え、新店舗や新しいコールセンターの開設、ATM網の拡充などにより、より一層お客さまの利便性を高めるための施策に取り組みました。今後ともお客さまのニーズに合った商品・サービスをタイムリーにご提供することにより、お客さまの利便性をより一層高めるとともに、お客さま基盤の拡大を図ってまいります。

#### [財務基盤]

金融再生法ベースの開示債権は平成20年3月末現在で531億円となり、不良債権比率（金融再生法開示債権ベース）は0.95%となりました。資金調達面では、個人のお客さまからの預金を中心に、調達構造の多様化を継続的に進めてきております。格付の向上やお客さまからの継続的な信任により、個人のお客さまとの取引も着実に増加するなど、安定した調達基盤を構築しております。格付につきましては、ムーディーズが平成19年5月に当行長期債務格付をA3からA2に、銀行財務格付をDからCマイナスに引き上げ、またスタンダードアンドプアーズが、同年6月に長期カウンターパーティー格付をBBBプラスからAマイナスに引き上げました。

平成20年2月には、ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J.C. Flowers & Co. LLC）の関係者を含む投資家により新たに組成された投資ビークルに対し、1株当たり425円にて総額500億円の第三者割当増資を行い、財務基盤のさらなる強化がなされました。平成20年1月に完了した、当該投資ビークルによる当行株式に対する公開買付け（358,456,000株を1株当たり425円にて取得）を含め、平成20年3月末現在、上記投資家グループは当行発行済普通株式（除く自己株式）の32.6%を保有しています。

また、当行の公的資金につきましては、平成19年8月1日に、株式会社整理回収機構が保有する第三回乙種優先株式（300,000,000株、残高1,200億円）が200,000,000株の普通株式に、また平成20年3月31日には、預金保険機構が保有する第二回甲種優先株式（74,528,000株、残高968億円）が269,128,888株の普通株式にそれぞれ転換され、平成20年3月末現在、預金保険機構ならびに整理回収機構は合計469,128,888株を保有しています。これは、当行発行済普通株式（除く自己株式）の23.9%に相当します。

なお、平成20年3月には、当行グループの資産をより効率的に活用するための戦略的施策として、当行本店不動産の売却（具体的には、当行本店不動産を信託財産とする信託にかかる信託受益権の売却）を行いました。当行は今後3年以内に新本店に移転する予定です。当行は、資産効率を高めると同時に、当行グループの業務プロセス改善をはかってまいります。



#### ◆ 業績の概況

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。また、シンキ株式会社につきましては平成19年4月1日から平成19年9月30日までは持分法適用関連会社でしたが、同社株式を当行が買い増したことによって連結子会社となり、同社の貸借対照表と平成19年10月1日から平成20年3月31日までの損益計算書を連結しております。

#### <概要>

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は11兆5,257億円（前連結会計年度末比6,880億円増加）となりました。主要な勘定残高といたしましては、預金・譲渡性預金が5兆8,066億円（同比3,857億円増加）で、債券は6,624億円（同比408億円減少）、貸出金につきましては5兆6,222億円（同比4,759億円増加）となりました。

損益面では当連結会計年度の経常収益は5,935億円（前連結会計年度比334億円増加）、経常費用は5,822億円（同比454億円増加）となりました。この結果、連結経常利益は112億円（同比119億円減少）となり、特別利益889億円、特別損失75億円、法人税等49億円（損）、法人税等調整額95億円（損）、少数株主利益180億円（損）等を加えた連結当期純利益は601億円（前連結会計年度は連結当期純損失609億円）となりました。

#### <預金・譲渡性預金>

当連結会計年度に預金は2,887億円増加いたしました。これは個人のお客さまからの預金が1年もの定期預金を中心に増加したことなどによるものです。また、譲渡性預金は期中969億円増加し、預金・譲渡性預金合計の年度末残高は、前連結会計年度比3,857億円増加の5兆8,066億円となりました。

#### <債券・社債>

普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へとシフトし続けており、債券発行残高は徐々に減少しております。債券は当連結会計年度に408億円減少し、年度末発行残高は6,624億円となりました。また、社債に関しては当連結会計年度中に258億円増加して年度末発行残高は4,262億円となっております。

#### <貸出金>

貸出金については、法人のお客さまに様々なソリューションを提案して、新しいタイプの貸出にも積極的に取り組むとともに、個人のお客さま向けの住宅ローンにも注力し、貸出金は当連結会計年度に4,759億円増加して年度末残高は5兆6,222億円となりました。

#### <有価証券・特定取引資産>

当連結会計年度に有価証券は1,256億円増加して年度末残高は1兆9,802億円となるとともに、特定取引資産も118億円増加して年度末残高は3,152億円となっております。

#### <経常損益>

経常収益につきましては、資金運用収益が前連結会計年度比693億円増加して2,421億円となりましたが、これは主に貸出金残高の増加及び貸出金利の上昇によって貸出金利息が前連結会計年度比599億円増加して1,867億円となったことや、有価証券利息配当金も前連結会計年度比104億円増加したことによるものです。一方、特定取引収益につきましては、リテール業務での新型預金にかかる金利オプション収益が減少したことなどにより、前連結会計年度比84億円減少して97億円にとどまりました。また、その他業務収益も米国住宅ローン市場の混乱に伴う有価証券の評価損失計上などにより、前連結会計年度比246億円減少して2,466億円となりました。経常収益合計としては、資金運用収益の伸びが非資金運用収益の減少を補って、前連結会計年度比334億円増加して5,935億円となりました。

経常費用については、資金調達費用が前連結会計年度比270億円増加して1,043億円となったものの、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット利益としては、前連結会計年度比422億円増加して1,377億円となりました。また、営業経費についても、シンキ株式会社の平成19年10月1日から平成20年3月31日の営業経費が連結されましたが、のれん償却及び無形資産償却が減少して、前連結会計年度比2億円の増加にとどまる1,712億円となりました。しかし、その他経常費用は、米国住宅ローン市場関連の投融資にかかる貸倒引当金繰入額の増加などによって、前連結会計年度比128億円増加となる934億円となりました。これらの結果、経常費用合計としては前連結会計年度比454

億円増加となる5,822億円となり、当連結会計年度の経常収益と経常費用をネットした経常利益は、前連結会計年度比119億円減少となる112億円となっております。

#### <当期純損益>

特別利益につきましては前連結会計年度比736億円増加して889億円となりました。このうち、660億円は当行連結子会社の有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントが保有する当行本店不動産の信託受益権を、モルガン・スタンレーが運用する不動産ファンドが出資する藤沢ホールディング特定目的会社に売却した際に生じた売却益です。また、203億円は当行連結子会社の新生プロパティファイナンス株式会社が保有していたライフ住宅ローン株式会社の全株式を住友信託銀行株式会社に売却した際の売却益です。一方、特別損失につきましては、前連結会計年度は株式会社アプラスののれん等の減損計上などによって1,041億円を計上いたしましたが、当連結会計年度は75億円にとどまりました。このため、前連結会計年度は税金等調整前当期純損失657億円だったのに対して、当連結会計年度は純利益に転じて税金等調整前当期純利益が925億円となりました。

法人税等調整額につきましては、当連結会計年度は95億円（損）となりました。また、少数株主利益は主に当行連結子会社が発行した優先出資証券にかかる配当支払いですが、前連結会計年度比14億円増加となる180億円（損）となりました。以上の結果、当連結会計年度の税金等調整後の当期純利益は601億円となり、前連結会計年度の当期純損失609億円から大幅に改善しました。

また、銀行単体の税引後当期純損益も、前事業年度の当期純損失419億円から、当事業年度は当期純利益532億円となりました。

#### <純資産の部>

以上の損益状況によって利益剰余金が前連結会計年度比570億円増加したほか、ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー（J.C. Flowers & Co. LLC）の関係者を含む投資家に対して総額500億円の普通株式の第三者割当増資を行ったことなどによって、当連結会計年度末の株主資本合計は前連結会計年度末比1,070億円増の7,498億円となりました。米国住宅ローン市場の混乱の影響もあって、その他有価証券評価差額金は前連結会計年度の50億円の益から当連結会計年度は350億円の損となりましたが、株主資本合計の大きな増加によって、当連結会計年度末の純資産の部合計も前連結会計年度末比320億円増加して9,652億円となっております。

#### <キャッシュ・フロー>

連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加等に対して、預金、譲渡性預金及び債券貸借取引受入担保金の増加等により3,171億円の収入（前連結会計年度は4,168億円の収入）、投資活動によるキャッシュ・フローは、当行本店の売却やライフ住宅ローン株式会社の株式売却等による収入があったものの、有価証券の取得が売却・償還を上回ったこと、株式会社ユニコ・コーポレーションからの事業譲受による支出を計上したこと等から1,912億円の支出（同3,951億円の支出）、また財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主への配当及び払戻し等に対して、増資による収入等により85億円の収入（同909億円の支出）となりました。この結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,344億円増加し、4,059億円となりました。

## (1) 国内・海外別収支

当連結会計年度は、「国内」においては、資金運用収支は1,436億円（前連結会計年度比529億円増）、役務取引等収支は396億円（同56億円減）、特定取引収支は90億円（同87億円減）、その他業務収支は616億円（同272億円減）となりました。

「海外」においては、資金運用収支は107億円（同31億円減）、役務取引等収支は32億円（同3億円減）、特定取引収支は当連結会計年度は該当がなく（同0億円減）、その他業務収支は△70億円（同107億円減）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用収支が前連結会計年度比427億円増加し1,465億円、役務取引等収支は同56億円減少し408億円、特定取引収支は同87億円減少し90億円、その他業務収支は同288億円減少し592億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	90,766	13,949	938	103,777
	当連結会計年度	143,678	10,777	7,896	146,559
うち資金運用収益	前連結会計年度	170,999	15,019	13,199	172,818
	当連結会計年度	249,221	11,369	18,419	242,171
うち資金調達費用	前連結会計年度	80,232	1,069	12,261	69,041
	当連結会計年度	105,543	592	10,522	95,612
役務取引等収支	前連結会計年度	45,370	3,569	2,490	46,449
	当連結会計年度	39,685	3,264	2,114	40,835
うち役務取引等収益	前連結会計年度	70,304	4,147	3,593	70,858
	当連結会計年度	65,829	4,051	3,903	65,977
うち役務取引等費用	前連結会計年度	24,933	578	1,103	24,409
	当連結会計年度	26,144	786	1,789	25,141
特定取引収支	前連結会計年度	17,799	9	—	17,809
	当連結会計年度	9,090	—	—	9,090
うち特定取引収益	前連結会計年度	18,119	9	—	18,128
	当連結会計年度	9,719	—	—	9,719
うち特定取引費用	前連結会計年度	319	—	—	319
	当連結会計年度	629	—	—	629
その他業務収支	前連結会計年度	88,824	3,791	4,458	88,157
	当連結会計年度	61,603	△7,002	△4,681	59,281
うちその他業務収益	前連結会計年度	271,960	3,791	4,477	271,274
	当連結会計年度	246,609	63	71	246,601
うちその他業務費用	前連結会計年度	183,136	0	18	183,117
	当連結会計年度	185,005	7,066	4,752	187,320

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という）であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という）であります。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（当連結会計年度8,783百万円、前連結会計年度8,280百万円）を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

## (2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当連結会計年度は、「国内」においては、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比19.14%の増加、利回りは同0.53ポイント上昇し2.95%、資金調達勘定平均残高は同16.39%の増加、利回りは同0.14ポイント上昇し1.23%となりました。

「海外」においては、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比20.69%の減少、利回りは同0.22ポイント低下し4.64%、資金調達勘定平均残高は同12.41%の増加、利回りは同3.99ポイント減少し3.88%となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、資金運用勘定平均残高は前連結会計年度比18.95%増加し8兆4,280億円、利回りは同0.43ポイント上昇し2.87%となり、資金調達勘定平均残高は同17.04%増加し8兆4,153億円、利回りは同0.18ポイント上昇し1.14%となりました。

### ① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	7,080,059	170,999	2.42
	当連結会計年度	8,434,958	249,221	2.95
うち預け金	前連結会計年度	182,780	4,157	2.27
	当連結会計年度	223,171	5,168	2.32
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	70,850	210	0.30
	当連結会計年度	166,684	1,034	0.62
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	665	24	3.63
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	127,418	480	0.38
	当連結会計年度	130,842	1,005	0.77
うち有価証券	前連結会計年度	1,749,913	30,449	1.74
	当連結会計年度	2,067,660	50,093	2.42
うち貸出金	前連結会計年度	4,615,698	126,986	2.75
	当連結会計年度	5,384,231	186,663	3.47

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金調達勘定	前連結会計年度	7,361,193	80,232	1.09
	当連結会計年度	8,567,518	105,543	1.23
うち預金	前連結会計年度	4,502,274	33,202	0.74
	当連結会計年度	5,103,067	43,472	0.85
うち譲渡性預金	前連結会計年度	332,026	1,176	0.35
	当連結会計年度	634,214	4,458	0.70
うち債券	前連結会計年度	795,633	3,006	0.38
	当連結会計年度	679,518	3,398	0.50
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	403,557	5,652	1.40
	当連結会計年度	835,996	14,919	1.78
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	136	5	3.94
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	84,069	245	0.29
	当連結会計年度	109,775	1,159	1.06
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	186,792	906	0.49
	当連結会計年度	1,000	18	1.82
うち借入金	前連結会計年度	1,154,455	11,244	0.97
	当連結会計年度	1,132,195	15,218	1.34
うち短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	148,561	1,112	0.75
うち社債	前連結会計年度	533,944	21,630	4.05
	当連結会計年度	574,289	25,241	4.40

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社について各月毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

## ② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	309,249	15,019	4.86
	当連結会計年度	245,254	11,369	4.64
うち預け金	前連結会計年度	7,522	165	2.20
	当連結会計年度	8,032	196	2.45
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	296,745	14,599	4.92
	当連結会計年度	231,278	10,678	4.62
うち貸出金	前連結会計年度	4,796	251	5.25
	当連結会計年度	5,711	494	8.67
資金調達勘定	前連結会計年度	13,588	1,069	7.87
	当連結会計年度	15,274	592	3.88
うち預金	前連結会計年度	388	1	0.28
	当連結会計年度	98	0	0.87
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
うち借入金	前連結会計年度	7,914	489	6.19
	当連結会計年度	8,357	448	5.37
うち短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	5,285	579	10.96
	当連結会計年度	6,817	142	2.09

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社について各月毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

### ③ 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	7,389,309	303,720	7,085,589	186,018	13,199	172,818	2.44
	当連結会計年度	8,680,213	252,132	8,428,080	260,591	18,419	242,171	2.87
うち預け金	前連結会計年度	190,302	658	189,644	4,323	38	4,284	2.26
	当連結会計年度	231,203	2,886	228,316	5,365	6	5,359	2.35
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	70,850	—	70,850	210	—	210	0.30
	当連結会計年度	166,684	—	166,684	1,034	—	1,034	0.62
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	665	—	665	24	—	24	3.63
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	127,418	—	127,418	480	—	480	0.38
	当連結会計年度	130,842	—	130,842	1,005	—	1,005	0.77
うち有価証券	前連結会計年度	2,046,658	296,051	1,750,607	45,048	12,738	32,309	1.85
	当連結会計年度	2,298,938	240,207	2,058,730	60,771	18,002	42,768	2.08
うち貸出金	前連結会計年度	4,620,494	7,010	4,613,483	127,237	422	126,815	2.75
	当連結会計年度	5,389,943	8,805	5,381,138	187,158	410	186,747	3.47
資金調達勘定	前連結会計年度	7,374,782	184,857	7,189,924	81,302	12,261	69,041	0.96
	当連結会計年度	8,582,792	167,417	8,415,374	106,135	10,522	95,612	1.14
うち預金	前連結会計年度	4,502,663	658	4,502,004	33,203	38	33,164	0.74
	当連結会計年度	5,103,166	2,887	5,100,279	43,473	6	43,467	0.85
うち譲渡性預金	前連結会計年度	332,026	—	332,026	1,176	—	1,176	0.35
	当連結会計年度	634,214	—	634,214	4,458	—	4,458	0.70
うち債券	前連結会計年度	795,633	—	795,633	3,006	—	3,006	0.38
	当連結会計年度	679,518	—	679,518	3,398	—	3,398	0.50
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	403,557	—	403,557	5,652	—	5,652	1.40
	当連結会計年度	835,996	—	835,996	14,919	—	14,919	1.78

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （%）
		小計	相殺消去額 （△）	合計	小計	相殺消去額 （△）	合計	
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	136	—	136	5	—	5	3.94
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	84,069	—	84,069	245	—	245	0.29
	当連結会計年度	109,775	—	109,775	1,159	—	1,159	1.06
うちコマース・ペ ーパー	前連結会計年度	186,792	—	186,792	906	—	906	0.49
	当連結会計年度	1,000	—	1,000	18	—	18	1.82
うち借入金	前連結会計年度	1,162,370	7,010	1,155,359	11,734	422	11,312	0.98
	当連結会計年度	1,140,553	8,805	1,131,748	15,667	410	15,256	1.35
うち短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	148,561	—	148,561	1,112	—	1,112	0.75
うち社債	前連結会計年度	539,229	176,905	362,324	22,209	11,800	10,409	2.87
	当連結会計年度	581,107	155,492	425,615	25,384	10,106	15,278	3.59

（注） 1. 当連結会計年度の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（176,650百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（651,518百万円）及び利息（8,783百万円）を、前連結会計年度の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（140,319百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（631,893百万円）及び利息（8,280百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。



(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度は、「国内」においては、役務取引等収益は658億円（前連結会計年度比44億円減）、役務取引等費用は261億円（同12億円増）となりました。

「海外」においては、役務取引等収益は40億円（同0億円減）、役務取引等費用は7億円（同2億円増）となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、役務取引等収益は前連結会計年度比48億円減少し659億円、役務取引等費用は同7億円増加し251億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	70,304	4,147	3,593	70,858
	当連結会計年度	65,829	4,051	3,903	65,977
うち預金・債券・貸 出業務	前連結会計年度	13,561	—	—	13,561
	当連結会計年度	10,924	—	—	10,924
うち為替業務	前連結会計年度	1,025	—	0	1,025
	当連結会計年度	1,110	—	—	1,110
うち証券関連業務	前連結会計年度	1,617	1,756	1,215	2,157
	当連結会計年度	1,395	1,625	1,594	1,426
うち代理業務	前連結会計年度	4,334	0	—	4,334
	当連結会計年度	3,829	0	—	3,829
うち保証業務	前連結会計年度	26,657	—	1	26,655
	当連結会計年度	21,423	—	0	21,422
役務取引等費用	前連結会計年度	24,933	578	1,103	24,409
	当連結会計年度	26,144	786	1,789	25,141
うち為替業務	前連結会計年度	7,270	12	0	7,283
	当連結会計年度	7,548	5	—	7,554

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度は、「国内」においては、特定取引収益は97億円（前連結会計年度比84億円減）、特定取引費用は6億円（同3億円増）となりました。

「海外」においては、特定取引収益は前連結会計年度比0億円の減少となり、特定取引費用は該当がありませんでした。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引収益は前連結会計年度比84億円減少し97億円、特定取引費用は同3億円増加し6億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引収益	前連結会計年度	18,119	9	—	18,128
	当連結会計年度	9,719	—	—	9,719
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	1,513	—	—	1,513
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	6,356	—	—	6,356
	当連結会計年度	348	—	—	348
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	10,250	9	—	10,259
	当連結会計年度	9,371	—	—	9,371
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
特定取引費用	前連結会計年度	319	—	—	319
	当連結会計年度	629	—	—	629
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	608	—	—	608
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	319	—	—	319
	当連結会計年度	20	—	—	20

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 内訳項目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、それぞれの純額を記載しております。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当連結会計年度は、「国内」においては、特定取引資産は3,152億円（前連結会計年度比118億円増）、特定取引負債は2,050億円（同1,058億円増）となりました。

「海外」においては、特定取引資産は該当がなく、特定取引負債は前連結会計年度比0億円の減少となりました。

この結果、相殺消去後の「国内」と「海外」の合計は、特定取引資産は前連結会計年度比118億円増加し3,152億円、特定取引負債は同1,057億円増加し2,050億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前連結会計年度	303,389	—	—	303,389
	当連結会計年度	315,287	—	—	315,287
うち商品有価証券	前連結会計年度	12,427	—	—	12,427
	当連結会計年度	13,941	—	—	13,941
うち商品有価証券派 生商品	前連結会計年度	8,973	—	—	8,973
	当連結会計年度	18,042	—	—	18,042
うち特定取引有価証 券	前連結会計年度	186,150	—	—	186,150
	当連結会計年度	65,927	—	—	65,927
うち特定取引有価証 券派生商品	前連結会計年度	3,555	—	—	3,555
	当連結会計年度	16,633	—	—	16,633
うち特定金融派生商 品	前連結会計年度	91,624	—	—	91,624
	当連結会計年度	192,055	—	—	192,055
うちその他の特定取 引資産	前連結会計年度	657	—	—	657
	当連結会計年度	8,687	—	—	8,687
特定取引負債	前連結会計年度	99,201	53	—	99,255
	当連結会計年度	205,011	—	—	205,011
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券派 生商品	前連結会計年度	16,224	—	—	16,224
	当連結会計年度	19,468	—	—	19,468
うち特定取引売付債 券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証 券派生商品	前連結会計年度	884	—	—	884
	当連結会計年度	4,625	—	—	4,625
うち特定金融派生商 品	前連結会計年度	81,950	53	—	82,004
	当連結会計年度	180,890	—	—	180,890

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	142	—	—	142
	当連結会計年度	27	—	—	27

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前連結会計年度	4,944,405	—	3,674	4,940,730
	当連結会計年度	5,231,681	—	2,236	5,229,444
うち流動性預金	前連結会計年度	1,597,957	—	—	1,597,957
	当連結会計年度	1,421,325	—	—	1,421,325
うち定期性預金	前連結会計年度	2,931,633	—	—	2,931,633
	当連結会計年度	3,523,765	—	—	3,523,765
うちその他	前連結会計年度	414,814	—	3,674	411,139
	当連結会計年度	286,589	—	2,236	284,353
譲渡性預金	前連結会計年度	480,199	—	—	480,199
	当連結会計年度	577,189	—	—	577,189
総合計	前連結会計年度	5,424,605	—	3,674	5,420,930
	当連結会計年度	5,808,870	—	2,236	5,806,634

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 流動性預金＝通知預金＋普通預金＋当座預金

定期性預金＝定期預金

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○ 債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
債券合計	前連結会計年度	703,298	—	—	703,298
	当連結会計年度	662,434	—	—	662,434
うち利付長期信用債券	前連結会計年度	684,284	—	—	684,284
	当連結会計年度	644,937	—	—	644,937
うちその他	前連結会計年度	19,014	—	—	19,014
	当連結会計年度	17,497	—	—	17,497

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 利付長期信用債券には、「利付長期信用債券（利子一括払）」を含んでおります。

3. 相殺消去額は、「国内」と「海外」の間の内部取引額を記載しております。

## (7) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成19年3月31日		平成20年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,052,269	100.00	5,495,378	100.00
製造業	189,425	3.75	191,810	3.49
農業	13	0.00	2	0.00
林業	3	0.00	—	—
漁業	909	0.02	2,902	0.05
鉱業	6,617	0.13	4,540	0.08
建設業	19,961	0.40	20,465	0.37
電気・ガス・熱供給・水道業	80,185	1.59	74,679	1.36
情報通信業	27,595	0.54	50,050	0.91
運輸業	391,903	7.76	379,473	6.91
卸売・小売業	117,595	2.33	138,054	2.51
金融・保険業	1,091,686	21.61	1,248,080	22.71
不動産業	1,390,453	27.52	1,295,133	23.57
各種サービス業	369,911	7.32	374,095	6.81
地方公共団体	63,815	1.26	118,154	2.15
その他	1,302,189	25.77	1,597,934	29.08
海外及び特別国際金融取引勘定分	94,037	100.00	126,887	100.00
政府等	916	0.97	1,196	0.94
金融機関	—	—	—	—
その他	93,121	99.03	125,691	99.06
合計	5,146,306	—	5,622,266	—

（注）「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成19年3月31日	インドネシア共和国	46
	その他（1ヶ国）	1
	合計	48
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）
平成20年3月31日	インドネシア共和国	44
	その他（1ヶ国）	1
	合計	45
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.00）

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等向けの債権残高を掲げております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	750,410	—	750,410
	当連結会計年度	645,381	—	645,381
地方債	前連結会計年度	53,255	—	53,255
	当連結会計年度	2,268	—	2,268
社債	前連結会計年度	345,778	—	345,778
	当連結会計年度	560,489	—	560,489
株式	前連結会計年度	33,506	—	33,506
	当連結会計年度	34,371	—	34,371
その他の証券	前連結会計年度	530,490	141,242	671,733
	当連結会計年度	648,779	89,001	737,781
合計	前連結会計年度	1,713,439	141,242	1,854,682
	当連結会計年度	1,891,290	89,001	1,980,292

（注） 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
業務粗利益	101,829	114,726	12,896
経費 (除く臨時処理分)	77,626	84,778	7,151
人件費	30,405	33,120	2,714
物件費	43,626	47,382	3,756
税金	3,594	4,274	680
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	24,202	29,947	5,744
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	24,202	29,947	5,744
一般貸倒引当金繰入額	—	23,886	23,886
業務純益	24,202	6,061	△18,141
実質業務純益	54,969	67,287	12,317
うち債券関係損益	5,165	△6,459	△11,625
臨時損益	31,223	35,251	4,027
株式関係損益	5,512	△534	△6,046
金銭の信託運用損益	30,767	37,339	6,572
不良債権処理損失	1,887	△3,334	△5,222
貸出金償却	1,887	1,298	△589
個別貸倒引当金繰入額	—	△4,639	△4,639
特定海外債権引当勘定繰入額	—	6	6
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	△3,168	△4,887	△1,719
経常利益	47,146	32,528	△14,617
特別損益	△102,161	25,788	127,949
うち固定資産処分損益	△884	284	1,169
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△55,015	58,317	113,332
法人税、住民税及び事業税	△2,779	△7,666	△4,887
法人税等調整額	△10,276	12,780	23,056
当期純利益 (△は当期純損失)	△41,960	53,203	95,164



- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 実質業務純益＝業務粗利益＋金銭の信託運用損益－経費(除く臨時処理分)  
 金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。
3. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除されているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却
7. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
8. 前事業年度の貸倒引当金は全体で2,086百万円の取崩超のため、特別利益に計上しております。なお当事業年度の貸倒引当金は全体で19,253百万円の繰入超となっております。
9. 前事業年度は、子会社株式評価損99,392百万円、投資損失引当金繰入額15,908百万円を特別損失に計上しております。また当事業年度は、関係会社株式及び出資評価損32,109百万円及び投資損失引当金繰入額3,370百万円を特別損失に計上しております。

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)	増減(百万円)
	(A)	(B)	(B)－(A)
給料・手当	26,602	28,805	2,202
退職給付費用	2,020	2,873	853
福利厚生費	3,412	3,801	388
減価償却費	7,007	7,448	441
土地建物機械賃借料	5,986	6,050	64
営繕費	2,065	2,118	52
消耗品費	906	1,165	259
給水光熱費	768	841	73
旅費	836	731	△104
通信費	2,146	2,265	119
広告宣伝費	2,933	2,946	13
租税公課	3,594	4,274	680
その他	19,585	22,356	2,770
計	77,865	85,681	7,815

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.30	1.77	0.47
貸出金利回	1.38	1.69	0.31
有価証券利回	1.15	2.60	1.45
(2) 資金調達原価 ②	1.77	1.86	0.09
資金調達利回 ③	0.45	0.68	0.23
預金利回	0.44	0.64	0.20
債券利回	0.37	0.48	0.11
(3) 総資金利鞘 ①-②	△0.47	△0.09	0.38
(4) 資金運用利回-資金調達利回 ①-③	0.85	1.09	0.24

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の居住者向け円建諸取引であります。

(但し特別国際金融取引勘定を除く)

2. 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## 3. ROE（単体）

	前事業年度 (%)	当事業年度 (%)	増減 (%)
	(A)	(B)	(B) - (A)
実質業務純益ベース	10.97	11.39	0.42
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	4.55	5.02	0.47
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	4.55	5.02	0.47
業務純益ベース	4.55	0.95	△3.60
当期純利益ベース	△9.27	8.99	18.26

## 4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

### (1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
	(A)	(B)	(B) - (A)
預金（末残）	5,471,462	5,865,130	393,667
預金（平残）	4,893,597	5,812,963	919,365
債券（末残）	703,908	663,134	△40,773
債券（平残）	797,037	680,410	△116,627
貸出金（末残）	5,075,281	5,356,363	281,081
貸出金（平残）	4,443,469	5,183,545	740,076

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## (2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）	増減（百万円）
	(A)	(B)	(B) - (A)
個人	3,545,887	3,960,174	414,287
法人	1,282,513	1,301,368	18,855
合計	4,828,400	5,261,543	433,143

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）	増減（百万円）
	(A)	(B)	(B) - (A)
消費者ローン残高	562,225	811,162	248,936
住宅ローン残高	562,225	811,162	248,936
その他ローン残高	—	—	—

## (4) 中小企業等貸出金

		前事業年度	当事業年度	増減	
		(A)	(B)	(B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	2,881,270	3,001,658	120,388
総貸出金残高	②	百万円	5,001,984	5,274,375	272,391
中小企業等貸出金比率	①/②	%	57.60	56.91	△0.69
中小企業等貸出先件数	③	件	43,221	62,951	19,730
総貸出先件数	④	件	43,702	63,416	19,714
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	98.90	99.27	0.37

（注） 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

## 5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	115	18,357	80	11,746
計	115	18,357	80	11,746

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	18,817	12,641,663	18,656	15,335,991
	各地より受けた分	9,532	18,438,099	10,153	25,236,158
代金取立	各地へ向けた分	11	15,195	0	5,201
	各地より受けた分	0	9,056	0	8,634

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	7,032	4,882
	買入為替	1	3
被仕向為替	支払為替	4,430	6,394
	取立為替	95	137
合計		11,559	11,417

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	451,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	159,443	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	18,558	43,558
	利益剰余金	245,499	302,535
	自己株式（△）	72,560	72,566
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,587	5,773
	その他有価証券の評価差損（△）	—	35,073
	為替換算調整勘定	2,952	1,872
	新株予約権	517	1,257
	連結子法人等の少数株主持分	180,769	160,564
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	173,725	147,101
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	158,066	142,239
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	19,826	23,676
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	16,561	15,354
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	9,183	11,630
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	620,808	679,770	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	91,279	77,290	

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	13,986	5,798
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	565,761	529,245
	うち永久劣後債務 (注2)	197,661	184,597
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	368,099	344,648
	計	579,748	535,044
	うち自己資本への算入額 (B)	522,052	530,281
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	137,784	128,093
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,005,076	1,081,958
リスク・アセ ット等	資産（オン・バランス）項目	5,585,892	6,629,653
	オフ・バランス取引等項目	1,458,159	1,868,054
	信用リスク・アセットの額 (F)	7,044,051	8,497,708
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%） (G)	196,237	251,384
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	15,698	20,110
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(J) / 8%） (I)	411,804	463,478
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	32,944	37,078
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計（(F) + (G) + (I) + (K)） (L)	7,652,092	9,212,570
連結自己資本比率（国内基準）= E / L × 100 (%)		13.13	11.74
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		8.11	7.37

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	451,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	159,443	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	18,558	43,558
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	9,784	11,035
	その他利益剰余金	257,360	306,240
	その他	173,725	147,101
	自己株式（△）	72,555	72,557
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	2,587	5,773
	その他有価証券の評価差損（△）	—	35,024
	新株予約権	517	1,257
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	14,384	14,281
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	8,016	12,076
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計	(A) 813,698	845,777	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	91,279	77,290	

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	1,909	2,601
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	464,974	448,245
	うち永久劣後債務 (注2)	116,661	103,597
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	348,312	344,648
	計	466,883	450,846
	うち自己資本への算入額 (B)	466,883	450,846
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	86,844	92,730
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,193,737	1,203,893
リスク・ア セット等	資産（オン・バランス）項目	5,068,350	6,298,145
	オフ・バランス取引等項目	823,049	1,089,245
	信用リスク・アセットの額 (F)	5,891,400	7,387,390
	マーケット・リスク相当額に係る額（(H) / 8%） (G)	221,279	252,032
	（参考）マーケット・リスク相当額 (H)	17,702	20,162
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(J) / 8%） (I)	238,354	254,052
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (J)	19,068	20,324
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計（(F) + (G) + (I) + (K)） (L)	6,351,033	7,893,475
単体自己資本比率（国内基準）= E / L × 100（%）		18.79	15.25
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）		12.81	10.71

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。



(\*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	775百万米ドル	700百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p> <p>(1)監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2)直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

- (注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定  
更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定  
清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始  
民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定  
支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。  
②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。  
政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。
2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。
3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年3月31日	平成20年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9	80
危険債権	108	155
要管理債権	162	296
正常債権	52,667	55,129

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

### 1. 経営健全化計画の達成

当行は、消費者金融業界を取り巻く環境の大きな変化による影響を主因として、平成19年3月期（単体）当期純損失が419億円となり、経営健全化計画における平成19年3月期（単体）当期純利益を大きく下回ったことによる業務改善命令を、平成19年6月に金融庁から受け、同年7月に業務改善計画を、同年8月にはこれを踏まえた新たな経営健全化計画を金融庁に提出いたしました。しかしながら、平成20年3月期につきましても、子会社・関連会社株式等の減損や米国住宅ローン市場向けエクスポージャー関連損失などの影響により単体当期純利益が532億円となり、経営健全化計画を下回る結果となりました。公的資金による資本注入を受けている銀行としましては、経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。そのため、経営健全化計画を達成するよう、今後はより一層、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が丸となって業務に取り組んでまいり所存でございます。

### 2. 金融商品取引法への対応

平成19年9月30日に施行されました金融商品取引法により、金融機関はその広告のあり方、勧誘や説明の方法、販売前及び販売時の説明書面交付の義務付けなどの面においても新たな規制を受けることになりました。広告に関しては、平成19年3月に、公正取引委員会より定期預金「パワー定期プラス」のチラシについて排除命令を受けたものの、既に平成19年1月より、商品のメリット・留意点（リスク）をおもて面に並列して表示するなど、全く新しいタイプのチラシを使用しており、その後も継続的な改善を続けてきております。また、再発防止策として、消費者の視点から当行の広告をチェックしていただく「消費者広告チェック制度」を業界に先駆けて創設したほか、広告審査委員会を設置するなど、広告チェック体制の見直しを実施しております。今後は、資産運用へのニーズが高まる中、広告の仕方、勧誘・説明の方法、説明文書の交付の3点を通じて、お客さまがリスクのある商品の取引をより安心して行えるような取り組みを継続してまいります。

また、平成21年3月期より適用される金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（いわゆる「J-SOX」）に対応するため、平成19年5月にJ-SOXプログラムを制定し、同プログラムの推進母体・決議機関として「財務統制委員会」を設置すると同時に、同委員会の事務局及び同プログラムの日常管理を所管するグループ財務統制推進室を新設しました。当該プログラムの具体的推進手順の企画立案や日常管理、関連各部署における内部統制のための文書化、テスト及び是正・改善等への調整・支援等を通じて財務統制のみならず当行の内部統制全般の強化に取り組んでまいります。

### 3. コーポレートサステナビリティの実践

当行は、その目的とも言うべき“新生ビジョン”である「顧客に信頼される金融のソリューションを提供することにより、顧客・社員・株主の価値を継続的に高めて行く、日本のすぐれた金融サービス企業」を徹底するとともに、その目的を達成するため組織ならびに個人としての行動の指針となる、「顧客重視」、「誠実さ」、「責任」、「チーム・ワーク」、「社会性」という5つの“新生バリュー”の実践に取り組んでおります。

平成19年9月には、全てのステークホルダーの期待に応えると同時に利益を極大化し、また銀行のバリューを実践しつつ、企業価値を創造し、持続的に拡大することを目的として、コーポレートサステナビリティの実践を推進するコーポレートバリュー部を設置しました。同部は、世界のベストプラクティスをベンチマークとしながら、環境・社会・企業統治のそれぞれの側面において増大するリスクの評価及び管理により企業価値の維持をはかり、当行の長期的な収益の拡大や企業価値の増大に大きく貢献することが期待されています。また、同時に、新しいコーポレートブランドの構築に取り組んでおり、ブランドを通じた競合他社との差別化、お客さまとの心のつながりを強化することで、市場でのオンリーワンのポジションを獲得していくことを目指しています。

### 4. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、最新のテクノロジーを活用した柔軟性の高いシステム基盤をベースとして、従来以上にお客さまのニーズにお応えする様々な商品・サービスをスピーディーにご提供することを通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。

#### 5. グループ競争力・収益力の向上

当行は、グループ会社を含めた、新しい自己資本比率規制である「バーゼルⅡ」のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営に努めるとともに、徹底した合理化に取り組むことにより、グループ全体の競争力・収益力の向上をはかってまいります。また、資本の質を維持すると同時に、資本を有効に活用し、業容の拡大に努めてまいります。

#### 6. コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、委員会設置会社として、経営監督機能の強化と迅速な意思決定が可能な経営体制を確立しております。取締役会に加えて過半が社外取締役から構成される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、経営の監督にあたりるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲することで機動的かつ効率的な運営を行える体制を確保しております。当行グループは、内部統制システムの構築及び運用と、監査機能のレベルアップを図るとともに、利用者の利便性向上やお客さま保護を念頭に置いたコンプライアンス体制の強化を図るなど法令遵守の一層の徹底に努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

加えて、当行では、S P B (Shinsei Strategy, Plans and Budgets) と呼ぶ経営管理手法を導入し、営業部門のみならず間接部門においても戦略目標、目標に対するアクションプランを設定し、予算と一体管理をしており、定期的な進捗状況のモニタリングを通じて、“新生ビジョン”の実現性を高めております。S P Bの主要子会社への導入を進めるとともに、経営陣が戦略目標についてよりフォーカスし、部門間にまたがる課題について議論する場を定期的に設けるなど、S P Bの目的である戦略の確認と共有やお客さまの視点に立った中長期的課題への取り組みに注力しております。

(注記) 1については、子会社等を含まない記述となっております。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社及び関連会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1. 当行の経営戦略について

当行は、平成12年3月に民間銀行として再スタートして以降、資産内容を健全化し財務体質の強化を図るとともに、債券・預金・貸出・内国為替・外国為替・有価証券投資・デリバティブ等の従来からの伝統的な銀行業務に加えて、収益基盤の多様化、安定化を図るために、投資銀行業務とリテールバンキング業務を拡充・強化してまいりました。さらに、近時は投資銀行業務、リテールバンキング業務に並ぶ業務としてコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの積極的事業展開を図っております。

当行は、財務の健全性を維持し、長期的・安定的な収益の計上を実現することを経営目標の根幹に据えておりますが、そのために当行は、以下の戦略を中心に、伝統的な預貸業務中心の運営といった過去の金融慣行・枠組みにとらわれることなく、顧客のニーズの変化に合わせ、新しく、かつ競合相手より優れた商品・サービスを提供してまいります。

- ・ 法人業務においては、投資銀行業務を推進する金融商品部門と顧客担当の法人部門を「インスティテューショナルバンキング部門」として有機的に融合し、顧客の有する事業・財務上の様々なニーズに最適なソリューションを迅速に提供する体制を整えました。同部門では、伝統的な融資業務に加え、手数料収入を中心とする非金利収入を継続的に増やすべく、証券化、クレジットトレーディング、ノンリコースファイナンス、M&A、企業再生などの投資銀行業務を積極的に推進しております。

証券化：顧客又は当行の保有する資産を裏付けとする証券を発行し、資金を調達する業務であります。当行は、債券引受販売業務などを行う新生証券株式会社や、金銭債権信託業務などを行う新生信託銀行株式会社、債権の管理回収業務を行う新生債権回収株式会社などの子会社と共に、当該業務を推進しております。

クレジットトレーディング：貸出債権やリース料債権等の売買業務であります。当行は、当該業務の事務管理などを行う新生銀ファイナンス株式会社（旧商号：株式会社ビーエムファイナンス）や新生債権回収株式会社などの子会社と共に当該業務を推進しております。当該業務で購入した資産を証券化するなど、当該業務と証券化業務は密接な関係にあります。

ノンリコースファイナンス：貸出の対象となる資産（主として不動産）から生じるキャッシュ・フローを元利払いの原資とする貸出業務であります。

M&A：企業（あるいはその一部の事業部門）の売却、買収、合併、提携等に係るアドバイザー業務であります。

企業再生：リストラクチャリングに取り組む企業に対して、財務体質の強化や資産の効率化、事業再編など、企業の収益力と競争力を高めるためのソリューションを提供する業務であります。

さらに、今後の豊富なビジネス機会が期待できるコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを、投資銀行業務、リテールバンキング業務と並ぶ業務と位置付け、積極的な事業展開を図っております。

コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネス：中小企業及び個人顧客の資金ニーズに対応するサービスを提供する業務であります。平成16年9月に子会社化した大手信販会社である株式会社アプラス（以下「アプラス」という。）及び平成17年3月に子会社化した大手リース会社である昭和リース株式会社（以下「昭和リース」という。）をはじめ、新生ビジネスファイナンス株式会社や、新生プロパティファイナンス株式会社などのコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを営む子会社と共に当該業務を推進しております。また、平成19年12月13日、当行資本・業務提携先であったシンキ株式会社（以下「シンキ」という。）の新規普通株式を引受け、子会社化しました。

消費者金融（コンシューマーファイナンス）分野につきましては、下記24.に記載のとおり上限金利の引下げ及び総量規制の導入が実施されることや過払金の返還請求に伴う負担などにより取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、営業力のさらなる強化を図るとともに、徹底した合理化・経費削減に取り組み、加えてシステムやリスク管理など当行の持つノウハウを活用した経営効率化を推進することにより、収益性・効率性が高いコンシューマーアンドコマースファイナンスの事業基盤を構築してまいります。

- ・平成13年6月にスタートした新しいリテールバンキング業務においては、低コストで利便性の高いインターネット、ATM、コールセンター及びフィナンシャルセンターなどのサービス・チャネルの展開をベースに、富裕層顧客へのコンサルティングや資産運用サービス、仕組預金等の新型定期預金をはじめ、顧客ニーズに合った金融商品・サービスを拡充してまいります。投資信託委託業務・投資顧問業務などを営む子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社などと共に当該業務を推進しております。また、平成17年6月には、楽天証券株式会社との提携による証券仲介業務につきましても、サービスを開始いたしました。
- ・当行は、先進的なリスク管理手法・アプローチにより、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務関連リスク、法務・コンプライアンスリスク等、多様なリスクの管理厳正化・高度化を図っております。これにより、不良資産の発生を最小限に抑え、財務の健全性を維持すると共に、安定的な収益拡大を目指します。
- ・IT分野においては、インスティテューショナルバンキング、リテールバンキングにおける新しい金融商品・サービスの提供、並びに収益、リスク管理の厳正化・高度化を実現するため、大型機中心ではないオープン系のシステムを採用するなど、従来の金融機関の常識にとらわれない最新の技術による情報システムの構築と事務の合理化・効率化を推進しております。今後とも、当行の収益力・競争力の向上を実現するため、効果的なITの活用を進めてまいります。

さらに、平成21年3月期につきましては、引き続きお客さまを中心としたビジネス展開をはかるとともに、株主価値の向上に注力し、最も成長性が高く、最も高収益な国内の金融サービス企業を目指すという目標を実現するため、以下のような施策を講じてまいります。

- ・法人ならびに個人のお客さまに、より良い商品とサービスを提供するため、従来の3つの戦略分野を法人向け、個人向けの2つに集約
- ・コストの合理化や株主付加価値（SVA）という経営指標の導入を含む業務の最適化を推進
- ・良質な顧客基盤の自立的拡大に注力しつつ、適切な事業分野の成長のために積極的にM&Aを検討

当行のビジネスモデルは伝統的な銀行業務と革新的な投資銀行業務、リテールバンキング業務及びコンシューマーアンドコマースファイナンス・サービスを組み合わせたものですが、日本のマーケットでは比較的新しいものです。これらの業態の組合せは相互に補完し合うものであり長期的には継続的利益を上げるために有効であると考えておりますが、その理解が正しいという保証はありません。また、当行グループの業務拡大のためには顧客に当行グループのビジネスモデルが認知される必要がありますが、当行グループのビジネスモデルが顧客にとって馴染みの薄いものである場合、顧客に認知されにくい可能性があります。

なお、上記の通り当行は平成21年3月期においては従来の3つの戦略分野の集約をはかってまいります。2.以降に記載する当行における業務・グループ名及びその内容に関しては、従来からのものをベースに記載しております。

## 2. インスティテューショナルバンキング業務の戦略的拡充について

当行は、インスティテューショナルバンキング業務の拡充のため企業向け貸出及び貸出以外の業務を強化する戦略を掲げております。当行がかかる戦略を実行するに際しては、わが国経済全体の景気動向に加えて、下記のような重要なリスク及び課題に直面しております。

- ・法人顧客ベースの規模が、国内大手銀行グループより小さいため、既存の顧客に対する貸出増強には限界がある可能性があります。

- ・わが国の銀行業界における過当競争により、他行の貸出利率が当行が考えるリスク見合いより低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。
- ・当行が経営資源を投入しているノンリコースローンやレバレッジドファイナンス等の新しい貸出形態は、わが国市場において伸びてはいますが、更なる成長やその収益性の維持・拡大が保証されているわけではありません。
- ・政府並びに政府系金融機関が企業再生を主導・関与することにより、企業再生に対する融資及びアドバイザー業務の機会が縮小したり、収益性が低下する可能性があります。
- ・わが国の銀行業界における競争が厳しいことから、貸出利率における利幅の増加や債務者のリスクに応じた適切な貸出金利設定が困難となる場合があり、全体としての取引関係の維持及び関連業務の獲得のため、当該顧客の信用格付に鑑みて適切と判断される利率より低い貸出利率で貸付を実行しなければならないことがあります。

### 3. コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの経営環境について

当行は、平成16年9月にアプラス（大阪証券取引所市場第一部上場）を子会社化（発行済普通株式数の約67%を取得）し、平成17年3月に昭和リースを子会社化（同約96%を取得）し、平成19年12月にシンキを子会社化（同約68%を取得）したことにより、当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを大きく拡大しました。

また、これまでに、上記のほか、例えば、新生プロパティファイナンス株式会社（旧商号：株式会社エクイオン）及びアポロファイナンス株式会社の買収、帝人ファイナンス株式会社からの個品割賦事業の譲受並びに株式会社ユニコ・コーポレーションからの事業譲受を通じて、中小企業向け融資、消費者金融（コンシューマーファイナンス）及び個品割賦市場等に参入してきました。

これらの買収が成功するかどうかは、1つには、これらの企業の効率性や収益性を強化するために業務運営及び提供する商品を改善することができるかどうかにかかっています。我々の直面している課題には、取引先との緊密な関係を維持する必要があること、オートローン・オートリース業務のように、いくつかの商品は市場規模が縮小していること、及びアプラスやその他の子会社の業務の効率性を向上させるために当行のIT技術を用いることが困難な可能性があること等が含まれます。これらの目標を達成できない場合、当行の収益が減少し、収益の多様化を目標とする当行の取組みが阻害される可能性があります。

アプラス及びその他のコンシューマーファイナンス・ビジネスについては、最近の上限金利及びいわゆる「グレーゾーン金利」の取扱に関する法令及び規制の変更により影響を受け、当行は平成19年3月期の連結会計年度において、アプラスの買収に伴って計上したのれん及び無形資産の減損を実施するとともに、当行の持分法適用関連会社であるシンキに係る持分法による投資損失を計上いたしました（ただし、シンキは平成19年12月13日以降当行の連結子会社となっております。）。平成20年3月までの12ヶ月間において、連結ベースで新たな減損損失は計上されていませんが、シンキの被った損失により、当行の業績は悪影響を受けました。下記4.において述べるアプラスの経営変革がアプラスの収益性を回復するのに十分でない場合、又は、シンキがコンシューマーファイナンス業界の経営環境の変化に対応するために採る方策が十分でない場合、コンシューマーファイナンス・ビジネスが当行グループの経営成績に将来に亘って悪影響を与え続ける可能性があります。（法令及び規制の変更については下記24.をご参照ください。）

コンシューマーファイナンス業界が新たな上限金利規制へ移行する過程で、アプラス及びシンキはさらなる貸付費用（クレジットコスト）の増加という影響を受けるものと予想されます。返済期限を迎えたコンシューマーローンの債務者は、借り換えが不可能な場合、かかる返済金の支払ができなくなる可能性があります。こうした債務者は複数の貸主から借入れを行っておりますが、改正法の成立後、アプラス及びシンキを含む多くの貸金業者は、厳格化された信用査定基準に従って、これらの債務者に対する追加貸付を制限しております。こうした債務者が貸金業者から借入れを続けることができなくなると、アプラスやシンキからのローンも含め、既存のローンについて債務不履行となる可能性があります。アプラス及びシンキは平成20年3月期に追加の引当てを実施していますが、昨今の急速な状況変化に鑑みれば、状況変化による影響が予想を上回る可能性があります。



#### 4. アプラスの経営変革等について

コンシューマーファイナンス業界の急速な状況変化に対応するため、アプラスは平成19年1月16日、経営変革の実施について公表しました。当該経営変革の主な内容は、大幅な人員削減、既存店舗や業務センターの統廃合、並びに引下げ後金利の前倒し適用、及び割賦購入やコンシューマーファイナンスといった主要なビジネス・ラインにつき厳格なリスクマネジメントを行うことからなります。また、アプラスの経営陣の強化も行いました。当該経営変革の実行にあたって直面する課題は、下記のようなものがあります。

- ・コンシューマーファイナンス業界に影響を与えている急速な状況変化により、他社との競争環境及び業務規制においてさらなる予期しない変化に直面する可能性があります。
- ・コスト削減努力が不十分であったり、或いは、それがアプラスの業務運営を混乱させる可能性があります。
- ・成長を達成するための業務上の提携や新商品が、期待したほどの発展性を持たない可能性があります。

かかる経営変革を支援するため、当行は、平成19年3月26日に総額200億円の、平成20年3月28日に総額500億円の、アプラスの新規優先株式をそれぞれ引受けました。かかる追加資本によって、アプラスは十分な純資産を維持することができ、これにより、他の投資家によって保有されているD種優先株式について早期償還請求権（現金を対価とする取得請求権）の発動を回避することができ、さらに、アプラスがその他の資金調達を継続することが容易になるものと考えられます。さらに、平成19年12月13日、当行はシンキの資本増強を図るため総額約77億円のシンキの新規普通株式を引受けました。かかる追加資本によって、シンキは新しい環境下での事業展開のため積極的にビジネスモデルの転換を図ることが可能になるものと考えられます。しかしながら、アプラスまたはシンキがさらなる損失を出して状況が悪化した場合、あるいはコンシューマーファイナンス業界に対する認識のためにアプラスまたはシンキが通常の方法により資金調達を行うことに制限を受ける場合、アプラスまたはシンキが追加支援を必要とする可能性があります。

#### 5. アプラス及びシンキの引当金について

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」という。）の改正以前から、「利息制限法」は貸付金額に応じて年15%から年20%を、貸付債権に適用できる上限金利として定めていました。そして、「出資法」の上限金利と「利息制限法」の上限金利との差額は一般に「グレーゾーン」金利あるいは超過利息と呼ばれていました。「利息制限法」の下では、超過利息の支払を定める契約は、かかる超過部分に関して無効であるとされます。しかし、かかる利息制限にかかわらず、「貸金業の規制等に関する法律」（以下、「貸金業規制法」という。）では、超過利息の支払が任意になされ、かつ貸金業者が貸付実行及び返済に関する各種書面交付義務を遵守している限りは、「出資法」の上限金利以下であれば、超過利息の支払は有効であるとされておりました。

しかし、平成18年1月の最高裁判所の判決では、超過利息の支払は原則として任意になされたものとはみなされないものとされました（詳細は下記24.をご参照ください）。

アプラス及びシンキは過払金返還及びそれに関連する貸倒損失について引当金を計上しておりますが、過払金返還のための引当てに関する平成18年10月日本公認会計士協会公表の監査委員会報告を適用した影響もあり、平成18年9月中間期に、両社は引当金を増額しました。さらに、上限金利を引き下げる改正法が平成18年12月20日に最終的に成立したことを受けて、アプラスは、大手貸金業者が高リスク債務者への貸付を制限することやそれによって生じる債務不履行の増加及び過払金返還請求の最新の動向を含む、マーケットの変化を考慮して、改めて引当金計上の前提を検討し、その結果平成19年3月期及び平成20年3月期に相当額の追加引当てを行いました。また、シンキも、同様に、平成19年3月期及び平成20年3月期に引当金の積み増しを行いました。

しかしながら、アプラス及びシンキの引当金額は過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、これは将来的に発生する過払金返還請求を考慮するために適切ではない可能性があるため、アプラス及びシンキの現在の引当金額が過払金返還請求によって生じる損失に対処するために十分であるという保証はありません。アプラス及びシンキの現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、アプラス及びシンキに将来追加の費用が生じる可能性があり、当行グループの財務成績に相当な影響が及ぶ可能性もあります。

## 6. フルサービス型のリテールバンキング業務への参入について

当行は、平成13年6月に、フルサービス型のリテールバンキング業務を開始し、リテールバンキング業務に必要な人員及び情報システムに多大な経営資源を投入しています。当行のリテールバンキング業務を将来に亘って拡大していくに当たって直面している課題には、以下のようなものがあります。

- ・当行は、参入後順調に顧客基盤を拡大してきましたが、メガバンクと呼ばれる他の大手銀行と比較した場合には、相対的にリテール顧客基盤の規模がまだ小さいため、当行が企図する収益性を実現できない可能性があります。
- ・ATMやテレフォンバンキング、インターネットバンキングで24時間365日いつでもお取引頂けるといった当行が提供するサービスに匹敵するサービスを、競合他社も提供し、或いは提供しようとしており、これにより、他社との差別化が困難となる可能性があります。
- ・当行が導入する投資商品が、顧客に受け入れられない可能性があります。
- ・顧客の嗜好が、当行の手数料収入源のひとつとなっている仕組預金から、他へ移り変わっていく傾向を示しており、当行はこの局面に適切に対応していく必要があります。
- ・将来の規制や行政処分が当行のリテールバンキング業務の成長を阻害する可能性があります。

## 7. 金融商品及びサービスの範囲の拡大について

当行の主要な事業戦略は、金融商品、サービス及び投資活動の範囲を拡大することであり、今後もそのような事業戦略を実施してまいります。アプラス、昭和リースその他のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの買収もまた事業多様化の一環です。インスティテューショナルバンキング部門は業務活動を拡大しており、海外市場への投資も含め、様々な資産への投資を検討しております。フルサービス型のリテールバンキング業務開始もあり、当行は提供する業務内容を着実に拡大させております。また、平成17年6月には楽天証券株式会社との提携により、顧客に株式取引サービスの提供も開始いたしました。当行は、その事業活動を拡充するにあたり、以下を含むリスク及び課題に直面いたします。

- ・新規の業務活動は、見込みどおりとは限らず、また、収益を生むものとなる保証もありません。
- ・当行は、新規事業活動を監督し、指導することのできる人材を獲得し、継続的に雇用することが必要となります。
- ・情報システム、特に顧客が直接にアクセスできるサービスをさらに拡充する必要があります。

## 8. マーケットの変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動します。例えば、金利の上昇は、一般的に、債券ポートフォリオに悪影響を与えます。さらに、当行のポートフォリオ中の債券に対する信用格付けの格下げもしくはデフォルトは、当行業績に悪影響を与える可能性があります。当行が当行の取引・投資に関連して、将来において投資による損失を計上しない保証はありません。

## 9. ローン及びその他の資産への投資に関するリスクについて

当行は、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却もしくは証券化することを目的としております。また、特定の資産又は特定の格付けもしくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当行収益が予想より少ない場合（当行により証券化された資産のプールにおいて、当行グループ自身がその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当行及び当行グループの損益及び財政面が悪影響を受ける可能性があります。こうした当行が取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当行が魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合があります。

## 10. 海外業務の拡大による新たなリスクについて

当行の業務の大部分は日本国内におけるものですが、その他の市場（とりわけ、不良債権に対する投資）における事業・投資の可能性について積極的に検討しております。たとえば、平成17年5月には、当行は新設の在英国子会社であるShinsei International Limitedを通じて、ユーロ債の引受け及び資本市場のアドバイザリー業務を開始いたしました。また、平成17年6月に、当行はドイツにおいて、ドイツの銀行等と共同で不良債権の買取・再編並びに処理を専門に行う合弁会社を設立し、額面価額で約4.3億ユーロ（平成20年3月末円換算額：約678億円）の不良債権を取得しました。平成18年7月には、当行は台湾の金融持株会社である日盛金融控股股份有限公司に対し、合計113億台湾ドル（合意時円換算額約402億円）の戦略的投資（普通株式及び優先株式の取得）を行いました。

当行は米国住宅ローン市場関連に対し合計約280百万米ドル（平成20年3月末円換算額：約280億円）のネットエクスポージャーを有しております。当行が、米国住宅ローン市場関連向けのエクスポージャーに対し、平成20年3月末日までの12ヶ月間で実施した引当金等の計上は、134百万米ドル（平成20年3月末円換算額：約134億円）となりました。一方、平成20年3月末日までの12ヶ月間で実施した評価減につきましては、157百万米ドル（平成20年3月末円換算額：約156億円）となっております。その結果、平成20年3月末日までの12ヶ月間で実施した引当金計上と評価減の合計は、291百万米ドル（平成20年3月末円換算額：約291億円）となっております。

なお、別途平成18年度第4四半期における評価減および引当金等については、合わせて19百万米ドル（平成20年3月末円換算額：約19億円）を計上しております。

当行が海外において行う業務活動は、下記のような一般的に国際的な業務及び投資に関連するリスク及び課題に直面する可能性があります。

- ・外貨建資産及び負債に関連する金利及び為替リスク
- ・金融サービスの提供及び直接投資に関連する税務及び規制環境の相違
- ・社会的、政治的及び経済的な状況の変化
- ・能力があり、地域市場の知識の豊富な従業員の雇用の必要性

このようなリスクは、当行の投資経験の浅い資産及び地域に投資する場合に高まる可能性があります。

## 11. リスクマネジメントポリシーの有効性について

当行は、リスクマネジメントポリシー及びそのための手続の確立に向け、注力してきており、今後もその予定であります。しかしながら、当行は急速に事業を発展させているため、かかるポリシー及び手続が、リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行のリスク管理方法には、過去の市場動向の観測を基準にしているものがあるため、将来のリスク・エクスポージャーを必ずしも正確に予測できない可能性があります。業務上の諸リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、ポリシー及び手続を適切に制定、改廃する必要があり、そうした調整が充分に行われるまではこのようなポリシー及び手続は、効果が十分でない可能性があります。また、当行が買収する可能性のある事業については、より広範な統合手続の中の一環として行わなければならないため、リスクマネジメントポリシーの実施及び管理が特に困難なものとなる可能性があります。

## 12. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について

当行は、平成12年3月より前の当行の行為に関連する訴訟の当事者となっております。預金保険機構、ニュー・エルティアーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ及び当行の間の平成12年2月9日付株式売買契約書（以下「株式売買契約書」という。）のもとで、当行は、平成12年3月1日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟等に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。かかる補償は、当該費用を含め特定の損失について当初の50億円を超える部分について行われます（株式売買契約書の詳細については、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中の「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください）。当行は、50億円全額の引当金を平成13年3月期に計上しております。個々に又は総額で当行の営業成績に重大な悪影響を及ぼすと予想される平成12年3月より前の当行の行為に関連する継続中又は提起されるおそれのある訴訟又はその他の裁判手続きは存在しないと考えております。但し、預金保険機構による補償の範囲又は補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません。

なお、株式会社イ・アイ・イーインターナショナル（以下「E I E I」という。）が北マリアナ諸島連邦サイパンの裁判所において再開していた当行に対する損害賠償請求訴訟に関しましては、当行は、平成16年5月23日、E I E I及びその関係者との間で、当該訴訟その他日本国内外で同日現在係属中であった訴訟にかかる全ての紛争について和解の合意に達しました。当行は、同年6月16日に和解金218億円をE I E Iの破産管財人に対して支払い、また、和解条項の履行として、当該訴訟その他当行とE I E I及びその関係者との間に存在する全ての訴訟の取下げが行われました。

当行は、平成16年12月27日、E I E I関連訴訟により当行に生じた損失、費用及び経費について、預金保険機構に対して、約134億円の補償請求を行いました。平成17年4月28日、当行は預金保険機構から、上記補償は株式売買契約書に基づく補償対象にならないものを含んでおり、請求には応じることが出来ない旨の通知を受領しました。

当行といたしましては、当行が行った上記補償請求には理由があり、これを拒絶した預金保険機構の通知には理由がないと考えております。

当行としましては、公正かつ透明性のある法的手続きにて解決することが望ましいと判断し、平成17年7月19日、預金保険機構に対して上記約134億円の支払を求める訴えを東京地方裁判所に提起いたしました。

平成18年3月には、当行は、預金保険機構に対して、上述の株式売買契約書に基づく、又はこれに関連する補償として、合計約270億円の支払いを求める追加的な請求を行いました。預金保険機構は当行がこれまでにを行った請求の一部を認め、平成18年9月に当行が引当金を計上した上記の50億円を控除して約226億円を支払いました。

上記E I E Iに関する請求及び平成18年3月の補償請求に関する不足分の請求のほか、当行は、預金保険機構に対して、当行の前身である日本長期信用銀行に関する税金及びその他の責任について、追加的に特定の補償を請求しており、また今後とも請求する可能性があります。

上記の50億円は、平成18年3月の請求にかかる預金保険機構の当行に対する支払い及びE I E Iに関する請求の両方から控除されているため、当行がE I E Iに関する請求に勝訴した場合、当行は、勝訴した額に加えて、かかる50億円の支払いを受ける権利があると考えています。

当行は、当行の預金保険機構に対する訴訟（現在係属中の訴訟を含む。）について、勝訴できない可能性があります。それぞれの事案について、当行は潜在的な請求権の範囲を評価し適正な引当金を積んでいますが、かかる引当金が当行の被る損失をカバーするのに十分でない可能性があります。

### 13. 貸倒引当金の十分性について

当行は、顧客の状況、当行が保有する担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。当行の実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回る可能性があります。そのような場合には、当行の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。経済状況の悪化により当行が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、又はその他の要因により当行の予測を上回る悪影響が生じた場合には、当行は、貸倒損失に備えて引当金を増やす必要があります。

当行は、一定の貸付金の購入・回収を目的として設立された基金に関する出資について引当金を計上するなど、貸出金以外の資産項目についても、それらの資産項目に関連する潜在的な信用リスクからの損失に備えるため、貸倒引当金を計上しております。当行は、現状の貸倒引当金計上額で、当行が認識する信用リスクからの損失を十分にカバーしていると考えておりますが、今後、これら以外に信用リスクからの損失が発生しない保証はありません。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「7 財政状態及び経営成績の分析」の「2. 財政状態の分析 (2) 不良債権の状況」欄もご参照ください。

### 14. ローン・ポートフォリオにおける大口貸出先への集中について

平成20年3月31日付で、当行の上位10位までの貸出先は、当行の単体ベースの貸出金残高の約20.9%を占めており、このうち、公的セクター（その大半が高い信用格付けを有する）が、約46.6%を占めております。かかる主要な取引先の業績悪化又は当行との関係の著しい変化により、当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。また、公的セクターに関しては、これらの民営化もしくはリストラクチャリングにより信用力が低下したり、貸出需要が減少する可能性があります。

平成20年3月31日現在、当行グループの有する貸出金にかかる債務者のうち、連結ベースで不動産分野の占める割合は23.0%になりますが、その半分程度はノンリコースローンであります。同日現在において次に高い集中度を示しているのが22.2%を占めている金融・保険業分野です。当行の貸出先である公的セクターのいくつかは、当行の業種別貸出分類では金融・保険業に含まれております。当行グループの消費者金融会社向けの貸出金は、金融・保険業分野に対する貸出金の約12%、当行グループの有する貸出金の約3%をそれぞれ占めています。

## 15. 資金調達について

近年、資金調達方法を多様化させていますが、下記のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤の拡大のテンポが伸び悩む可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、金融債もしくはその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・日本銀行によるさらなる短期金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当行の資金調達に何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・当行は、平成16年4月に普通銀行への転換を行ったこととの関係で、平成26年4月に金融債を発行できなくなりました。その場合に、金融債以外の債券もしくはその他の資金調達方法を代替手段として十分に整備できない可能性があります。
- ・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、又は十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

## 16. 信用格付けの影響について

格付機関により信用格付けが下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、又は一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当行の資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当行及び当行グループの損益・財務面が悪影響を受ける可能性があります。

## 17. 有能な従業員の雇用について

既存の市場における当行の地位及び顧客基盤を最大限活かすために、卓越した商品知識・技術及び専門的で豊富な経験や実績を有した従業員を採用し、活用することが事業戦略上重要であります。当行は、投資銀行業務、リテールバンキング業務や財務会計などのさまざまな分野において、豊富な実績と経験を有する従業員を必要としております。さらに、情報システムにおけるインフラを維持し、向上させるためには、熟練した技術者を雇用し、訓練し、かつ定着させる必要があります。当行は、他の銀行のみならず、証券会社及びその他の金融機関との間で、このような従業員の採用において競合関係にありますので、当行が有能な人材を採用し、定着させられる保証はありません。

## 18. 重要な経営陣の退社による事業への影響について

事業を引き続き成功させることは、当行の代表執行役社長であるティエリー・ポルテを含む執行役等、上級経営陣の業務能力にかかっています。これら上級経営陣の誰か将来における退社が、当行の業務遂行に悪影響を与える可能性があります。

## 19. 情報システムへの依存について

当行の業務の中でも、とりわけリテールバンキング業務においては、その業務戦略の一つとして、当行の情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しております。この方法は費用効率がよいものではありませんが、当行の業務はシステムの容量及び信頼性に大きく依存しております。平成18年4月末に、リテールバンキングのデータベースへのアクセスが一時的に遮断され、その結果、約4時間に亘って、ATMからの引き出しが10万円までに制限されるとともに当行のインターネット・バンキングサービスが利用できなくなりました。さらに、平成18年4月下旬から5月上旬にかけて、時間帯によって当行のインターネット・バンキングサービスの動作遅延が生じた日が数日ありました。これら以外には、広範囲な顧客へのサービスの停止が生じたことはありませんが、顧客数及び取引数の増加もしくはその他の理由により、今後ともサービスの停止が生じない保証はありません。また、当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的なミス、地震等の自然災害、停電、妨害行為、コンピューターウイルス等の事故もしくはインターネットプロバイダー等の第三者からのサポートサービスの中断により、損害を受け、又は機能しなくなる可能性があります。

当行の情報システムは、バックアップ機能をあらゆる場面で備えており、東京もしくは大阪において、データ及び機能を回復することができるように設計されておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。さらに、当行のバックアップ・プランは、サービスの大規模な中断時に生じるおそれのあるあらゆる偶発事象に対処できない可能性があります。

当行の情報システムやノウハウについては、楽天証券株式会社との合併事業による個人顧客向け株式取引業務の提供等の新規サービスやアプラスのコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネス等の新規事業にも適用するなど、それらの活用に努めています。こうした新規のサービスや事業の当行の情報システムへの統合にあたっては、その時期が遅れることや別の問題に直面する可能性があり、当行がこうした情報システム統合から期待するような業務効率の向上やその他の恩恵を実現できる保証はありません。

## 20. 年金制度及び年金資産に関するリスクについて

当行の年金資産の時価が下落した場合や、将来の退職給付債務の予測計算の基礎に関する事項が変動した場合（年金資産の期待運用収益率が低下するなど）には、年金費用計上額が増加する可能性があります。当行は、平成15年度においては期待運用収益率を2.2%に引き下げて計算（平成14年度は3.1%）しており、退職給付費用計上額は2億円増加いたしました。今後も当該期待運用収益率を2.2%からさらに引き下げた場合、今以上に退職給付費用計上額が増加する可能性があります。

さらに、退職給付制度が変更された場合、当行は未認識の過去勤務債務に関する費用を認識しなければならない可能性があります。また、利子率を巡る環境の変化や他の要因が未積立退職給付債務額や毎年の費用処理額に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 21. 金融サービス市場における競合について

規制緩和、当行を含む国内銀行による収益源の多様化に対する取組み並びに外国企業及び外人投資家の台頭により、わが国の金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっております。当行は、数多くの金融サービス企業と競争関係にあり、当行より優位に立つ企業もあります。当行の主要な競争相手は以下のとおりです。

- ・大手銀行：わが国における大手銀行グループは、資産、顧客ベース、支店数、及び従業員数の観点から見ても、当行より規模が大きく、また、これらの銀行グループは、様々な投資銀行業務を行っており、かつ、子会社もしくは関係会社として証券会社を有しているうえ、当行同様その収益源を多様化する戦略を採っています。さらに、大手銀行グループ同士の経営統合が成功した場合には、日本の金融市場における競争がより激しくなる可能性があります。また、上記の大手銀行グループのほとんどは、政府が保有していた株式を消却するとともに金融庁への健全化計画の提出義務から解放され、より柔軟な経営が可能となる可能性があります。
- ・証券会社/投資銀行：国内の証券会社及び主要な外国投資銀行の日本における関係会社を含み、当行は、コーポレート・アドバイザー及び投資活動を含む様々な事業領域において、このような企業との競争関係にあります。
- ・その他の銀行：信託銀行、地方銀行、一部の海外商業銀行の日本支店及びリテール専門のオンライン・バンク等とは、これらのその他の銀行が営むそれぞれの分野において競争関係にあります。
- ・政府系金融機関：日本のリテールバンキング部門においては、平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化・分割化されて誕生した株式会社ゆうちょ銀行が依然として最大の預貯金総額を有しております（なお、平成17年10月14日に「郵政民営化法」等の郵政民営化に関連する一連の法律により、日本郵政公社は、10年間の移行期を経て最終的な民営化を実現することが決定されています。）。また、政府系金融機関については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が平成18年5月26日に成立し、平成20年度に、国民生活金融公庫等の4つの機関を1つに統合し、また、日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫を民営化（政府全額出資の株式会社に転換）し、その後、概ね5年から7年を目途として完全民営化することなどが予定されています。これらの政策が実現されなかった場合や、新たな形での政府の金融市場への参画が当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・消費者金融会社及びノンバンク：当行が子会社を通じて行っている業務において競争関係にあります。
- ・その他の金融サービス提供者：当行もしくは当行の子会社、関連会社は、債権回収会社及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに他の投資家と競争関係にあります。

当行の業務にかかる競争は今後も激化を続けることが見込まれ、当行が現在及び将来の競争相手と効果的に競争できない可能性があります。

## 22. 金融機関に対する監督官庁による広範な規制について

近年、わが国の金融サービス市場においては大幅な規制緩和が実施されていますが、当行は依然として、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けます。さらに、当行及び当行の関係会社は、金融当局による自己資本規制その他の銀行業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けており、これによって、ビジネスチャンスを追求できないことがあります。当行及び当行のいくつかの関係会社は、業務全般及び貸出資産分類に関して、金融庁もしくはその他の政府機関により検査を受けております。関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、当行又は当行のそれらの関係会社が銀行法第26条その他の法令に基づく「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分を受けることなどにより、当行又は当行のそれらの関係会社の業務に制限を受けたり、評価が悪化することがあります。検査の結果、当行の証券子会社である新生証券株式会社は、「顧客に関する非公開情報を親法人等から受領する行為」があったとして、平成18年1月27日に金融庁から業務改善命令を受け、再発防止策を講じました。また、当行の信託銀行子会社である新生信託銀行株式会社は、不動産管理信託業務において、引き受けを行おうとする不動産の受託審査・査定を適正に行わないなど信託法第20条及び信託業法第28条第2項（いわゆる善管注意義務）違反などの法令違反行為が認められたこと、並びに法令等遵守（コンプライアンス）及び経営管理（ガバナンス）態勢などに重大な不備が認められたことを理由として、平成18年4月26日に、不動産管理処分信託業務の新規受託業務にかかる業務停止等の命令を受けました。かかる業務停止命令により、新生信託銀行株式会社は、平成18年5月11日から平成19年5月10日までの間、不動産管理処分信託の新規受託業務を行うことができませんでした。当行は、新生証券株式会社に対する業務改善命令及び新生信託銀行株式会社に対する業務停止命令を厳粛に受け止め、再発防止のためにコーポレートガバナンス及び内部のコンプライアンス手続を強化するための抜本的な措置をとっています。さらに、当行は、経営健全化計画に係る平成19年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離したことなどから、平成19年6月28日に金融庁から業務改善命令を受けました（業務改善命令の詳細については、下記28.をご覧ください）。

当行並びにその子会社及び関連会社は、コンシューマーアンドコマーシャルファイナンス業務に関する規制、とりわけ貸金業法（「貸金業規制法」「出資法」「利息制限法」）の規制に服しています。これらの法令に係る最近の最高裁判所や金融庁による解釈及び平成18年12月20日に成立した改正法により、アプラスやシンキのコンシューマーファイナンス業務は影響を受けてきました。金融庁や他の政府機関によるコンシューマーファイナンス業務に対する規制上の監視強化によって、かかる業務に従事する当行の子会社や関連会社が適用法令の遵守を怠ったことが判明した場合、これらに対する行政措置がとられる可能性があります。

金融庁及びその他の規制機関は、最近、当行を含む銀行のリテール顧客に対する仕組預金商品の販売に関する監視及び検査を強化しています。仕組預金は通常の預金と異なる投資リスクを内包しているため、銀行は各顧客の知識、経験及び資産の状況に応じて仕組預金の性質や詳細について適切な説明をすることを求められます。仕組預金は当行のリテール預金のかなりの部分を占めており、金融庁や他の規制機関はこの分野の当行を含む銀行による開示実務を精査しています。当行の仕組定期預金商品の広告について、取引条件が一般消費者に誤認されるとして、平成19年3月28日、公正取引委員会は当行に対して排除命令を発令しました。この問題は既に対応済みではありましたが、当行は、今回の排除命令を厳粛かつ真摯に受け止め、今後とも消費者の視点に立ったよりわかりやすい広告表示に努めてまいり所存であり、再発防止のため、当行は「消費者広告チェック制度」を創設したほか、広告審査委員会を設定いたしました。さらに、平成18年に成立し、平成18年から平成19年にかけて段階的に施行された金融商品取引法には、仕組預金やその他の投資商品についての開示義務を強化する規定が盛り込まれています。これに伴って、銀行法上も、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金等の投資性の強い預金について、広告等に関する規制や契約締結前の書面交付義務、適合性原則等、金融商品取引法上の行為規制が準用されることになりました。これらの新たな規制の導入に伴い、当行は、内部コンプライアンス体制のより一層の強化をはかる所存ですが、これらの遵守を怠った場合は、民事責任を負い又は行政上の措置を受ける可能性があります。

### 23. 自己資本比率規制について

当行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しています。当行は、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられているのみですが、最近の各事業年度においては、海外に支店等の営業拠点を有する銀行の基準である8.0%を優に上回る自己資本比率を維持しています。最低比率を維持できない場合には、当行は行政処分や処罰を受ける可能性があり、間接的に当行の業務遂行能力に影響を受ける可能性があります。当行が将来追加的な資本を必要となる要因としては、以下のようなものがあります。

- ・将来における重要な事業又は資産の取得：当行は、コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスを買収によって拡大してきました。また、不良債権やその他の金融資産の市場にも積極的に参加してきました。当行が将来、魅力的な機会を見出した場合、当行はこれらの機会を追求するために必要な追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・政府の保有する当行株式の取得：政府は、現在、当行の普通株式469,128,888株を保有しております。当行は、政府が保有する株式を買い取る義務を負っていませんが、かかる買取り（自己株式の取得）を行えば、当行が現在負っている金融庁への健全化計画の提出及び履行状況の報告の義務がなくなります。かかる買取りを行おうとする場合、当行は追加的な資本を必要とする可能性があります。
- ・バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関する新バーゼル合意（「バーゼルII」）に沿った新しい自己資本比率規制が平成19年3月末から金融庁により導入されました。新しい自己資本比率規制における主な変更点には、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクを反映する内部格付手法の（金融庁の承認を得ての）採用、オペレーショナルリスクに関するリスク資産の割当て、及びリスク評価方法及び自己資本比率についての当局による検証等があります。当行は基礎的内部格付手法を採用しておりますが、内部格付手法においては債務者の信用状況の悪化等により所要規制資本が増大する可能性があります。なお、平成20年3月末における当行の連結自己資本比率は11.74%、Tier 1比率は7.37%となっております。

当行が、かかる状況に対処するための又はその他の理由による追加的な資本増強を適切な時期に行えず、又は資本増強が困難な状況に直面した場合、当行によるビジネスチャンスの追及や事業戦略の遂行は制約される可能性があります。

なお、当行は、サターンIサブ（ケイマン）エグゼンプト・リミテッド、サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ、サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ及びサターンIVサブ・エルピー（以下「公開買付者」といいます。）が平成19年11月22日に開始し平成20年1月17日に終了し成立した当行普通株式の公開買付けに関して、平成20年2月4日を払込日とする総額500億円の当行普通株式の第三者割当増資を公開買付者宛てに実施いたしました。これにより、当行は事業戦略の推進、資本調達基盤、経営力及び市場における地位を強化することができると考えております。

### 24. コンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにかかる法的規制等について

当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにおけるカード・ローン等の融資業務事業（以下「貸金業事業」という。）は、「貸金業規制法」、「利息制限法」及び「出資法」の適用を受けております。

現在、「出資法」の貸付上限金利は年29.2%であり、これを超える金利で貸付を行うことはできません。

また、「利息制限法」第1条第1項で、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、利息の最高限度（元本金額により年利15%乃至20%）の超過部分について無効とするとされておりますが、「貸金業規制法」第43条で、同法所定の書面が金銭貸付時及び弁済時に債務者等に交付され、かつ、当該超過部分について債務者が利息として任意に支払った場合、その支払が同法に規定する書面が交付された契約に基づく支払に該当するときは、「利息制限法」第1条第1項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなすとされております。

しかし、貸金業業界において、「貸金業規制法」に定める契約書記載事項等の不備を理由に、「利息制限法」に定められた利息の最高限度額の超過部分（超過利息）について返還を求める訴訟がこれまでに複数提起され、これを認める判決も幾つか下されております。最高裁判所は、平成18年1月、貸付けに関する契約書に、債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞したときには期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする判断を下しました。金融庁も、かかる最高裁判所の判断に従った貸金業規制法の施行規則の改正を行いました。当行の貸金業事業も含め、多くの貸金業者が用いる貸付けに関する契約書に



は、このような期限の利益喪失特約条項が設けられていることから、最高裁判所の判断及び金融庁による貸金業規制法の施行規則改正は、当行の貸金業事業を含む貸金業一般に対して重大な悪影響を与えております。かかる最高裁判所の判断等の結果、超過利息について支払いを拒む債務者や、既に支払った超過利息の返還を求める債務者が更に増加した場合、当行の貸金業事業に悪影響を与える可能性があります。

さらに、平成18年12月20日に公布された出資法の改正法によれば、改正法の公布から3年以内に、上限金利は現行の年29.2%から年15%乃至20%（貸付金額による）に引き下げられることとなります。改正法では、一人の顧客に対して貸し付けることのできる総額についても新たな規制を課しています。

アブラスの消費者金融及びシンキについては、平成19年度より新規顧客及び既存顧客の一部については既に引き下げ後の上限金利を適用して貸付を行い、また、その他の顧客については適用金利を順次引き下げる予定です。また、さらなる業務規制が課せられることによって当行グループのコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスが影響を受ける可能性があります。

当行グループの信託銀行である新生信託銀行株式会社は、消費者金融会社がオリジネータ及びサービサーを務める消費者向けローンのポートフォリオの証券化において受託者を務めています。上記で述べたように、消費者金融会社は、現在、「グレーゾーン」や「超過利息」と呼ばれる一定の金利の法的上限を超える支払利息の払戻請求にさらされています。新生信託の証券化取引に含まれる消費者向けローンの証券化のオリジネータたる消費者金融会社が倒産した場合、かかるローンの債務者は、かかるローンの法的な債権者である新生信託に対して、超過利息の払戻しを求めることがあります。新生信託は、消費者金融会社及び信託財産に対して補償請求権を持ち、信託財産にかかる債務の支払いについては、一定の預託金を充てることが可能であり、新生信託はかかる払戻請求に対して法令上の抗弁を持ちうると考えていますが、オリジネータの倒産時において、証券化取引に含まれている消費者ローンに関して生じる超過利息の払戻に関する責任を負わない保証はありません。

当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスにおける総合あっせん事業及び個品あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限、割賦購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止等）を受けております。特に割賦購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が指定商品又は指定権利につき販売業者に対し抗弁を有する場合、それをもって割賦購入あっせん業者への支払を停止し又は支払を免れることが可能となる場合があります。このような事態が多数生じた場合、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスが直接適用を受けるものではありませんが、当行のコンシューマーアンドコマースファイナンス・ビジネスの提携先の中に「特定商取引に関する法律

（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける提携先があります。「特定商取引法」は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引や電話勧誘販売の規制、特定継続的役務における指定役務の追加等の改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、総合あっせん事業及び個品あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

## 25. 個人情報等の保護について

近年、企業や金融機関等が保有する個人に関する情報や記録の漏洩又は不正アクセスに関する事件が多発しています。平成17年4月より「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が全面的に施行されたことに伴い、当行としても、個人情報を保有する金融機関として、個人情報保護法に従い個人情報の保護に努めております。しかしながら、万一事故があった場合、それによる損害に対し賠償を行わなければならない事態が発生し、又は監督機関の処分を受ける可能性があります。さらに、そうした事故が発生することにより、当行の営業やブランドに対する一般の認識に悪影響が及ぶおそれがあり、その結果として顧客や市場の当行に対する信用が低下する可能性があります。

## 26. わが国の金融システム全般の不振に伴うリスクについて

わが国の金融システムの健全性に懸念が持たれた場合、当行を含む銀行の業務及び財政状態に、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・わが国の金融市場に関する否定的な報道により、預金者からの信頼が損なわれ、当行の企業イメージ又は当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。
- ・国際金融市場において、当行を含む国内金融機関がリスク・プレミアムの要求もしくは信用規制を受ける可能性があります。それにより、当行の海外での資金運用・調達に影響を受ける可能性があります。
- ・政府は、社会経済全体の利益を保護する政策を導入する可能性があります。それは個々の銀行の株主の利益とは反する場合があります。
- ・金融庁は、当行を含む銀行に対する定期検査又は特別検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

## 27. 政府による当行の普通株式の売却の可能性について

平成18年7月、預金保険機構は整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の半数である3億株を普通株式200,033千株に転換し、翌8月に東京証券取引所の立会時間外取引であるToSTNeT-2により売却しました。これを受けて、当行は当該転換にかかる普通株式の87.7%に相当する175,466千株を当該ToSTNeT-2取引により総額1,321億円で買い入れました。その余の普通株式は一般投資家によって購入されました。

また、整理回収機構が保有していた第三回乙種優先株式の残り3億株は、平成19年8月1日に普通株式に一斉転換され、整理回収機構は当行の普通株式2億株を保有することとなりました。

さらに預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式全てを保有しておりましたが、平成20年3月31日、預金保険機構の請求により、360円の転換価額で全て当行の普通株式269,128,888株に転換（当行が優先株式の取得と引換えに行う普通株式の交付をいいます。以下同様。）されました。

その結果、預金保険機構及び整理回収機構は、合計で当行の普通株式を469,128,888株（当行の潜在株式調整後の普通株式の約22.8%）を保有しています（預金保険機構保有分269,128,888株（当行の潜在株式調整後の普通株式の約13.1%）、整理回収機構保有分200,000,000株（当行の潜在株式調整後の普通株式の約9.7%））。当行は、預金保険機構及び整理回収機構が保有する普通株式を買い取る法的義務を負っておりませんが、かかる普通株式は政府により売却される可能性があります。実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

## 28. 当行の経営に対する政府の影響力について

当行の普通株式の保有者である政府（預金保険機構及び整理回収機構）は、当行の経営に影響力を有します。金融庁は、平成17年10月28日に、「公的資金（優先株式等）の処分の考え方について」を公表し、公的資本増強により取得した優先株式等の処分について、「納税者の利益」の立場により重きを置いた財産管理という観点を踏まえ、公的資本増強の経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避を前提としつつ、金融システム安定化の果実として公的資金から生じる利益を確実に回収することを基本とするの方針を確立しました。また、預金保険機構に対し、公的資本増強を巡る局面の変化に応じ、今後とも、公的資本増強行自らの資本政策に基づく申出による処分を基本としつつ、あわせて、優先株式の商品性やその時点での株価の状況等を踏まえ、適切かつ柔軟な対応を行いうるよう求めました。預金保険機構は、これを踏まえ、同日、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」を公表し、金融機関からの申出があった場合の対応に加え、新たに、申出がなくても処分を検討する場合の考え方・判断基準を示しました。しかし、政府が当行の普通株式をいつまで保有するかは明らかではありません。政府がこれらの株式を保有する限り、当行が政府から公的資金の注入を受けている状態が継続します。

整理回収機構から公的資金を受ける際に、当行は、法律に基づき経営健全化計画を作成し、これを定期的に見直すよう義務づけられました。当行は、平成19年3月期において、子会社であるアプラスの優先株式の減損と同社普通株式への投資損失引当金の計上並びに当時関連会社であったシンキの普通株式への投資損失引当金の計上等を主因として、当期純損失419億円を計上いたしました。この結果、当行が平成17年8月に提出した経営健全化計画における平成19年3月期当期純利益計画730億円を大きく下回ることとなり、当行は、平成19年6月28日に金融庁から業務改善命令を受けました。同命令により、当行は、業務改善計画書の提出、及びその後平成19年9月期を初回として同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとに実施状況を報告することを求められました。これを受けて、当行は、平成19年7月27日に業務改善計画を提出し、また、当該計画の内容を反映した新たな経営健全化計画を平成19年8月に提出いたしました。当行は、引き続き経営基盤の強化や収益力の向上を進めることにより経営健全化の達成と公的資金返済に向けて全力で取り組む所存ですが、これが達成されないときはさらなる行政処分を受ける可能性があります。なお、当行は、平成13年10月に、中小企業に対する貸出に関連し、計画目標を達成するよう業務改善命令を受けましたが、当行は、これに対し中小企業に対する貸出に関しては計画目標を達成することができました。今後も、政府が当行経営に必要に応じて影響を与える可能性があります。政府は、株主及び監督当局の両方の立場から、当行の経営陣が当行の戦略全般に沿っていないと考える活動を求める可能性があります。

## 29. 当行による募集株式の発行・自己株式の処分による影響について

当行の取締役会は、通常は株主総会決議を経ずに、発行可能株式総数の範囲内で募集株式を発行することができます。将来当行が新規に募集株式を発行し、又は自己株式を処分した場合、株式が希薄化するおそれがあります。募集株式の発行等及びその可能性があることが、当行の株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

## 30. 普通株式の配当に関する制約について

当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

かかる制約により、当該年度の当行の利益に照らして十分な配当が行われないおそれがあります。

## 31. 将来における規制変更の影響について

当行は現時点の規制に従って業務を遂行していますが、将来における法律、規則、政策、実務慣行、法解釈、財政及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当行がコントロールしうるものではありません。

なお、税制改正により、資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人に対して、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とする外形標準課税が、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、平成19年度においては、当該外形標準課税による税負担は約11億円でありました。

## 32. 当行の銀行主要株主について

平成19年11月22日、上記23.に記載した公開買付者が、平成20年1月10日までの30営業日を公開買付期間として当行普通株式に対する公開買付けを開始し、その後、同公開買付期間は平成20年1月17日まで延長され同日終了しております。その結果、公開買付者は当行普通株式358,456,000株を取得しました。さらに、当行は平成20年2月4日を払込日とする総額500億円の普通株式(117,647,059株)の第三者割当増資を公開買付者宛てに実施いたしました。公開買付者は、ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー(J.C. Flowers & Co. LLC、以下「JCF&Co.」)といいます。)の関係者を含む投資家が本件の公開買付けのために組成した投資ビークルです。公開買付者及びその他のJCF&Co.の関係者は、既存保有分も含め、公開買付け及び第三者割当増資後は当行の潜在株式調整後の普通株式を31.1%保有することとなりました。

当行は、当行の銀行主要株主等との取引について、通常の手続に加えて第三者的視点から、銀行主要株主等からの独立性確保・事業リスク遮断の状況を確認することを目的とする「銀行主要株主等との取引に係るガイドライン」を定めております。

また、公開買付者及びその他のJCF&Co.の関係者は、当行の株主基盤及び「3本の柱」、すなわち、インスティテューショナルバンキング、コンシューマーアンドコマースファイナンス及びリテールバンキングのビジネスモデルを強化し、顧客に提供される金融商品及びサービスを拡大することを目的として当行の長期的な事業計画に対する自らのコミットメントを強めたいとの意向を示しておりますが、かかる普通株式は公開買付者及びその他のJCF&Co.の関係者により売却される可能性があり、実際に売却された場合には、当行の普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

### 33. 当行本店の移転について

当行は、資産効率を最大限に高めるために常に当行グループの保有資産の見直しを行っております。このうち、現本店は、当行の業容拡大に伴い既に手狭となっており、また多様化した当行グループのビジネスにも十分対応できなくなっている現状を踏まえ、本店の設置方法についても見直しを検討してまいりました。

こうした資産効率化・本店設置形態の見直しの観点から、当行は、平成20年3月に、当行の連結子会社であります有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントの保有する当行本店不動産の信託受益権を売却いたしました。

今後につきましては、3年以内に新本店に移転する予定となっており、それまでは現本店を使用してまいります。新本店については、当行のビジネス戦略、お客様の利便性、当行グループの一体感の向上等、様々な要素を考慮に入れ、最適な立地を追求しており、現在、具体的にいくつかの候補地を検討しているところであります。

## 5【経営上の重要な契約等】

預金保険機構、当行及びニュー・エルティールシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の普通株式の売却に関して、平成12年2月9日、株式売買契約書を締結しました。この売却は、平成12年3月1日に完了しました。同売却取引の主要な条件には、以下のような内容が含まれていました。

- ・ニュー・エルティールシービー・パートナーズ・シー・ヴィは、当行の既発行普通株式の全部（単位未満株式212株を除く）を10億円で、及び当行の新規発行普通株式3億株を1,200億円で取得する。
- ・預金保険機構は、当行の第二回甲種優先株式7,452万8千株を引き続き保有するが、他の発行済優先株式はすべて消却される。
- ・整理回収機構は、新たに発行される第三回乙種優先株式6億株を発行価額2,400億円で引き受ける。
- ・当行株式の売却直前に、預金保険機構は、金融再生法に基づき、当行の債務超過を解消すべく資金を注入する。

なお、政府が保有していた第二回甲種優先株式については、平成20年3月31日に預金保険機構からの取得請求による取得・消却を実施し、これに伴い預金保険機構宛普通株式269,128,888株を交付しております。また、第三回乙種優先株式については、うち半分の3億株については平成18年7月31日に整理回収機構の取得請求により取得・消却を実施し、同時に整理回収機構宛普通株式を交付しており（同機構は同年8月17日に同普通株式を市場で売却済み）、残りの3億株については平成19年8月1日に、一斉取得に関する当行定款の定めにより取得・消却すると同時に普通株式2億株を交付しております。

同契約書に基づき、預金保険機構は、一定の損失について50億円を超える部分を当行に補償することに同意しましたが、その損失には以下のような内容が含まれます。

- ・平成12年3月1日から3年間について、表明及び保証の違反から生じた損失
- ・平成12年3月1日現在発生又は存在していた行為等から生じた偶発的な債務から生じた損失
- ・平成12年3月1日以前に提起され同日現在継続していた訴訟手続及び同日以降に当行に関連して提起された訴訟のうち、同日以前に発生した事項に関するものから生じた損失

本補償に係る実際の当行による請求、預金保険機構による審査、支払等の手続は今後も継続することとなります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の「4. 事業等のリスク」中の「12. 訴訟及び預金保険機構によるこれに関する補償について」もご参照ください。

その他、同契約書に基づく以下の権利・義務は既に終了しております。

- ① 金融再生委員会は、ニュー・エルティールシービー・パートナーズ・シー・ヴィに当行普通株式を売却するのに先立ち、金融再生法第72条第4項の規定に基づき、当行の貸出債権その他の資産が当行の特別公的管理が終了した後当行が引き続き保有する資産として適当であるか否かの判定を行いました。預金保険機構は、他の表明及び保証のほかに、売却時に当行が保有していた貸出関連資産について期間3年の解除権を認めました。解除権は、1債務者につき1億円を超える債権（平成12年3月以降に更新、借換え又はロールオーバーされた貸出関連資産を含む）に適用され、所定の条件が充足される場合、当行は、解除権行使により、当該債務者に対する貸出関連資産のすべてを当該資産の残存額から平成12年2月29日現在の貸倒引当金を控除した金額の受取りと引き換えに預金保険機構に譲渡することができました。かかる解除権行使のための所定の条件には、以下のような内容が含まれていました。

- ・正常先の債権等について、元本・利息の3ヶ月以上の延滞が生じたこと、実質債務超過又は繰越損失が発生していること等により、瑕疵の存在が推定されること、かつ、
- ・貸出関連資産が2割以上減価すること。

なお、解除権の行使に関して預金保険機構との間に存在した紛争につきましては、同機構との間で全て解決済みです。

- ② 当行が保有していた国内株式約2.3兆円（時価ベース）の株式ポートフォリオを、原則として平成12年1月31日現在の時価に基づき預金保険機構に譲渡する旨定められていました。これらの株式の大部分は、顧客との株式の持ち合いによるものでした。当行の銀行取引上の混乱を避けるため、預金保険機構は、これらの株式を当行の信託銀行子会社に信託し、5年間当行の同意なくこれらの株式を売却しないことに同意しましたことから、当行はまた、これらの株式の議決権とこれらの株式を買い戻す権利（但し、かかる買戻しによって預金保険機構に損失が生じる場合には、預金保険機構は、これらの株式の当行への売却を拒否できる）を留保していました。これらの取決めの

継続期間は平成17年3月1日までであり、また、同契約書に定める条件に従って延長可能な株式につきましては最も遅い場合で平成18年2月末まで延長されましたが、これらの取決めはいずれも期間満了に伴い解消しております。

- ③ 預金保険機構が所有する当行優先株式の時価総額が5,000億円を超えている場合に、ニュー・エルティールシービー・パートナーズ・シー・ヴィが預金保険機構に対しその一部の売却を求めることができる権利が定められておりましたが、平成17年2月にニュー・エルティールシービー・パートナーズ・シー・ヴィ等による当行普通株式の現物分配が実施されたことから、ニュー・エルティールシービー・パートナーズ・シー・ヴィはそれ以降かかる権利を行使しないことが預金保険機構との間で合意されています。

なお、当行は、上記以外にも他社と各種契約を締結しておりますが、そのうちのいくつかは、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の「1.業績等の概要」で言及しているとおりであります。

## 6【研究開発活動】

該当ありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

### 1. 経営成績の分析

#### (1) 連結損益の状況

経常収益につきましては、資金運用収益が前連結会計年度比693億円増加して2,421億円となりましたが、これは主に貸出金残高の増加及び貸出金利の上昇によって貸出金利息が同比599億円増加して1,867億円となったことや、有価証券利息配当金も同比104億円増加したことによるものです。一方、特定取引収益につきましては、リテール業務での新型預金にかかる金利オプション収益が減少したことなどにより、同比84億円減少して97億円にとどまりました。また、その他業務収益も米国住宅ローン市場の混乱に伴う有価証券の評価損失計上などにより、同比246億円減少して2,466億円となりました。経常収益合計としては、資金運用収益の伸びが非資金運用収益の減少を補って、同比334億円増加して5,935億円となりました。

経常費用につきましては、資金調達費用が前連結会計年度比270億円増加して1,043億円となったものの、資金運用収益から資金調達費用を控除したネット利益としては、同比422億円増加して1,377億円となりました。また、営業経費についても、シンキ株式会社の平成19年10月1日から平成20年3月31日の営業経費が連結されましたが、のれん償却及び無形資産償却が減少して、同比2億円の増加にとどまる1,712億円となりました。しかし、その他経常費用は、米国住宅ローン市場関連の投融資にかかる貸倒引当金繰入額の増加などによって同比128億円増加となる934億円になりました。これらの結果、経常費用合計としては同比454億円増加となる5,822億円となり、当連結会計年度の経常収益と経常費用をネットした経常利益は、同比119億円減少となる112億円となっております。

特別損益につきましては、特別利益・特別損失ネットで、前連結会計年度は888億円の損失計上となったのに対して、当連結会計年度は813億円の利益計上となりました。

特別利益のうち、660億円は当行連結子会社の有限会社ドルフィン・インベストメント・ジャパンが保有する当行本店不動産の信託受益権を売却した際に生じた売却益です。また、203億円は当行連結子会社の新生プロパティファイナンス株式会社が保有していたライフ住宅ローン株式会社の全株式を住友信託銀行株式会社に売却した際の売却益です。

一方、特別損失につきましては、前連結会計年度は株式会社アプラスののれん等の減損計上などによって、1,041億円を計上いたしましたが、当連結会計年度は75億円にとどまりました。

このため、前連結会計年度では税金等調整前当期純損失657億円に対して、当連結会計年度では純利益に転じて、税金等調整前当期純利益は925億円となりました。

法人税、住民税及び事業税49億円（損失）（前連結会計年度は32億円（損失））、法人税等調整額95億円（損失）（同246億円（収益））、少数株主利益180億円（損失）（同166億円（損失））を計上し、前連結会計年度の当期純損失609億円から当連結会計年度は当期純利益601億円となりました。

<連結>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (億円)	増減 (億円)
経常収益	5,600	5,935	334
資金運用収益	1,728	2,421	693
役務取引等収益	708	659	△48
特定取引収益	181	97	△84
その他業務収益	2,712	2,466	△246
うちリース収入	1,641	1,552	△88
うち割賦収入	348	367	19
その他経常収益	269	290	20
経常費用	5,368	5,822	454
資金調達費用	773	1,043	270
役務取引等費用	244	251	7
特定取引費用	3	6	3
その他業務費用	1,831	1,873	42
うちリース原価	1,482	1,413	△68
うち割賦原価	10	13	2
営業経費	1,710	1,712	2
のれん償却額	125	92	△32
無形資産償却額	82	32	△50
その他の営業経費	1,502	1,587	85
その他経常費用	806	934	128
うち貸倒引当金繰入額	484	669	185
<b>経常利益</b>	<b>231</b>	<b>112</b>	<b>△119</b>
特別損益	△888	813	1,702
うち固定資産処分損益	14	661	647
うち子会社／関連会社株式売却益	116	203	87
うちのれん減損損失	550	—	△550
うち無形資産減損損失	400	—	△400
うちアプラスリストラクチャリング費用(注2)	64	—	△64
税金等調整前当期純利益(△は純損失)	△657	925	1,582
法人税、住民税及び事業税	32	49	16
法人税等調整額	△246	95	341
少数株主利益	166	180	14
<b>当期純利益(△は純損失)</b>	<b>△609</b>	<b>601</b>	<b>1,210</b>
<b>当期純利益(キャッシュベース)(注3)</b>	<b>353</b>	<b>713</b>	<b>360</b>

1株当たり当期純利益(△は純損失)	△45円92銭	38円98銭	84円90銭
同上(キャッシュベース)	23円82銭	46円31銭	22円48銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(注1)	—	32円44銭	—
同上(キャッシュベース)	18円41銭	38円50銭	20円09銭
1株当たり純資産	308円60銭	364円35銭	55円75銭
潜在株式調整後1株当たり純資産	355円09銭	364円35銭	9円26銭



(注) 1. 計算上の前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純損失は、△31円79銭であります。

2. 希望退職に係る特別退職金及び退職給付費用、ソフトウェア評価損、並びに、店舗統廃合等の構造改革に係る費用であります。

3. キャッシュベースの当期純利益とは、のれんに係る償却・減損額、及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたベースであり、以下のとおりであります。

(単位：億円)

当期純利益	+601
無形資産償却 (+)	+32
無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩 (△)	△13
のれん償却 (+)	+92
当期純利益 (キャッシュベース)	713

なお、無形資産償却に伴う繰延税金負債取崩とは、無形資産の会計上の認識時に対応する繰延税金負債も計上することになっており、このため、事後の無形資産の償却にあたって、対応する繰延税金負債も逐次、償却に比例して取り崩すものであります。

4. 連結ベースのビジネスライン別の業務粗利益・経費・実質業務純益・不良債権処理額・実質業務純益（不良債権処理額勘案後）は、以下のとおりであります。なお、これらは当行の経営管理上の区分であり、基本的に当行単体（経営健全化計画ベース）と同様の基準で作成しております。あくまで、当行の経営管理上の計数であり、連結財務諸表記載の計数ではありません。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (億円)
インスティテューショナルバンキング		
業務粗利益	1,173	912
資金利益	293	464
非資金利益	879	447
経費	434	496
実質業務純益	738	415
不良債権処理額 (△取崩)	△40	196
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	778	219
コンシューマーアンドコマースファイナンス		
業務粗利益	1,122	1,273
アプラス	932	900
昭和リース	250	258
シンキ	△146	63
その他子会社等	85	50

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (億円)
経費	681	662
アプラス	533	451
昭和リース	112	128
シンキ	—	56
その他子会社等	35	26
実質業務純益	440	610
アプラス	398	448
昭和リース	137	130
シンキ	△146	7
その他子会社等	49	24
不良債権処理額	538	523
アプラス	491	382
昭和リース	30	87
シンキ	—	46
その他子会社等	17	7
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	△98	87
アプラス	△92	66
昭和リース	107	43
シンキ	△146	△39
その他子会社等	32	16
リテールバンキング		
業務粗利益	361	340
預金・債券関連非金利収益	96	33
預金・債券関連ネット金利収益	146	173
アセットマネジメント	93	96
貸出	26	37
経費	377	401
実質業務純益	△15	△60
不良債権処理額	1	3
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	△16	△63
A L M / 経営勘定 / その他		
業務粗利益	26	101
経費	6	17
実質業務純益	20	83
不良債権処理額	19	13
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	0	70
合計		
業務粗利益	2,683	2,627
経費	1,499	1,578
実質業務純益	1,183	1,049
不良債権処理額	519	735
実質業務純益 (不良債権処理額勘案後)	664	313

5. 指標算式は以下をご参照ください。

指標算式

○ 1株当たり当期純利益

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}^{*1}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2}}$$

○ 潜在株式調整後<sup>\*3</sup> 1株当たり当期純利益

$$\frac{\text{連結損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額}^{*1} + \text{当期純利益調整額}^{*4}}{\text{普通株式の期中平均株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

○ 1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5} - \text{控除する金額}^{*6}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2}}$$

○ 潜在株式調整後<sup>\*3</sup> 1株当たり純資産

$$\frac{\text{連結貸借対照表の純資産の部の合計額}^{*5}}{\text{期末発行済普通株式数}^{*2} + \text{普通株式増加数}}$$

\*1 優先株式の配当金総額

\*2 自己株式を除く

自己株式控除後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 1,380,628,230株 当連結会計年度 1,529,530,977株

自己株式控除後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 1,377,145,285株 当連結会計年度末 1,963,910,456株

\*3 潜在株式調整後期中平均普通株式数（連結）

前連結会計年度 1,917,803,242株 当連結会計年度 1,852,346,309株

潜在株式調整後期末普通株式数（連結）

前連結会計年度末 1,811,061,968株 当連結会計年度末 1,963,910,456株

\*4 当行の優先株は転換型であることから、優先株式の配当金総額

\*5 期末純資産の部合計から、期末新株予約権及び期末少数株主持分を控除

\*6 優先株式発行金額及び優先株式配当額

なお、1株当たり当期純利益（キャッシュベース）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益（キャッシュベース）につきましても、上記算式に準じて算出しております。

## (2) 単体損益の状況

資金利益は、貸出金残高の増加等による貸出金利息の増加や有価証券利息配当金の増加等により、前事業年度比478億円増の1,075億円となりました。

非金利収益である役務取引等利益・特定取引利益・その他業務利益は、仕組預金関連収益の減少や米国住宅ローン市場関連の評価損の計上等により、合計で同比283億円減の444億円となりました。

経費（除く臨時処理分）は、商品開発や顧客サポート機能の強化を続けているため、同比71億円増の847億円となっております。

以上の結果として実質業務純益は同比123億円増の672億円となり、それに臨時損益を加味した経常利益は同比146億円減の325億円となりました。

特別損益は、前事業年度の1,021億円の損失計上に対して、当事業年度は257億円の利益計上となりました。このなかには、当行本店売却に伴う有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメント（当行連結子会社）からの匿名組合出資分配金660億円を含む一方、子会社関連及び関連会社株式の有価証券評価損（アプラス普通株式評価損159億円、シンキ普通株式評価損60億円）、米国住宅ローン市場へのエクスポージャー関連損失89億円を含んでおります。

このため、前事業年度では税引前当期純損失550億円を計上いたしましたが、当事業年度は税引前当期純利益583億円となりました。

法人税、住民税及び事業税76億円（収益）（前事業年度は27億円（収益））、法人税等調整額127億円（損失）（同102億円（収益））を計上し、前事業年度の当期純損失419億円から当事業年度は当期純利益532億円となりました。この結果、経営健全化計画における当事業年度の当期純利益の目標額600億円に対しては、誠に遺憾ながら未達となっております。

< 単体 >

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (億円)	増減 (億円)
業務粗利益 (注1)	1,325	1,520	194
資金利益	597	1,075	478
役務取引等利益 (注1)	458	488	30
うち金銭の信託運用損益	307	373	65
特定取引利益	149	69	△79
その他業務利益	120	△114	△234
うち債券関係損益	51	△64	△116
経費 (除く臨時処理分)	776	847	71
人件費	304	331	27
物件費	436	473	37
税金	35	42	6
実質業務純益 (注1) (一般貸倒引当金繰入前・ 金銭の信託運用損益加算後)	549	672	123
臨時損益 (注2)	△78	△347	△269
株式関係損益	55	△5	△60
不良債権処理損失	18	205	186
貸出金償却	18	12	△5
貸倒引当金繰入額	—	192	192
特定海外債権引当勘定繰入額	—	0	0
その他の債権売却損・処分損等	—	—	—
退職給付関連費用	14	25	10
その他臨時損失・費用 (注2)	99	111	11
経常利益	471	325	△146
特別損益	△1,021	257	1,279
うち固定資産処分損益	△8	2	11
うちアプラス優先株式評価損	980	—	△980
うちアプラス普通株式評価損	—	159	159
うちシンキ普通株式評価損	—	60	60
うちアプラス・シンキ普通株式投資 損失引当金繰入額	159	—	△159
うち本店売却に伴う匿名組合出資分 配金	—	660	660
税引前当期純利益 (△は純損失)	△550	583	1,133
法人税、住民税及び事業税	△27	△76	△48
法人税等調整額	△102	127	230
当期純利益 (△は純損失)	△419	532	951

(注) 1. 金銭の信託運用損益は、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから本来業務にかかる損益ととらえており、業務粗利益・役務取引等利益・実質業務純益に加えて報告しております。

2. 臨時損益には、金銭の信託運用見合費用を含めております。

## (3) ROA、ROE

## &lt;連結&gt;

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (%)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (%)	増減 (%)
ROA (注1)	当期純利益ベース	△0.6	0.5	1.1
	同上 (キャッシュベース)	0.4	0.6	0.3
ROE (注2)	当期純利益ベース	△13.4	10.4	23.9
	同上 (キャッシュベース)	7.0	12.4	5.4
潜在株式調整後 ROE (注3)	当期純利益ベース	△8.1	8.8	17.0
	同上 (キャッシュベース)	4.7	10.5	5.8
修正ROE (注4)	キャッシュベース当期純利益	6.7	13.8	7.2

## &lt;単体&gt;

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (%)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (%)	増減 (%)
ROE (注2)	実質業務純益ベース	10.97	11.39	0.42
	当期純利益ベース	△9.27	8.99	18.26

(注) 1～ (期首総資産+期末総資産) / 2を計算上、分母として用いております。なおキャッシュベース当期純利益を用いて算出する際の分母は、のれん及び無形資産を除いた総資産の期首・期末平均であります。

2～算出式：
$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当額}}{(\text{期首の普通株式に係る純資産額} + \text{期末の普通株式に係る純資産額}) / 2}$$

3～算出式：
$$\frac{\{(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分})\} / 2}{\text{キャッシュベース当期純利益}}$$

4～算出式：
$$\frac{\{[(\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) - \text{期首のれん} - \text{期首無形資産} \times (1 - \text{実効税率})] + [(\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分}) - \text{期末のれん} - \text{期末無形資産} \times (1 - \text{実効税率})]\} / 2}{\text{キャッシュベース当期純利益}}$$

(分子) 当期純利益から、のれんに係る償却・減損額及び無形資産償却・減損額とそれに伴う繰延税金負債取崩を除いたもの。

(分母) 純資産の部合計から、新株予約権、少数株主持分、のれん及び無形資産とそれに伴う繰延税金負債を除いたものの期首・期末平均。

#### (4) 不良債権処理額

不良債権処理額の推移は以下のとおりであります。

単体ベースにつきましては、前事業年度においては、貸倒引当金（一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定）全体で取崩超のため、取崩額を特別利益に計上しております。

連結ベースでの不良債権処理額が単体比多くなっておりましては、アプラス及び昭和リースの経常的なものを含む信用コストが加わっているためであります。前連結会計年度比、不良債権処理額が増加しておりますのは、米国住宅ローン市場関連の与信に対する貸倒引当金を追加繰入したこと、シンキにおける当連結会計年度下期のクレジット・コストが連結されたことなどによるものであります。

##### <連結>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸倒引当金繰入額	484	669	185
一般貸倒引当金繰入額	335	228	△107
個別貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	148	441	292
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	0	0	0
貸出金償却・債権処分損	15	31	15
リース原価に含まれる不良債権処理額	19	34	15
合計	519	735	216

##### <単体>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (億円)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) (億円)	増減 (億円)
貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△20	192	213
一般貸倒引当金繰入額	52	238	186
個別貸倒引当金繰入額 (△取崩額)	△73	△46	26
特定海外債権引当勘定繰入額 (△取崩額)	0	0	0
貸出金償却・債権処分損	18	12	△5
合計	△1	205	207

## 2. 財政状態の分析

### (1) 連結貸借対照表

連結貸借対照表の主要勘定の推移は、以下のとおりであります。

<連結>

	平成19年3月末（億円）	平成20年3月末（億円）	増減（億円）
資産の部合計	108,376	115,257	6,880
うち貸出金	51,463	56,222	4,759
うち有価証券	18,546	19,802	1,256
うち無形資産	198	236	38
うちのれん	1,580	1,422	△158
うち支払承諾見返	7,544	7,017	△527
負債の部合計	99,044	105,605	6,560
うち預金・譲渡性預金	54,209	58,066	3,857
うち債券・社債	11,037	10,887	△150
うち借入金	11,226	11,272	45
うち支払承諾	7,544	7,017	△527
純資産の部合計	9,332	9,652	320
うち少数株主持分	2,896	2,484	△412

総資産……貸出金や有価証券の増加等により、前連結会計年度末（平成19年3月末）比6,880億円増となりました。

貸出金……法人のお客様に様々なソリューションを提供して新しいタイプの貸出にも積極的に取り組むとともに、個人のお客様向け住宅ローンにも注力し、同比4,759億円増となりました。

有価証券…有価証券の残高は、同比1,256億円増となりました。

なお、その他有価証券で時価のあるものの評価差額は以下のとおりであります。

<連結>

	平成19年3月末 評価差額（億円）	平成20年3月末 評価差額（億円）	増減（億円）
株式	10	△31	△41
債券	△33	△34	△0
国債	△36	△37	△0
地方債	△0	0	0
社債	3	3	△0
その他	105	△286	△392
合計	82	△352	△434

上記評価差額について、実効税率や少数株主持分相当額等を勘案後の金額（平成19年3月末50億円、同20年3月末△350億円）を、連結貸借対照表の純資産の部にその他有価証券評価差額金として計上しております。

無形資産・のれん……アプラス、昭和リース、シンキ及びそれらの連結子会社に対する全面時価評価法の適用により、各社の資産・負債の時価評価を行った結果、当連結会計年度末（平成20年3月末）現在で、以下のとおり無形資産及びのれんを連結貸借対照表に計上しております。



	償却方法・期間	平成20年3月末 残高(億円)	平成19年度償却額 (億円)
アプラス			
無形資産		105	16
商標価値	定額法(10年)	16	2
商権価値(顧客関係)	級数法(10年)	16	5
商権価値(加盟店関係)	級数法(20年)	72	8
のれん	定額法(20年)	1,100	71
昭和リース			
無形資産		66	9
商標価値	定額法(10年)	13	1
商権価値(顧客関係)	級数法(20年)	44	5
契約価値(保守契約関係)	定額法(契約残存 年数による)	1	1
契約価値(サブリース契約 関係)	定額法(契約残存 年数による)	6	0
のれん	定額法(20年)	392	22
シンキ			
無形資産		64	6
商標価値	定額法(10年)	4	0
商権価値(顧客関係)	級数法(10年)	60	6
負ののれん(△)	定額法(20年)	△70	△1
合計			
無形資産		236	32
のれん(負ののれん相殺後)		1,422	92

- (注) 1. アプラスののれん残高及びのれん償却額には、全日信販株式会社買収に係る金額(67億円及び8億円)を含めております。なお、全日信販株式会社買収に係るのれんについては、償却期間は10年であります。
2. 上記以外の子会社に係るものとして、のれん償却額について別途0.4億円あります。
3. アプラス・昭和リース・シンキ各社の無形資産償却に伴い各社合計で繰延税金負債を13億円取り崩しております。

支払承諾見返……主として、アプラスの信用保証業に係る保証残高を当行連結貸借対照表上の支払承諾見返に計上しているものであり、当該保証残高の減少に伴い当勘定も前連結会計年度末比527億円減となりました。

預金・譲渡性預金……個人預金が引き続き増加したこと、譲渡性預金残高が増加したこと等から、同比3,857億円増となりました。

なお、定期預金(除く、非居住者円預金・外貨預金)の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<連結>

	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)	増減 (億円)
定期預金合計	29,316	35,237	5,921
3カ月未満	8,813	6,950	△1,863
3カ月以上6カ月未満	4,731	5,038	307
6カ月以上1年未満	1,605	7,343	5,738
1年以上2年未満	500	6,955	6,455
2年以上3年未満	6,904	5,809	△1,095
3年以上	6,760	3,139	△3,621

債券・社債……普通銀行への転換を踏まえて、資金調達の軸足を債券から預金へシフトし続けていること等から、債券は同比408億円減少いたしました。一方、社債はアプラスの社債発行等により同比258億円増加いたしました。

<連結>

	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)	増減 (億円)
債券合計	7,032	6,624	△408
1年以下	1,294	1,476	182
1年超2年以下	1,577	1,226	△351
2年超3年以下	1,335	1,750	415
3年超4年以下	1,455	1,117	△338
4年超	1,369	1,052	△316

借入金……アプラス及び昭和リース等の当行子会社の、当行以外の第三者からの借入金が含まれております。

当行単体の貸借対照表の推移は、以下のとおりであります。

<単体>

	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)	増減 (億円)
資産の部合計	87,289	95,486	8,197
うち貸出金	50,752	53,563	2,810
うち有価証券	20,620	23,003	2,382
負債の部合計	80,700	88,159	7,459
うち預金・譲渡性預金	54,714	58,651	3,936
うち個人預金	35,458	39,601	4,142
うち債券・社債	12,663	11,830	833
純資産の部/資本の部合計	6,588	7,327	738

なお、当行単体の貸出金の残存期間別残高は以下のとおりであります。

<単体>

	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)	増減 (億円)
貸出金合計	50,752	53,563	2,810
1年以下	14,599	15,991	1,391
1年超3年以下	11,836	15,018	3,181
3年超5年以下	9,832	6,775	△3,057
5年超7年以下	3,459	3,233	△225
7年超	10,920	12,236	1,315
期間の定めのないもの	103	308	205
うち固定金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	875	1,131	255
3年超5年以下	1,784	1,252	△532
5年超7年以下	995	948	△47
7年超	6,161	7,401	1,239
期間の定めのないもの	68	96	28
うち変動金利	—	—	—
1年以下	—	—	—
1年超3年以下	10,961	13,886	2,925
3年超5年以下	8,048	5,523	△2,525
5年超7年以下	2,463	2,285	△178
7年超	4,758	4,834	75
期間の定めのないもの	34	211	177

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区別をしておりません。

(2) 不良債権の状況

① リスク管理債権

リスク管理債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

リスク管理債権とは、銀行法に基づく開示債権であり、貸出金を元本及び利息の返済状況等に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」に区分したものであります。開示対象資産は貸出金のみであり、この点、金融再生法の開示基準に基づく債権と異なります。なお、「第一部 企業情報 第2 事業の状況」中、「4 事業等のリスク」の「13. 貸倒引当金の十分性について」もご参照ください。

<連結>

債権区分	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	17	21	4
延滞債権額	218	425	206
3カ月以上延滞債権額	47	47	0
貸出条件緩和債権額	364	549	185
合計 (A)	648	1,044	396
貸出金残高(末残)	51,463	56,222	4,759
貸出金残高比 (%)	1.3	1.9	0.6
貸倒引当金 (B)	1,472	1,459	△13
引当率 (B/A×100) (%)	227.2	139.7	△87.5

(注) 1. 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

2. 「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、平成19年3月末現在で、破綻先債権額は2億円、延滞債権額は31億円、3カ月以上延滞債権額は17億円、貸出条件緩和債権額は102億円、平成20年3月末現在で、破綻先債権額は26億円、延滞債権額は49億円、3カ月以上延滞債権額は13億円、貸出条件緩和債権額は67億円であります。なお、これらは、上表の各債権額には含まれておりません。

<単体>

債権区分	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)	増減(億円)
破綻先債権額	6	5	△0
延滞債権額	106	228	122
3カ月以上延滞債権額	0	1	1
貸出条件緩和債権額	161	294	132
合計 (A)	274	530	255
貸出金残高(末残)	50,752	53,563	2,810
貸出金残高比 (%)	0.5	1.0	0.5
貸倒引当金 (B)	1,069	936	△133
引当率 (B/A×100) (%)	389.2	176.5	△212.7

(注) 貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の合計であります。

② 金融再生法の開示基準に基づく債権

金融再生法の開示基準に基づく債権及び貸倒引当金の推移は以下のとおりであります。

金融再生法の開示基準に基づく債権とは、金融再生法に基づく開示債権であり、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、当行保証付私募債等について（但し、要管理債権は貸出金のみ）、債務者の財政状態や経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分したものであります。

<単体>

債権区分	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)	増減(億円)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	9	80	71
危険債権	108	155	48
要管理債権	162	296	134
合計 (A)	279	531	252
(参考) 要注意債権以下	1,515	1,593	79
総与信残高(末残)	52,946	55,660	2,714
総与信残高比 (%)	0.5	1.0	0.4
保全額 (B)	221	330	109
貸倒引当金	146	169	23
担保保証等	75	162	86
保全率 (B/A×100) (%)	79.3	62.2	△17.1

当行単体の不良債権額は約500億円程度であり、総与信残高に対する金融再生法開示債権額の割合は0.95%となっております。なお、連結ベースでは、アプラス等の子会社における貸出金があることから、不良債権額は約1,050億円程度となっておりますが、貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合は1.86%に留まっております。

なお、正常先を含めた債務者区分毎の引当率は以下のとおりであります。

		平成19年3月末 (%)	平成20年3月末 (%)	増減 (%)
実質破綻・破綻先	無担保部分の	100.00	100.00	—
破綻懸念先	無担保部分の	82.35	79.25	△3.10
要管理先	無担保部分の	57.13	34.17	△22.96
その他要注意先	債権額の	15.63	8.95	△6.68
	無担保部分の	43.68	26.70	△16.98
正常先	債権額の	0.34	0.31	△0.03

(3) 自己資本比率

平成19年3月末より、銀行の自己資本比率規制に係る新たな枠組み（「バーゼルⅡ」）が導入されました。

この新規制における主な変更点には、各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクを反映する内部格付手法の導入（但し、金融庁の承認が必要）、オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセットの算出などがあります。

当行は、信用リスクの算出手法として基礎的的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクの算出手法として粗利益配分手法を、またマーケット・リスクの算出方法として内部モデル手法を、それぞれ金融庁の承認を得て採用しております。基礎的的内部格付手法の採用については、当行自身の内部格付制度とパラメータ推計値に基づき信用リスクを計測することが認められたものであり、当行の高度なリスク管理能力を規制資本の計算に活用することが可能になると共に、実際のリスクに見合ったより合理的な所要規制資本が算出されることを意味しております。

自己資本比率の推移は以下のとおりであります。

主に資産の増加に伴う、リスク・アセット増加により、自己資本比率は前連結会計年度末比1.39ポイント減の11.74%となっております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目	平成19年3月31日 (億円)	平成20年3月31日 (億円)	増減(億円)
(1) 自己資本比率 (%)	13.13	11.74	△1.39
Tier 1比率 (%)	8.11	7.37	△0.74
(2) 基本的項目 (Tier 1)			
資本金	4,512	4,762	250
うち非累積的永久優先株	1,594	—	△1,594
資本剰余金	185	435	250
利益剰余金	2,454	3,025	570
自己株式 (△)	725	725	0
社外流出予定額 (△)	25	57	31
その他有価証券の評価差額 (△)	—	350	350
為替換算調整勘定	29	18	△10
新株予約権	5	12	7
連結子法人等の少数株主持分			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,807	1,605	△202
のれん相当額 (△)	1,737	1,471	△266
企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	1,580	1,422	△158
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	198	236	38
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	165	153	△12
計	91	116	24
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	6,208	6,797	589
計	912	772	△139
(3) 補完的項目 (Tier 2)			
一般貸倒引当金	139	57	△81
負債性資本調達手段等	5,657	5,292	△365
うち永久劣後債務	1,976	1,845	△130
うち期限付劣後債務	3,680	3,446	△234
計	5,797	5,350	△447
うち自己資本への算入額	5,220	5,302	82

項目	平成19年3月31日 (億円)	平成20年3月31日 (億円)	増減 (億円)
(4) 控除項目	1,377	1,280	△96
(5) 自己資本額 (2)+(3)-(4)	10,050	10,819	768
(6) リスク・アセット			
資産 (オン・バランス) 項目	55,858	66,296	10,437
オフ・バランス取引等項目	14,581	18,680	4,098
マーケット・リスク相当額に係る額	1,962	2,513	551
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	4,118	4,634	516
計	76,520	92,125	15,604
(7) 繰延税金資産計上額 (注)	373	239	△134
(8) (7) / (2) (%)	6.0	3.5	△2.5

(注) 連結貸借対照表に計上された繰延税金資産から繰延税金負債を控除した額であります。

のれん相当額、企業結合等により計上される無形固定資産相当額

・アプラス及び昭和リース等の子会社化に伴い発生した所謂「のれん代」であります。

リスク・アセット・平成19年3月31日時点の算出より、オペレーショナル・リスクに係るリスク・アセット額とともに、マーケット・リスク規制の導入によるマーケット・リスクに係るリスク・アセット額が加わっております。

なお、オフ・バランス取引項目には、アプラスの信用保証業に係る保証残高を中心とする支払承諾見返勘定が含まれております。支払承諾見返(所謂、保証取引)は、銀行経理においては貸借対照表に計上されておりますが、現金を伴わない取引であることや一般事業会社の経理においては貸借対照表に計上されないこと等を勘案し、リスク・アセットの分類上はオフ・バランス取引項目として分類されております。

また、税効果会計に関して当行は今後1年間の収益見込みに基づき繰延税金資産を計上しており、繰延税金資産(繰延税金負債とのネット後)が基本的項目に占める比率は約3.5%となっております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、当行における業務の効率化等のためのシステム投資や、リテール業務の強化のための店舗の開設等を中心に、総投資額は161億円となりました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の売却は以下のとおりであります。

	会社名	事業(部門) の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	前期末帳簿価額 (百万円)	売却年月
国内連結子会社	有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメント	その他の業務	当行本店	東京都千代田区	賃貸用オフィス	52,436	平成20年3月

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行部門

平成20年3月31日現在

	会社名	店舗名その他	所在地	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	—	本店	東京都千代田区ほか	—	—	2,658	1,485	4,143	1,110
	—	大阪支店	大阪市中央区	—	—	443	62	505	52
	—	札幌支店	札幌市中央区	—	—	337	33	370	20
	—	名古屋支店	名古屋市中区ほか	—	—	277	38	315	38
	—	福岡支店	福岡市中央区	—	—	395	39	435	23
	—	仙台支店	仙台市青葉区	—	—	579	56	635	22
	—	金沢支店	石川県金沢市	—	—	259	30	289	17
	—	高松支店	香川県高松市	—	—	214	30	245	18
	—	広島支店	広島市中区	—	—	268	32	300	24
	—	横浜支店	横浜市西区	—	—	387	34	421	27
	—	新宿支店	東京都新宿区ほか	—	—	234	52	286	27
	—	池袋支店	東京都豊島区	—	—	214	41	255	21
	—	渋谷支店	東京都渋谷区	—	—	354	62	417	22
	—	梅田支店	大阪市北区ほか	—	—	1,140	135	1,275	36
	—	上野支店	東京都台東区	—	—	220	28	249	12
	—	東京支店	東京都中央区	—	—	327	35	363	13
	—	神戸支店	神戸市中央区	—	—	251	26	277	16
	—	大宮支店	さいたま市大宮区	—	—	159	29	189	18
	—	難波支店	大阪市中央区	—	—	276	58	335	20
	—	京都支店	京都市下京区	—	—	353	39	392	15
	—	吉祥寺支店	東京都武蔵野市	—	—	349	31	380	14
	—	藤沢支店	神奈川県藤沢市	—	—	183	22	206	10
	—	汐留シオサイト支店	東京都港区	—	—	146	24	171	6
	—	八王子支店	東京都八王子市	—	—	164	21	185	8
	—	六本木ヒルズ支店	東京都港区	—	—	209	48	257	6
	—	目黒支店	東京都品川区	—	—	189	19	209	9
	—	広尾支店	東京都渋谷区	—	—	205	19	224	4
	—	ららぽーと支店	千葉県船橋市	—	—	140	22	162	11
	—	二子玉川支店	東京都世田谷区	—	—	104	42	147	9
	—	柏支店	千葉県柏市	—	—	260	69	329	15
—	ケイマン支店	英国領ケイマン諸島 グランド・ケイマン 島	—	—	—	—	—	—	
—	事務センター	東京都品川区ほか	—	—	3,190	3,619	6,809	226	
—	その他の施設	名古屋市中村区ほか	—	—	17	—	17	—	



その他

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
国内連結 子会社	長和建物株 式会社	当行目黒プロ ダクションセ ンター	東京都品川区	賃貸用オフ イス	3,833	6,315	2,520	0	8,836	- [-]

- (注) 1. 当行の主要な設備の大部分は、店舗、事務センターであるため、銀行部門に一括計上しております。  
 2. 当行の連結子会社からの賃借分を除いた本表記載の建物の年間賃借料は3,049百万円であります。  
 3. 動産は、事務機械3,506百万円、その他2,788百万円であります。  
 4. 上記にはソフトウェア14,495百万円は含まれておりません。  
 5. 当行連結子会社であります有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメントは、平成20年3月同社の保有する当行本店不動産の信託受益権を売却いたしました。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の売却は以下のとおりであります。

	会社名	事業(部門) の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却年月
国内連結子会 社	長和建物株式会 社	その他の業務	当行目黒プロダ クションセンタ ー	東京都品川区	賃貸用オフィス	8,836	平成20年5月

- (2) 当連結会計年度末現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は該当ありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

(注) 平成20年6月25日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、同日より、普通株式の発行可能株式総数は1,500,000,000株増加し、4,000,000,000株となり、一方、優先株式の発行可能株式総数は、674,528,000株減少し、同発行可能株式総数は設定しておりません。

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
計	2,060,346,891	2,060,346,891	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,343(注)1	6,326(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,343,000(注)2	6,326,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は減少株式数を減じる)}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	42 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,589 (注)1	3,559 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,589,000 (注)2	3,559,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使の条件（続き）	・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数（個）	2,400（注）1	2,378（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,400,000（注）2	2,378,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左



	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	947 (注) 1	932 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	947,000 (注) 2	932,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	386(注)1	371(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	386,000(注)2	371,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	157 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。  
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	53 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	41 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式 1 株につき 774 円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は 1 株につき 774 円とし、そのうち 1 株につき 387 円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の 2 分の 1 以内 (1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切上げる) に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(フ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	14 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,132 (注)1	3,981 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左



	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	4,132,000 (注) 2	3,981,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,614 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,614,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヨ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,135 (注)1	1,095 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,135,000 (注)2	1,095,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(タ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	194 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	194,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(レ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,132(注)1	3,047(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,132,000(注)2	3,047,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至 平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。（注）4</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,457(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,457,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日至平成29年5月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された本新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役員・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。



3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	140(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日至平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての本新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ネ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	2,830(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	2,830,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	—	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	—	自平成22年6月1日至平成30年5月13日

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ナ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	2,081(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	2,081,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	—	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	—	自平成20年6月1日至平成30年5月13日

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。</li> <li>・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</li> </ul>
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4

- (注) 1. 新株予約権 1 個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式の併合、分割又は無償割当の比率

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千 株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千 円)
平成15年7月29日 (注1)	△1,358,537	2,033,065	—	451,296,960	—	18,558,337
平成18年7月31日 (注2)	△99,966	1,933,098	—	451,296,960	—	18,558,337
平成18年11月16日 (注3)	△85,000	1,848,098	—	451,296,960	—	18,558,337
平成19年8月1日 (注4)	△100,000	1,748,098	—	451,296,960	—	18,558,337
平成20年2月4日 (注5)	117,647	1,865,746	25,000,000	476,296,960	25,000,000	43,558,337
平成20年3月31日 (注6)	194,600	2,060,346	—	476,296,960	—	43,558,337

(注1) 普通株式2株を1株とする株式併合であります。

株式併合後の発行済普通株式数 1,358,537千株

(注2) 第三回乙種優先株式300,000千株に係る優先株主の取得請求による普通株式200,033千株の交付、及び、当該優先株式300,000千株の消却によるものであります。

(注3) 自己株式(普通株式)85,000千株の消却であります。

(注4) 第三回乙種優先株式300,000千株の一斉取得による普通株式200,000千株の交付、及び、当該優先株式300,000千株の消却によるものであります。

(注5) 第三者割当

主な割当先 サターンⅠサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド、  
サターン・ジャパンⅡサブ・シーブイ、  
サターン・ジャパンⅢサブ・シーブイ、  
サターンⅣサブ・エルピー。

117,647千株

発行価格 425円

資本組入額 212.5円

(注6) 第二回甲種優先株式74,528千株に係る優先株主の取得請求による普通株式269,128千株の交付、及び、当該優先株式74,528千株の消却によるものであります。



(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	66	44	615	434	65	49,414	50,639	—
所有株式数 （単元）	1	369,459	17,483	282,768	1,049,266	93,075	248,155	2,060,207	139,891
所有株式数の 割合（%）	0.00	17.93	0.85	13.73	50.93	4.52	12.05	100.00	—

（注）1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。

2. 自己株式96,422,881株は「個人その他」に96,422単元、「単元未満株式の状況」に881株含まれております。

3. 当行の関連会社であるシンキ株式会社が保有している株式20,000株は「その他の法人」に20単元含まれております。

4. 「その他の法人」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が229単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

## ① 普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
サターン フォー サブ エルピー (ジェーピーエムシービー 380111) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WALKER HOUSE, 87 WARY STREET, GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KYI-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	322,964	15.67
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルディング内	269,128	13.06
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	200,000	9.70
サターン ジャパン スリーサブ シーブイ (ジェーピーエムシービー 380113) (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	717 FIFTH AVENUE, 26TH FLOOR NEW YORK, NY 10022 USA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	110,449	5.36
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	96,422	4.67
J. クリストファー フラワーズ	1000 HARBOR BOULEVARD, WEEHAWKEN, N. J. 07086 U. S. A. ユービーエス ファイナンシャル サービス スペシャル リザーブ アカ운ツ エクスクルーシブ ベネフィット カスタマー (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店 東京都品川区東品川2丁目3番14号 気付)	92,670	4.49
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017 UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	82,367	3.99
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	80,058	3.88
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	78,015	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	34,447	1.67

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	29,795	1.44
計	—	1,396,319	67.77

- (注) 1. 当行の知り得る範囲で、実質所有により記載しております。
2. 平成20年1月17日終了(同年1月24日決済)の当行株式公開買付により、サターンフォーサブエルピーは当行主要株主に該当することとなりました。
3. 平成20年3月31日付の預金保険機構による第二回甲種優先株式の取得請求に伴う当行普通株式の交付により、預金保険機構は当行主要株主に該当することとなりました。
4. 平成19年8月1日付の当行による第三回乙種優先株式の一斉取得に伴う当行普通株式の交付により、株式会社整理回収機構は当行主要株主に該当することとなりました。
5. J. クリストファー フラワーズ氏は、当行の取締役であります。
6. アスティヤナックス・コーポレーション及び共同保有者4社が平成19年11月27日付で平成19年11月19日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No. 1)を提出しており、このうちサターン・ジャパンV・シーブイは、70,708,971株を保有しているとの報告を受けており、当該保有株式数については当該団体から確認を得ていますが、株主名簿上の名義について確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
7. テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド及びその共同保有者である下記3社が平成19年7月6日付で同年6月29日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No. 2)、平成20年2月22日付で同年2月15日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No. 3)および平成20年3月24日付で同年3月14日を報告義務発生日とする大量保有報告書の変更報告書(No. 4)を提出しておりますが、当行としては株主名義及び各当該名義の保有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券 等の数 (株)	株券等 保有割合 (%)(*1)
テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759	86,414,661	4.63
テンプレートン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スイート2100、イースト・ブロード・ブルヴァール500	8,731,478	0.47
テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7	4,683,000	0.25
フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ(アジア)リミテッド	香港、セントラル、コノートロード8、ザチャーターハウス 17階	3,960,000	0.21
合計	—	103,789,139	5.56

(\*1) 平成20年2月4日現在の発行済株式総数として当該報告書に記載された株式数(1,865,746,003株)に対する割合。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 96,442,000	—	(注) 1
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,963,765,000	1,963,765	(注) 2
単元未満株式	普通株式 139,891	—	(注) 3
発行済株式総数	2,060,346,891	—	—
総株主の議決権	—	1,963,765	—

(注) 1. 自己保有株式が96,422,000株、当行の子会社であるシンキ株式会社が保有している株式が20,000株含まれております。

2. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が229,000株 (議決権229個) 含まれております。

3. 当行所有の自己株式が881株含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,422,000	—	96,422,000	4.68
シンキ株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目6番1号 (新宿エルタワー28F)	20,000	—	20,000	0.00
計	—	96,442,000	—	96,442,000	4.68

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (自己株式等)」の内訳であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会において特別決議されたもの、会社法第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役等に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	<p>当行取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員</p> <p>①平成16年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役10名、当行従業員2,182名及び 当行完全子会社の取締役3名</p> <p>②平成16年9月17日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員3名</p> <p>③平成16年12月2日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員1名</p> <p>④平成17年5月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員の一部 ①平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役8名、当行従業員437名 ②平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役1名、当行執行役4名、当行従業員35名 ③平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役8名、当行従業員127名 ④平成17年6月24日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員34名 ⑤平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑥平成17年9月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑦平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑧平成18年2月28日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員2名 ⑨平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役17名、当行執行役12名、当行従業員559名 ⑩平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役2名、当行執行役1名、当行従業員28名 ⑪平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役12名、当行従業員159名 ⑫平成18年5月23日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行従業員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、または当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役13名、当行従業員110名 ②平成19年5月9日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役3名、当行従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成19年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行及び当行子会社の取締役・執行役・従業員並びに当行のシニアアドバイザー ①平成19年6月20日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行子会社従業員32名 ②平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行取締役12名、当行執行役8名、当行従業員104名 ③平成20年5月14日開催取締役会にて発行決議された新株予約権 当行執行役1名、当行従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割若しくは吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行及び当行子会社の取締役、執行役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
株式の数(株)	合計12,000,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当にかかる取締役会決議日の後2年を経過した日から付与決議日から10年を経過する日までの範囲で、当行取締役会が決定する。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</li> <li>・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</li> <li>・その他の条件については、平成20年6月25日開催の第8期定時主総会及びその後の当行取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。</p> <p>(注)3</p>

(注) 1. 発行する本新株予約権の数は12,000個(新株予約権1個につき当行普通株式1,000株)を上限とする。

なお、当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。



2. 本新株予約権の行使に際して出資される、本新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る。）の価額は、次により決定される1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という。）に上記1.に定める本新株予約権1個につき交付される当行普通株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、本新株予約権割当日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}} \\ (\text{株式の併合の場合は減少株式数を減じる})$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

(i) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(ii) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

(iii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(iv) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

(v) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第1号の規定に基づく第三回乙種優先株式の取得、会社法第155条第3号の規定に基づく定時株主総会決議による普通株式及び第二回甲種優先株式の取得、会社法第155条第4号の規定に基づく第二回甲種優先株式の取得、並びに会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

#### ①普通株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成18年6月27日)での決議状況 (取得期間 平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会 結の時から1年間)	30,000,000	30,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	30,000,000	30,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

#### ②第二回甲種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成19年6月20日)での決議状況 (取得期間 平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会 結の時から強制転換日(平成20年4月1日)の前日まで)	74,528,000	225,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	74,528,000	225,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

## ①普通株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成18年7月31日) での決議状況 (取得期間 平成18年8月1日から平成19年6月20日開催の 第7期定時株主総会終結の時まで)	201,000,000	154,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	175,466,000	132,125,898,000
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	25,534,000	21,874,102,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	12.7	14.2
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	12.7	14.2

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成19年6月20日) での決議状況 (取得期間 平成19年6月21日から1年間) (注)	20,000,000	16,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	20,000,000	16,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0

(注) 価額の総額は、会社法第461条に定める分配可能額上限を上回ることはできません。

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成20年6月25日) での決議状況 (取得期間 平成20年7月1日から1年間) (注)	25,000,000	20,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0

(注) 価額の総額は、会社法第461条に定める分配可能額上限を上回ることはできません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

①普通株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	4,511	1,950,742
当期間における取得自己株式	580	215,960

(注) 当期間における取得自己株式は平成20年6月19日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

②第三回乙種優先株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	300,000,000	(注)
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当行は、第三回乙種優先株式300,000,000株の取得と引換えに、当行普通株式200,000,000株を交付いたしました。

③第二回甲種優先株式

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	74,528,000	(注)
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当行は、第二回甲種優先株式74,528,000株の取得と引換えに、当行普通株式269,128,888株を交付いたしました。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

①普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	96,422,881	—	96,423,461	—

(注) 当期間における保有株式数には、平成20年6月19日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

②第二回甲種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式 (注)	74,528,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当該自己株式は、取得請求により当行普通株式の交付と引換えに取得したものであり取得原価はゼロであったことから、処分価額の総額については該当ありません。

③第三回乙種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式 (注)	300,000,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当該自己株式は一斉取得により当行普通株式の交付と引換えに取得したものであり取得原価はゼロであったことから、処分価額の総額については該当ありません。

### 3【配当政策】

第8期の1株当たりの配当につきましては、第二回甲種優先株式については、発行条件どおり、中間配当金として6円50銭を支払いました。なお、同優先株式は平成20年3月31日付で、優先株主である預金保険機構の全株取得請求により、取得・消却したのに伴い普通株式を交付しており、当期末の配当金の支払いはございません。また、第三回乙種優先株式については、約定により、平成19年8月1日付で一斉取得・消却したのに伴い、普通株式を交付しており、当期の配当金の支払いはございません。

普通株式の配当金につきましては、当期の中間配当においては、子会社・関連会社株式の減損処理を勘案し、見送りとさせていただきましたが、当期末においては、相応の利益を確保できたことから、年当たり2円94銭の配当といたしました。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、定款上は、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることが可能です。これらの剰余金の配当決定機関は、取締役会であります。

当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨定款に定めております。四半期配当につきましては、株主メリットの観点から、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	種類	1株当たり配当額 (円)
平成19年11月14日 取締役会決議	484	第二回甲種優先株式	6円50銭
平成20年5月14日 取締役会決議	5,773	普通株式	2円94銭

中長期的な今後の配当方針といたしましては、普通株式の配当につきましては、収益動向等の経営成績やその将来の見通しを踏まえたグローバルスタンダードに基づく収益配分を基本方針と考えておりますが、安全性や内部留保とのバランス及び公的資金の注入を受けている銀行として経営健全化計画にも留意して決定してまいりたいと考えております。

なお、当行の普通株式の配当につきましては、経営健全化計画等に基づき、原則として、経営健全化計画に記載された普通株式配当金の数値が当該年度の配当金の上限であると考えられております。

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【普通株式】

###### ① 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	904	832	826	894	594
最低(円)	731	580	511	543	301

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、平成16年2月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしております。

###### ② 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	406	412	422	515	502	429
最低(円)	310	311	379	385	413	324

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5【役員の状況】

### (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役 会長	八城 政基	昭和4年2月14日生	昭和33年6月 スタンダード・ヴァキューム・ オイル日本支社（現エクソンモ ービル有限会社）入社 昭和49年6月 エッソ石油株式会社取締役社長 平成元年11月 シティバンク・エヌ・エイ在日 代表 平成12年3月 当行代表取締役会長兼社長 平成16年6月 当行取締役代表執行役会長兼社 長 平成16年8月 中国銀行業監督管理委員会国際 顧問委員会委員（現職） 平成17年6月 当行取締役会長 平成18年6月 当行シニア・アドバイザー 平成19年6月 中国建設銀行顧問（現職） 平成20年6月 当行取締役会長（現職）	(注1)	—
取締役	代表執行役 社長	ティエリー ポルテ	昭和32年6月28日生	昭和54年9月 モルガン・スタンレー入社 平成3年1月 同社マネージングディレクター 平成7年9月 モルガン・スタンレー・ジャパ ン社長 平成15年11月 当行執行役員副会長 平成16年6月 当行取締役代表執行役副会長 平成17年6月 当行取締役代表執行役社長個人 部門長（現職）	(注1)	516
取締役		マイケル J. ボスキン	昭和20年9月23日生	昭和45年9月 スタンフォード大学助教授 昭和53年9月 同大学教授 平成元年1月 大統領経済諮問委員会委員長 平成5年9月 スタンフォード大学フーバー研 究所 T. M. フリードマン経済学 教授上級研究員（現職） 平成6年4月 オラクル・コーポレーション取 締役（現職） 平成8年1月 エクソン・コーポレーション （現エクソン・モービル・コー ポレーション）取締役（現職） 平成11年6月 ボーダフォン・グループ取締役 （現職） 平成12年3月 当行取締役（現職）	(注1)	105
取締役		エミリオ ボティン	昭和9年10月1日生	昭和33年10月 サンタンデール銀行入行 昭和52年10月 同行最高経営責任者 昭和61年12月 同行会長 平成11年4月 パンコ・サンタンデール・セン トラル・イスパーノ会長（現 職） 平成12年4月 当行取締役（現職） 平成15年7月 サンタンデールグループ会長 （現職）	(注1)	—



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		J. クリストファー フラワーズ	昭和32年10月27日生	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ取締役(現職) 平成12年3月 当行取締役(現職) 平成14年11月 J. C. フラワーズ社会長(現職) 平成17年12月 N I B C銀行スーパーバイザリーボードメンバー(現職) 平成18年6月 フォックス・ピット・ケルトン社(現フォックス・ピット・ケルトン・コ克蘭・カロニア・ウォラー)取締役(現職) 平成18年10月 H S Hノルド銀行スーパーバイザリーボードメンバー(現職)	(注1)	92,670
取締役		伊藤 侑徳	昭和11年3月8日生	昭和37年4月 日本輸出入銀行(現国際協力銀行)入行 平成3年6月 同行理事 平成7年4月 三菱商事株式会社顧問 平成14年4月 帝京大学経済学部教授 平成15年1月 A O Cホールディングス株式会社監査役 平成19年3月 株式会社C E A Japan代表取締役社長(現職) 平成19年6月 当行取締役(現職) 平成19年6月 社団法人ラテン・アメリカ協会監事(現職)	(注1)	3
取締役		可児 滋	昭和18年9月20日生	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現職) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現職)	(注1)	—
取締役		フレッド H. ラングハマー	昭和19年1月13日生	昭和45年9月 ドットウェルジャパン株式会社輸入部門ゼネラルマネージャー 昭和50年1月 エスティローダー・ジャパン社長 昭和60年9月 エスティローダー株式会社最高執行責任者 平成7年9月 同社社長兼最高執行責任者 平成12年1月 同社社長兼最高経営責任者 平成16年7月 同社海外事業専属会長(現職) 平成17年1月 ウォルト・ディズニー社取締役(現職) 平成17年6月 当行取締役(現職) 平成18年1月 アメリカン・インターナショナル・グループ取締役(現職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		榎原 稔	昭和5年1月12日生	昭和31年3月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 米国三菱商事会社社長 平成4年6月 三菱商事株式会社取締役社長 平成10年4月 同社取締役会長 平成12年3月 当行取締役(現職) 平成12年5月 社団法人経済団体連合会(現社団法人日本経済団体連合会)副会長 平成16年6月 三菱商事株式会社相談役(現職)	(注1)	—
取締役		松本 大	昭和38年12月19日生	昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ, L.P.ゼネラル・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス代表取締役 平成16年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社代表取締役社長(現職) 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)代表取締役社長(現職) 平成20年6月 当行取締役(現職)	(注1)	—
取締役		長島 安治	大正15年6月22日生	昭和28年4月 弁護士登録 昭和36年1月 長島・大野法律事務所(現長島・大野・常松法律事務所)パートナー 平成9年1月 同事務所顧問(現職) 平成15年4月 東京大学法科大学院運営諮問委員会委員(現職) 平成16年6月 当行取締役(現職)	(注1)	—
取締役		小川 信明	昭和14年3月13日生	昭和43年4月 弁護士登録 昭和45年8月 小川法律事務所(現小川・友野法律事務所)パートナー(現職) 平成4年4月 東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成10年11月 当行(特別公的管理下における株式会社日本長期信用銀行)監査役 平成12年3月 当行取締役(現職)	(注1)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		高橋 弘幸	昭和12年3月1日生	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現職) 平成18年6月 松下電器産業株式会社監査役(現職) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社監査役(現職)	(注1)	—
取締役		ジョン S. ワズワース Jr.	昭和14年9月12日生	昭和38年8月 ファースト・ボストン・コーポレーション入社 昭和53年10月 モルガン・スタンレー入社 昭和62年3月 モルガン・スタンレー・ジャパン社長 平成4年1月 モルガン・スタンレー・アジアリミテッド会長 平成13年2月 モルガン・スタンレー アドバイザリーディレクター(現職) 平成13年8月 マニトゥ・ベンチャー パートナー(現職) 平成17年5月 シーユアン・ベンチャー会長(現職) 平成17年6月 当行取締役(現職)	(注1)	70
計						93,365

(注) 1. 平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会終結の時から、平成21年6月開催予定の第9期定時株主総会終結の時まで。

2. 所有株式数は、平成20年5月末日現在であります。

3. マイケル J. ボスキン、エミリオ ボティン、J. クリストファー フラワーズ、伊藤 侑徳、可児 滋、フレッド H. ラングハマー、榎原 稔、松本 大、長島 安治、小川 信明、高橋 弘幸及びジョン S. ワズワース Jr. の各氏は社外取締役であります。

4. 当行の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長；榎原 稔

委員；マイケル J. ボスキン、J. クリストファー フラワーズ、松本 大  
ティエリー ポルテ

監査委員会 委員長；高橋 弘幸

委員；伊藤 侑徳、可児 滋、長島 安治、小川 信明

報酬委員会 委員長；ジョン S. ワズワース Jr.

委員；エミリオ ボティン、J. クリストファー フラワーズ  
フレッド H. ラングハマー、榎原 稔、八城 政基

## (2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表 執行役	社長	ティエリー ボルテ	昭和32年6月28日生	「(1) 取締役の状況」参照	(注1)	同左
代表 執行役	副社長	加藤 正純	昭和27年1月29日生	昭和49年4月 当行入行 平成10年10月 当行金融法人営業部長 平成11年3月 当行金融法人営業部長兼公共法人 部長 平成12年1月 当行金融法人部長 平成12年3月 当行執行役員金融法人部門長兼金 融法人本部長 平成12年5月 当行執行役員金融法人部門長兼金 融法人本部長兼金融法人第一部長 平成14年1月 当行執行役員金融法人本部長兼金 融法人第一部長 平成15年12月 当行執行役員金融法人・キャピタ ルマーケット本部長 平成16年6月 当行執行役員金融法人・キャピタ ルマーケット本部長兼金融法人第 二部長 平成16年6月 当行常務執行役員金融法人・キャピ タルマーケット本部長 平成17年9月 当行専務執行役員金融法人・キャピ タルマーケット本部長 平成18年7月 当行専務執行役員インスティテュー ショナルバンキング部門長（金融 法人・公共法人担当役員）兼金融 法人本部長 平成19年12月 当行専務執行役員インスティテュー ショナルバンキング部門長（金融 法人・公共法人担当役員） 平成20年6月 当行代表執行役副社長（現職）	(注1)	7
代表 執行役	副社長	富井 順三	昭和26年11月1日生	昭和50年4月 当行入行 平成10年9月 当行事業推進部部長 平成10年10月 当行営業第七部長 平成12年5月 当行事業法人本部副部長兼法務・ コンプライアンス統轄部参事役 平成12年12月 当行法人戦略本部長 平成15年3月 当行企業再生本部長 平成15年6月 当行執行役員企業再生本部長 平成16年6月 当行常務執行役員企業再生本部長 平成16年10月 当行常務執行役員企業再生本部長兼 ビジネスソリューション第二部長 平成17年1月 当行常務執行役事業法人本部長兼 企業再生本部長兼ビジネスソリュ ーション第二部長 平成17年5月 当行常務執行役事業法人本部長 平成17年9月 当行専務執行役事業法人本部長 平成18年7月 当行専務執行役員インスティテュー ショナルバンキング部門長（事業 法人担当役員） 平成20年6月 当行代表執行役副社長（現職）	(注1)	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表 執行役 専務 執行役	コーポレート ガバナンス部 門長兼ジェネ ラルカウンセ ル兼政策管理 室長	伊藤 彰	昭和29年6月14日生	昭和55年6月 ウィットマン&ランソム法律事務 所入所 昭和57年11月 ベイカー&マッケンジー法律事務 所入所 平成元年6月 ベイカー&マッケンジー法律事務 所 パートナー 平成13年10月 GEキャピタルリーシング株式会 社 ジェネラルカウンセ 平成15年4月 GEアジアイクイップメントファ イナンス ジェネラルカウンセ 平成18年3月 GEコマースシャルファイナンスア ジア ジェネラルカウンセ 平成19年2月 当行入行、ジェネラルカウンセ 平成19年3月 当行法務・コーポレートガバナン ス部門長兼ジェネラルカウンセ 兼インベスター実務室長 平成20年2月 当行法務・コーポレートガバナン ス部門長兼ジェネラルカウンセ 平成20年6月 当行代表執行役専務執行役コーポ レートガバナンス部門長兼ジェネ ラルカウンセル兼政策管理室長 (現職)	(注1)	—
専務 執行役	グループ最 高情報責任 者金融イン フラ部門長	ダナンジャヤ デュイベディ	昭和21年9月7日生	昭和49年 シティバンク・エヌ・エイ入社 平成8年 同社グローバル コンシューマ ー バンク テクノロジー ユニット 平成10年 同社リージョナル オペレーション ズ アンド テクノロジー マネジメ ント 平成12年5月 当行入行、執行役員金融インフラ 部門長兼システム企画部長兼シス テム企画部システム運営室長 平成13年7月 当行執行役員金融インフラ部門長 兼システム企画部長兼システム企 画部システム運営室長兼リテール サービス本部長 平成15年5月 当行執行役員金融インフラ部門長 兼システム企画部長兼リテールサ ービス本部長 平成16年6月 当行専務執行役金融インフラ部門 長兼システム企画部長兼リテール サービス本部長 平成17年9月 当行アドバイザー 平成18年6月 当行専務執行役グループ最高情報 責任者金融インフラ部門長 平成18年7月 当行専務執行役グループ最高情報 責任者金融インフラ部門長兼事務 管理本部長兼事務管理部長 平成18年7月 当行専務執行役グループ最高情報 責任者金融インフラ部門長 平成19年10月 当行専務執行役グループ最高情報 責任者金融インフラ部門長兼事務 管理本部長 平成19年11月 当行専務執行役グループ最高情報 責任者金融インフラ部門長 (現 職)	(注1)	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務 執行役	最高財務責任者財務部門長兼グループフィナンシャルコントローラー兼コーポレート財務本部長	ラファール グプタ	昭和34年8月13日生	<p>昭和61年12月 ソシエテジェネラル（インド）ヘッド・オブ・ファイナンス</p> <p>平成元年12月 香港上海銀行（インド）フィナンシャルコントロールマネージャー</p> <p>平成8年9月 ドイツ銀行（インド）ディレクター・アンド・チーフコントローラー</p> <p>平成10年10月 同社（シンガポール） アジアパシフィックヘッドオフィスディレクター・アンド・チーフコントローラー</p> <p>平成13年3月 DBS銀行（シンガポール） マネージングディレクター・アンド・グループフィナンシャルコントローラー</p> <p>平成17年9月 当行入行、専務執行役最高財務責任者財務部門長兼キャピタルマーケットズプロダクトコントロール部長</p> <p>平成18年7月 当行専務執行役最高財務責任者財務部門長</p> <p>平成18年10月 当行専務執行役最高財務責任者財務部門長兼グループ企業開発部長</p> <p>平成19年7月 当行専務執行役最高財務責任者財務部門長兼コーポレート財務本部長兼グループ企業開発部長</p> <p>平成19年11月 当行専務執行役最高財務責任者財務部門長兼コーポレート財務本部長</p> <p>平成20年6月 当行専務執行役最高財務責任者財務部門長兼グループフィナンシャルコントローラー兼コーポレート財務本部長（現職）</p>	(注1)	21

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務 執行役	インスティ テューショ ナル部門最 高責任者部 門長	サンホー ソン	昭和37年 3月 9日生	昭和59年 6月 安田信託銀行株式会社（現みずほ 信託銀行株式会社）入行 平成10年 4月 リーマン・ブラザーズ証券会社入 社 東京支店 アジア地区プリン シパルトランザクショングループ ヴァイスプレジデント 平成12年 9月 当行入行、マーチャントバンキン グ部部長 平成12年12月 当行法人戦略本部部長 平成13年 4月 当行法人管理部部长 平成13年 5月 当行法人管理部部长 平成15年 3月 当行コーポレートアドバイザー 部長 平成15年11月 当行企業再生本部部長 平成17年 7月 当行企業再生本部部長兼スペシヤル ティファイナンス部長 平成18年 7月 当行インスティテューショナルバン キング部門長兼アドバイザー 本部部長兼スペシヤルティファイナ ンス部長 平成19年 1月 当行インスティテューショナルバン キング部門長兼スペシヤルティ ファイナンス部長 平成19年 3月 当行専務執行役インスティテュー ショナルバンキング部門最高責任 者部門長兼 I B業務管理部長兼ス ペシヤルティファイナンス部長 平成19年 5月 当行専務執行役インスティテュー ショナルバンキング部門最高責任 者部門長兼 I B業務管理部長 平成19年 9月 当行専務執行役インスティテュー ショナルバンキング部門最高責任 者部門長兼 I B業務管理部長兼ア ドバイザリー本部部長 平成19年12月 当行専務執行役インスティテュー ショナルバンキング部門最高責任 者部門長兼 I B業務管理部長 平成20年 1月 当行専務執行役インスティテュー ショナルバンキング部門最高責任 者部門長 平成20年 6月 当行専務執行役インスティテュー ショナル部門最高責任者部門長 (現職)	(注1)	26
常務 執行役	法人営業統 轄本部部長	船山 範雄	昭和32年 4月28日生	昭和56年 4月 当行入行 平成 6年12月 アジア長銀(香港)出向 平成10年 7月 アジア長銀(香港)出向兼当行香港 支店次長 平成11年 9月 当行総合企画部副参事役 平成14年 1月 当行企業戦略部長 平成17年 9月 当行執行役企業戦略部長 平成18年11月 当行執行役戦略推進室長 平成20年 6月 当行常務執行役法人営業統轄本部 部長(現職)	(注1)	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務 執行役	関連企業室 長	小島 一美	昭和32年11月11日生	昭和55年4月 当行入行 平成5年8月 当行日本橋支店次長 平成8年10月 当行情報システムグループ副参事 役 平成10年12月 当行池袋支店長 平成12年3月 当行広報部長 平成17年6月 当行執行役コーポレートアフ ェアーズ部門長兼広報部長兼広報部社 会文化貢献推進室長 平成17年9月 当行常務執行役コーポレートアフ ェアーズ部門長兼広報部長兼広報 部社会文化貢献推進室長 平成18年7月 当行常務執行役コーポレートアフ ェアーズ部門長 平成20年6月 当行常務執行役関連企業室長(現 職)	(注1)	2
執行役	法人営業本 部長兼公共 金融部長	藤本 和也	昭和28年5月19日生	昭和51年4月 当行入行 平成11年6月 当行営業第五部長 平成14年3月 当行営業第十部長 平成16年4月 当行第四営業統轄部長兼営業第十 部長 平成17年5月 当行公共金融本部長 平成17年9月 当行執行役公共金融本部長 平成20年6月 当行執行役法人営業本部長兼公共 金融部長(現職)	(注1)	3
執行役	金融法人第 三部長	本多 道昌	昭和32年11月4日生	昭和55年4月 当行入行 平成7年4月 当行広島支店次長 平成10年4月 当行営業第一部次長 平成12年3月 当行吉祥寺支店長 平成13年11月 当行東京支店長 平成14年9月 当行金融法人第三部長 平成17年9月 当行執行役金融法人第三部長 平成18年7月 当行執行役公共・金融法人部長 平成19年12月 当行執行役金融法人本部長兼公 共・金融法人部長 平成20年6月 当行執行役金融法人第三部長(現 職)	(注1)	—
執行役	法人営業統 轄本部長	中村 行男	昭和29年9月5日生	昭和53年4月 当行入行 平成4年5月 当行上野支店次長 平成6年6月 当行東京営業第二部長 平成8年2月 当行審査部副参事役 平成9年4月 当行審査部参事役 平成12年9月 当行審査業務部長 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長 平成16年2月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長兼市場リスク 管理部長 平成16年5月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリ オ・リスク統轄部長兼オペレーシ ョナルリスク管理部長 平成20年6月 当行事業法人本部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長(現 職)	(注1)	0



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	大阪支店長	大石 滋	昭和31年7月19日生	昭和54年4月 当行入行 平成6年3月 当行渋谷支店次長 平成8年2月 当行総合資金部次長 平成10年10月 当行大阪営業第二部長 平成14年4月 当行大阪融資部長 平成15年3月 当行企業再生部長 平成15年7月 当行ビジネスソリューション第一部長 平成17年5月 当行ビジネスソリューションユニット長 平成18年11月 当行ストラテジービジネスユニット5ユニット長 平成19年12月 当行大阪支店長 平成20年6月 当行執行役大阪支店長(現職)	(注1)	0
執行役	オペレーション本部長 兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼事務集中部長兼ケイマン支店長兼リテールシステム部長兼オペレーションサポート部長兼チャンネルサービス部長	岡野 道征	昭和35年12月31日生	昭和59年4月 長銀システム開発株式会社入社 平成13年5月 当行入行、システム企画部コンサルタント 平成17年9月 当行執行役金融インフラ部門長兼金融インフラ部門チーフオペレーティングオフィサー兼システム企画部長兼リテールサービス本部長兼事務管理部長兼プロセスコントロール部長 平成18年5月 当行執行役金融インフラ部門長兼金融インフラ部門チーフオペレーティングオフィサー兼リテールサービス本部長兼事務管理部長兼プロセスコントロール部長兼チャンネルサービス部長 平成18年6月 当行執行役金融インフラ部門チーフオペレーティングオフィサー兼リテールサービス本部長兼事務管理部長兼プロセスコントロール部長兼チャンネルサービス部長 平成18年7月 当行執行役オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼チャンネルサービス部長 平成18年10月 当行執行役オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼チャンネルサービス部長兼事務集中部長兼ケイマン支店長 平成19年2月 当行執行役オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼事務集中部長兼ケイマン支店長兼リテールシステム部長兼オペレーションサポート部長 平成19年8月 当行執行役オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼事務集中部長兼ケイマン支店長兼リテールシステム部長兼オペレーションサポート部長 平成20年5月 当行執行役オペレーション本部長兼リテールサービス本部長兼リテール事務部長兼プロセスコントロール部長兼事務集中部長兼ケイマン支店長兼リテールシステム部長兼オペレーションサポート部長兼チャンネルサービス部長(現職)	(注1)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	人事・コミュニケーション部門長兼チーフラーニングオフィサー	トーマス ペダーセン	昭和29年4月29日生	昭和48年 アメリカ陸軍入隊 平成5年 株式会社オークアソシエイツ入社 シニア・コンサルタント 平成7年 コンサルタント、慶應義塾大学講師 平成14年8月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社 アジア地区ワークフォース・エフェクティブネス代表 平成17年4月 当行入行、I B業務管理部次長 平成18年4月 当行チーフラーニングオフィサー 平成20年6月 当行執行役人事・コミュニケーション部門長兼チーフラーニングオフィサー(現職)	(注1)	—
執行役	システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長	佐藤 芳和	昭和33年1月14日生	昭和55年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社 昭和63年9月 シティバンク・エヌ・エイ入社 平成12年7月 当行入行、システム企画部 平成17年9月 当行執行役金融インフラ部門長兼システム企画部長兼リテールサービス本部長兼事務管理部部长 平成17年11月 当行執行役金融インフラ部門長兼システム企画部長兼リテールサービス本部長 平成18年6月 当行執行役システム企画部長兼リテールサービス本部長 平成18年7月 当行執行役システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長兼リテールサービス本部長 平成19年3月 当行執行役システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長 平成19年10月 当行執行役システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長兼事務管理部部长 平成19年11月 当行執行役システム本部長兼システム企画部長兼テクノロジーサポート部長(現職)	(注1)	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	アドバイザー 一部部長	土屋 貴	昭和27年5月22日生	昭和51年4月 当行入行 平成7年7月 当行新宿営業第一部次長 平成9年10月 当行法人業務部参事役 平成10年9月 当行営業第三部長 平成16年4月 当行第二営業統轄部長兼営業第四部長 平成17年5月 当行ストラテジービジネスユニット1ユニット長 平成17年9月 当行執行役ストラテジービジネスユニット1ユニット長 平成17年11月 当行執行役ストラテジービジネスユニット1ユニット長兼事業法人本部部長 平成18年5月 当行執行役大阪支店長兼事業法人本部部長 平成19年12月 当行執行役アドバイザー一部部長兼事業法人本部部長 平成20年4月 当行執行役アドバイザー一部部長(現職)	(注1)	4
計						111

(注) 1. 平成20年6月25日開催の第8期定時株主総会終結後最初に開催された同日付取締役会終結の時から、平成21年6月開催予定の第9期定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

2. 所有株式数は、平成20年5月末日現在であります。

3. 平成20年6月25日開催の取締役会の決議に基づき、以下の代表執行役が退任となっております。

代表執行役でなくなった者

(1) 氏名 杉山 淳二  
職名 取締役代表執行役会長  
生年月日 昭和21年4月15日

(2) 当該異動の年月日  
平成20年6月25日

(3) 当該異動日における当該代表執行役の所有株式数  
6,000株

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当行は新銀行として発足以後、取締役会と業務執行陣の責任と役割を明確にすることにより、長期的な経営戦略に関する基本的な方針の決定を行いつつ、環境変化や顧客ニーズに柔軟かつ迅速に responding という体制を確立し、業務を進めてまいりました。この考え方を一層確固たるものとするために、平成16年6月の定時株主総会終了時をもって委員会等設置会社に移行し、会社法施行後も引き続き委員会設置会社として、これまでの体制を維持・進化させております。なお、取締役、執行役の員数はそれぞれ20名以内と定款において定めており、また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

### ① 会社の機関の内容

当行は委員会設置会社であり、取締役会は経営方針など重要事項の決定・業務執行の監督に専念する一方、日常の業務執行を行う執行役は、取締役会から業務執行に関する権限を委譲されることによって迅速な業務執行・意思決定を行っております。

[取締役会及び指名・監査・報酬の各委員会]

取締役会につきましては、これを構成する取締役14人のうち12人が国内外の経済界で豊富な経験を有する経営者や法律専門家などの社外取締役であり、専門的かつグローバルな視点からの経営の監督や戦略方針の策定を行っております。

法令に基づき設置される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、指名委員1名、報酬委員1名を除きいずれも社外取締役により構成され、各委員会の規則に従って、客観的かつ高度な観点から議論を行うことが可能な体制を確保しております。各委員会とも迅速かつ円滑に活動を行っており、経営の透明性の向上と経営の妥当性・効率性の確保に注力しております。

[業務執行]

取締役会から業務執行権限の移譲を受ける執行役は、取締役会により選任されており、各部門の部門長、本部長等として、業務執行に当たっております。業務執行に関する重要事項については、執行役社長が業務執行に関する決定を行う機関として設けられた経営委員会にて、協議や意思決定が行われています。また、個別の業務運営において重要な事項については、部門横断的に各種の委員会を設置し、担当執行役を中心に審議・検討を経て意思決定をする体制としております。

### ② 内部統制システムの整備とリスク管理体制の状況

日常の業務執行のための内部統制システムの概略は、取締役会で規定された「内部統制規程」に定められており、執行役が自らの所管業務に関する内部統制システムを構築・運用する義務を負うとともに、全執行役・従業員がこれに従うことが義務付けられております。内部統制規程は会社法第416条第1項第1号ロ・ホ及び会社法施行規則第112条に基づき必要な体制を定めたものであり、この中で監査委員会の独立性と監査の実効性を確保するための体制の整備が図られ、また子会社・関連会社ポリシー、情報セキュリティポリシー、新生銀行リスクマネジメントポリシー、執行役規程、新生銀行行動規範及び内部監査規程を基礎となる規程として定め、連結企業グループ全体を通じた業務の適正・透明性・効率性の確保に努めるものとなっております。さらに内部統制規程において反社会的勢力との関係の遮断を定めるとともに、反社会的勢力による様々な被害を防止し業務の適正を確保する体制の整備が図られております。

前述の新生銀行リスクマネジメントポリシーは、金融機関として健全性・収益性の高い業務運営を確保するために当行及び当行グループの抱える様々なリスクをコントロールする必要があるとの認識のもと、そのリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針として定められているものです。このポリシーの下で、信用リスク、ALM・流動性・市場リスク、リーガル・事務・システムのオペレーショナルリスクなど、各種リスクの内容に応じてリスク・投資委員会、ALM委員会、新規事業・商品委員会等の各種委員会を設置し、各種リスクを一元的に管理する体制が構築されております。またコンプライアンスについては、新銀行の発足当時よりリスク管理と並んで経営の最重要課題と位置づけており、執行役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、2名の弁護士を外務委員として招聘し、第三者によるチェック体制も備えております。

(なお、当行及び当行グループに関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項の詳細については、「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「4 事業等のリスク」の項をご参照ください。)

### ③ 内部監査及び監査委員会監査の状況

#### [内部監査体制]

内部監査については、公認内部監査人などの資格保有者を多く擁し、執行役社長に直属する監査部が担当しております。監査部は40名(平成20年3月末現在)から構成され、前述の内部監査規程に則り、社内及び一部の子会社に対する定期的な内部監査を行っております。また、必要に応じて定期的な内部監査のほか個別の目的にて監査活動を行うこともあります。

内部監査にあたっては全監査対象のリスクアセスメント等に基づき監査プログラムを策定し、課題の発見・指摘に加え指摘事項の解決方法も含めた指導を行っており、執行役社長のほかに監査委員会に対しても直接報告しています。

#### [監査委員会の体制及び会計監査人等との相互連携]

監査委員会は社外取締役5名により構成されており、月1回程度の頻度で開催されております。取締役が承認した当行及び当行グループに必要な内部統制のフレームワークを、執行役が的確に構築し、業務の推進に当たって有効かつ効率的に運用しているかを監視・検証し、執行役に対して必要な勧告等も行っております。

監査委員会の職務を補佐するため監査委員会事務局(3名)が設置され、監査委員会事務局部長及び同事務局所属の従業員は執行役の指揮命令に属さない監査委員会の職務を補助すべき使用人となっております。監査委員会の監査は、取締役会で定めた監査委員会規則に従うほか、監査委員会が定めた監査規程及び年度毎に策定する監査計画に基づいて遂行されています。

なお監査委員会は、内部統制に関連する各部署(リスク管理部門、財務部門、法務部・コンプライアンス統轄部を含む法務・コーポレートガバナンス部門、与信管理部を含むコーポレートアフェアーズ部門、戦略推進室、監査部等)から報告を受け連携を保っております。子会社等については所管する当行執行役や子会社等の取締役、監査役から報告を受けるとともに、グループ監査役連絡会を通じて、子会社の常勤監査役との連携を図っております。また会計監査人については、監査委員会毎に招請し、会計監査人の立場での当行及びグループ会社に関する内部統制の検証状況や会計についての重要事項の説明を受け、意見交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

なお、上記部門名、部署名ならびにその内容については、従来からのものをベースに記載しております。

### ④ 会計監査の状況

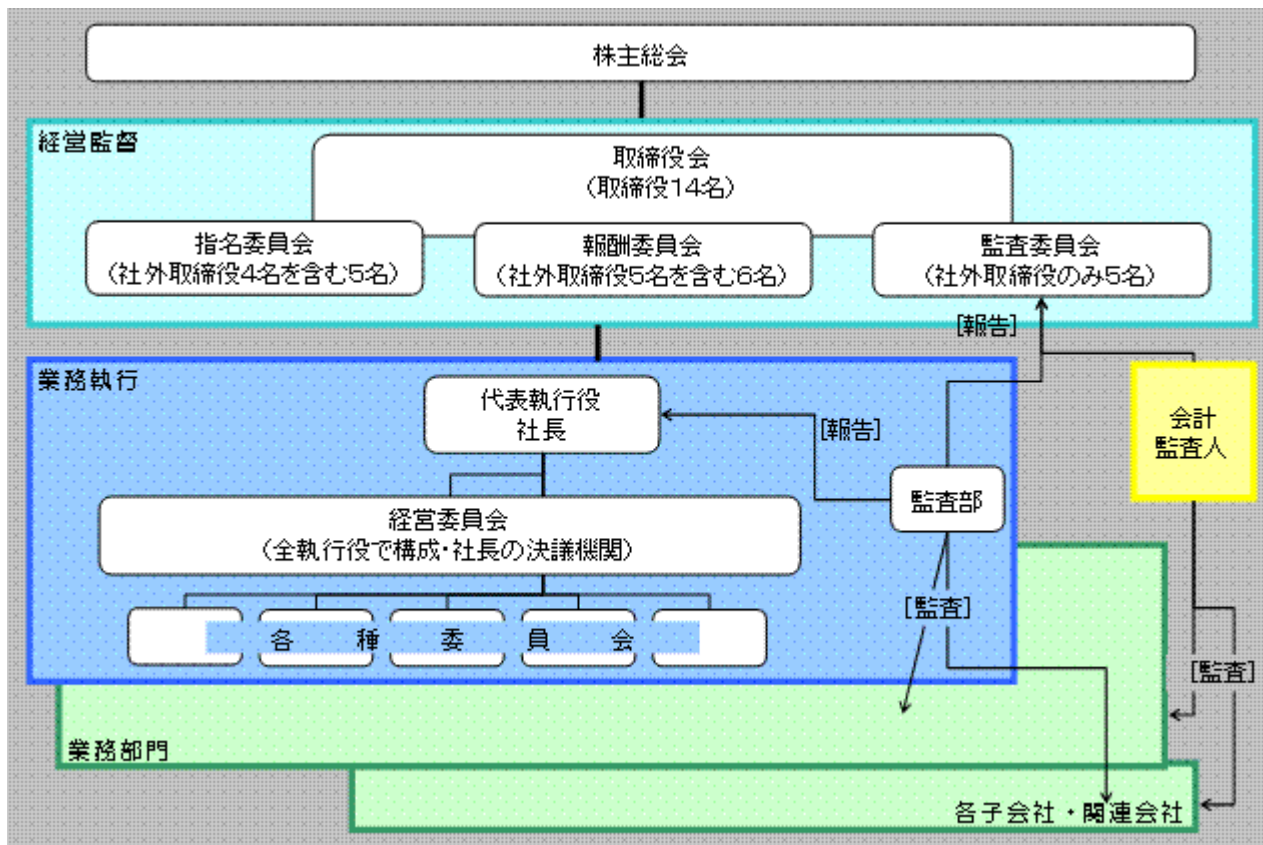
当行は監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士(指定社員)は、後藤順子氏(継続監査年数(\*)6年)、宮崎茂氏(同7年)及び松本繁彦氏(同1年)です。

(\*)継続年数は、会社法及び旧商法監査の継続年数を記載しております。金融商品取引法監査の継続監査年数については、後藤氏が6年、宮崎氏が7年及び松本氏が1年となります(なお、監査対象年度を基準にした年数です)。

補助者は、税務、デリバティブリスク評価、年金数理、不動産評価、システムなどの専門家も含め計49名となっております。

⑤ 業務執行・監督・監査の仕組み

以下の図のとおりであります。



(2) 役員報酬の状況

当事業年度に係る当行の取締役・執行役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役（14名）に対する報酬	135百万円
うち、執行役を兼務する取締役（2名）に対する報酬	一百万円
うち、その他の取締役（12名）に対する報酬	135百万円
執行役（15名）に対する報酬	1,487百万円
合計	1,623百万円

当行は、執行役を兼務する取締役には取締役としての報酬は支給しておりません。また、当行は、上記役員報酬とは別に、取締役及び執行役に対して新株予約権を付与しております。なお、新株予約権の内容については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」中の「(2)新株予約権等の状況」及び「(8)ストックオプション制度の内容」をご参照ください。

当行の報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針は、次のとおりであります。

① 基本方針

役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。

- ・ 役員の業績
- ・ 当行の収益動向
- ・ マーケット水準

役員報酬は、トータル報酬という観点から決定するものとする。

② 取締役報酬について

グローバル・スタンダードに基づき、トータル報酬を決定するものとする。またトータル報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。

### ③ 執行役報酬について

トータル報酬の目的は以下のとおりとする。

- ・業務執行能力の高い人材の確保
- ・当行の業績向上への然るべきインセンティブを与えること

トータル報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の適切な報酬により構成されるものとする。トータル報酬は当行業績への貢献を勘案の上決定するものとする。また外国人執行役にはこれを考慮した一定のプリンジベネフィットを供与するものとする。なお、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

### (3) 監査報酬

当連結会計年度における、当行及び当行連結子会社の監査法人トーマツ及び同法人が所属する国際的会計事務所デロイト トウシュ トーマツのメンバーファームに対する公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬及びその他の報酬は以下のとおりであります。なお、括弧内は監査法人トーマツに対する報酬で内書きであります。

第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	564百万円（500百万円）
うち監査契約に基づく監査証明に係る報酬	522百万円（470百万円）
その他の報酬	311百万円（101百万円）

### (4) 社外取締役と提出会社の人的・資本的または取引上の関係

社外取締役12名は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容は任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

社外取締役であるマイケル J. ボスキン、J. クリストファー フラワーズ、伊藤 侑徳及びジョン S. ワズワース Jr. は、当行の株式を保有(\*)しております。

(\*)実質的に保有している株式を含んでおります。

社外取締役であるJ. クリストファー フラワーズは、当行との間で取引があり、その内容は、「第一部 企業情報」「第5 経理の状況」「1. 連結財務諸表等」「関連当事者との取引」に記載のとおりであります。なお、それ以外の社外取締役は、当行のその他の取締役・業務執行者と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

### (5) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第1号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、委員会設置会社として、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

### (6) 取締役および執行役の責任免除について

当行は、取締役および執行役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および執行役（取締役および執行役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

### (7) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表及び前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。



# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		当連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※10	448,554	4.14	505,630	4.39
コールローン及び買入手形		43,100	0.40	—	—
買現先勘定		—	—	2,014	0.02
債券貸借取引支払保証金		11,050	0.10	18,753	0.16
買入金銭債権	※10	366,505	3.38	468,880	4.07
特定取引資産	※2	303,389	2.80	315,287	2.74
金銭の信託		502,332	4.64	371,572	3.22
有価証券	※1, 2, 10, 18	1,854,682	17.11	1,980,292	17.18
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11	5,146,306	47.49	5,622,266	48.78
外国為替	※7	15,047	0.14	17,852	0.15
その他資産	※3, 4, 5, 6, 10, 12	870,375	8.03	1,100,151	9.55
有形固定資産	※13, 14	382,460	3.53	305,771	2.65
建物	※10	39,216	0.36	20,996	0.18
土地	※10	41,756	0.39	10,689	0.09
建設仮勘定		139	0.00	83	0.00
有形リース資産		294,473	2.72	264,970	2.30
その他の有形固定資産		6,874	0.06	9,031	0.08
無形固定資産		244,155	2.25	233,174	2.02
ソフトウェア		24,221	0.22	27,499	0.24
のれん	※15	158,066	1.46	142,239	1.23
無形資産		19,826	0.18	23,676	0.21
無形リース資産		41,912	0.39	39,668	0.34
その他の無形固定資産		127	0.00	89	0.00
債券繰延資産		103	0.00	125	0.00
繰延税金資産		42,474	0.39	28,238	0.25
支払承諾見返		754,420	6.96	701,717	6.09
貸倒引当金		△147,275	△1.36	△145,966	△1.27
資産の部合計		10,837,683	100.00	11,525,762	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		当連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※10	4,940,730	45.59	5,229,444	45.37
譲渡性預金		480,199	4.43	577,189	5.01
債券		703,298	6.49	662,434	5.75
コールマネー及び売渡手形	※10	692,792	6.39	632,117	5.48
債券貸借取引受入担保金	※10	8,333	0.08	148,421	1.29
コマーシャル・ペーパー		171,300	1.58	—	—
特定取引負債		99,255	0.92	205,011	1.78
借入金	※10, 16	1,122,688	10.36	1,127,227	9.78
外国為替		118	0.00	39	0.00
短期社債		—	—	73,600	0.64
社債	※17	400,485	3.69	426,286	3.70
その他負債		498,358	4.60	708,749	6.15
賞与引当金		13,134	0.12	14,572	0.13
役員賞与引当金		359	0.00	249	0.00
退職給付引当金		3,521	0.03	4,660	0.04
役員退職慰労引当金		—	—	132	0.00
利息返還損失引当金		10,353	0.10	39,333	0.34
固定資産処分損失引当金		—	—	5,025	0.04
特別法上の引当金		3	0.00	4	0.00
繰延税金負債		5,075	0.05	4,283	0.04
支払承諾	※10	754,420	6.96	701,717	6.09
負債の部合計		9,904,430	91.39	10,560,501	91.63
(純資産の部)					
資本金		451,296	4.16	476,296	4.13
資本剰余金		18,558	0.17	43,558	0.38
利益剰余金		245,499	2.27	302,535	2.62
自己株式		△72,560	△0.67	△72,566	△0.63
株主資本合計		642,794	5.93	749,823	6.50
その他有価証券評価差額金		5,091	0.04	△35,073	△0.31
繰延ヘッジ損益		△7,744	△0.07	△1,057	△0.01
為替換算調整勘定		2,952	0.03	1,872	0.02
評価・換算差額等合計		299	0.00	△34,258	△0.30
新株予約権		517	0.01	1,257	0.01
少数株主持分		289,642	2.67	248,437	2.16
純資産の部合計		933,253	8.61	965,261	8.37
負債及び純資産の部合計		10,837,683	100.00	11,525,762	100.00

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		560,016	100.00	593,503	100.00
資金運用収益		172,818		242,171	
貸出金利息		126,815		186,747	
有価証券利息配当金		32,309		42,768	
コールローン利息及び 買入手形利息		210		1,034	
買現先利息		—		24	
債券貸借取引受入利息		480		1,005	
預け金利息		4,284		5,359	
その他の受入利息		8,717		5,231	
役務取引等収益		70,858		65,977	
特定取引収益		18,128		9,719	
その他業務収益	※1	271,274		246,601	
その他経常収益	※2	26,935		29,032	
経常費用		536,843	95.86	582,281	98.11
資金調達費用		77,322		104,395	
預金利息		33,164		43,467	
譲渡性預金利息		1,176		4,458	
債券利息		3,006		3,398	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		5,652		14,919	
売現先利息		—		5	
債券貸借取引支払利息		245		1,159	
コマースナル・ペーパー 利息		906		18	
借入金利息		11,312		15,256	
短期社債利息		—		1,112	
社債利息		10,409		15,278	
その他の支払利息		11,448		5,322	
役務取引等費用		24,409		25,141	
特定取引費用		319		629	
その他業務費用	※3	183,117		187,320	
営業経費		171,034		171,295	
のれん償却額		12,507		9,277	
無形資産償却額		8,293		3,257	
その他の営業経費		150,233		158,761	

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
その他経常費用		80,641		93,498	
貸倒引当金繰入額		48,427		66,966	
その他の経常費用	※4	32,213		26,531	
経常利益		23,172	4.14	11,222	1.89
特別利益		15,278	2.73	88,916	14.98
固定資産処分益	※5	2,532		67,059	
償却債権取立益		294		1,057	
その他の特別利益	※6	12,451		20,799	
特別損失		104,159	18.60	7,582	1.28
固定資産処分損		1,093		897	
のれん減損損失	※7	55,085		—	
無形資産減損損失	※7	40,061		—	
その他の減損損失	※8	544		919	
固定資産処分損失引当金繰入額		—		5,025	
証券取引責任準備金繰入額		1		—	
金融商品取引責任準備金繰入額		—		0	
その他の特別損失	※9	7,373		738	
税金等調整前当期純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		△65,708	△11.73	92,556	15.59
法人税、住民税及び事業税		3,249	0.58	4,902	0.82
法人税等調整額		△24,615	△4.39	9,500	1.60
少数株主利益		16,643	2.97	18,044	3.04
当期純利益(△は当期純損失)		△60,984	△10.89	60,108	10.13

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	379,502	△12	849,345
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△3,947		△3,947
剰余金の配当			△3,496		△3,496
当期純損失			△60,984		△60,984
自己株式の取得				△136,672	△136,672
自己株式の処分			△15	160	145
自己株式の消却			△63,963	63,963	-
持分法適用除外に伴う増加高			65		65
持分法適用除外に伴う減少高			△1,661		△1,661
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	△134,002	△72,548	△206,550
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	245,499	△72,560	642,794

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,208	—	3,781	5,990	-	261,845	1,117,180
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)							△3,947
剰余金の配当							△3,496
当期純損失							△60,984
自己株式の取得							△136,672
自己株式の処分							145
自己株式の消却							-
持分法適用除外に伴う増加高							65
持分法適用除外に伴う減少高							△1,661
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,882	△7,744	△829	△5,690	517	27,797	22,623
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2,882	△7,744	△829	△5,690	517	27,797	△183,927
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,091	△7,744	2,952	299	517	289,642	933,253

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	245,499	△72,560	642,794
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	25,000	25,000			50,000
剰余金の配当			△3,072		△3,072
当期純利益			60,108		60,108
自己株式の取得				△1	△1
連結子会社増加による増加高			0	△4	△4
連結子会社増加による減少高			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	25,000	25,000	57,035	△6	107,029
平成20年3月31日残高 (百万円)	476,296	43,558	302,535	△72,566	749,823

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	為替換算調整 勘定	評価・換算差 額等合計			
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,091	△7,744	2,952	299	517	289,642	933,253
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							50,000
剰余金の配当							△3,072
当期純利益							60,108
自己株式の取得							△1
連結子会社増加による増加高							△4
連結子会社増加による減少高							△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△40,165	6,686	△1,079	△34,558	740	△41,204	△75,022
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△40,165	6,686	△1,079	△34,558	740	△41,204	32,007
平成20年3月31日残高 (百万円)	△35,073	△1,057	1,872	△34,258	1,257	248,437	965,261

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(△は税金等調整前当期純損失)		△65,708	92,556
減価償却費 (リース資産を除く)		11,805	12,541
リース資産減価償却費		131,762	125,988
のれん償却額		12,507	9,277
無形資産償却額		8,293	3,257
のれん減損損失		55,085	—
無形資産減損損失		40,061	—
その他の減損損失		544	919
持分法による投資損益 (△)		12,779	8,350
貸倒引当金の増減 (△) 額		2,406	△688
賞与引当金の増減 (△) 額		△764	1,344
退職給付引当金の増減 (△) 額		211	1,187
利息返還損失引当金の増減 (△) 額		10,353	△9,244
固定資産処分損失引当金の増減 (△) 額		—	5,025
特別法上の引当金の増減 (△) 額		1	0
資金運用収益		△172,818	△242,171
資金調達費用		77,322	104,395
有価証券関係損益 (△)		△19,563	10,510
金銭の信託の運用損益 (△)		△9,019	△6,591
為替差損益 (△)		3,811	25,522
固定資産処分損益 (△)		△1,439	△66,161
リース資産処分損益 (△)		△6,056	△1,216
特定取引資産の純増 (△) 減		△109,808	△11,897
特定取引負債の純増減 (△)		△50,735	105,764
貸出金の純増 (△) 減		△1,058,658	△385,175
預金の純増減 (△)		1,026,345	292,121
譲渡性預金の純増減 (△)		322,826	96,990
債券の純増減 (△)		△315,610	△40,863
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)		△47,062	△36,765
社債 (劣後特約付社債を除く) の純増減 (△)		7,141	22,595
預け金 (無利息預け金を除く) の純増 (△) 減		△28,630	80,196
コールローン等の純増 (△) 減		6,900	41,085

		前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
買入金銭債権の純増 (△) 減		△88,459	△95,202
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減		22,057	△7,703
コールマネー等の純増減 (△)		662,792	△60,675
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)		38,100	△179,300
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)		8,333	140,088
外国為替 (資産) の純増 (△) 減		△2,907	△2,805
外国為替 (負債) の純増減 (△)		79	△79
短期社債 (負債) の純増減 (△)		—	73,600
信託勘定借の純増減 (△)		△25,265	△10,594
資金運用による収入		166,959	246,447
資金調達による支出		△78,506	△120,275
売買目的有価証券の純増 (△) 減		46,072	53,470
運用目的の金銭の信託の純増 (△) 減		△61,663	90,344
リース資産の取得・売却等による純 支出		△121,645	△88,665
その他		12,304	40,630
小計		422,532	318,135
法人税等の支払額		△5,684	△995
営業活動によるキャッシュ・フロー		416,847	317,139
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△2,539,598	△2,764,575
有価証券の売却による収入		220,364	533,480
有価証券の償還による収入		1,911,506	1,902,928
金銭の信託の設定による支出		△16,130	△29,059
金銭の信託の解約・配当による収入		40,566	63,852
有形固定資産 (リース資産を除く) の取得による支出		△3,734	△6,498
有形固定資産 (リース資産を除く) の売却による収入		6,616	119,795
連結範囲の変動を伴う子会社株式の 取得による収入	※2	—	4,509
連結範囲の変動を伴う子会社株式の 売却による収入		—	24,999
連結子会社株式の売却による収入		3,077	—
事業譲受による支出		—	△31,302
その他		△17,832	△9,335
投資活動によるキャッシュ・フロー		△395,165	△191,205



		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		62,000	—
劣後特約付借入金返済による支出		△98,000	—
劣後特約付社債の発行による収入		92,161	—
劣後特約付社債の償還による支出		△10,945	△3,308
少数株主からの払込による収入		20,253	1,223
少数株主への子会社減資による支出		△1,227	△18,622
株式の発行による収入		—	49,777
配当金支払額		△7,443	△3,072
少数株主への配当金支払額		△11,175	△17,407
自己株式の取得による支出		△136,672	△1
自己株式の売却による収入		145	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△90,903	8,588
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額		1	△89
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減(△)額		△69,220	134,433
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高		340,713	271,493
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高	※1	271,493	405,926

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 95社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、Shinsei Corporate Advisory Services Private Limited他16社は設立により、Uchisai Partners, L.P.は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、Hub Asset Funding Limited他4社は、清算により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 90社</p> <p>主要な会社名 華和国際租賃有限公司</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 104社</p> <p>主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>なお、レクシア有限責任事業組合他11社は設立により、株式会社エス・エス・ソリューションズ他4社は重要性が増加したことにより、シンキ株式会社他2社(注)は株式の追加取得により、当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、有限会社新生エフ・ピー他3社は清算により、ライフ住宅ローン株式会社は株式売却により、Albemarle Capital GmbH他4社は支配権の喪失により、連結の範囲から除外しております。昭和ハイテクレント株式会社は昭和リース株式会社との合併により消滅しております。</p> <p>(注) シンキ株式会社及びその子会社2社は、平成19年12月13日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については同年10月1日以降の分を連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 100社</p> <p>主要な会社名 華和国際租賃有限公司</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 27社            主要な会社名            シンキ株式会社            Hillcot Holdings Limited            日盛金融控股股份有限公司</p> <p>なお、日盛金融控股股份有限公司は株式取得により、新生マッコーリーアドバイザリー株式会社他4社は設立により、ラフィア投資事業有限責任組合他9社は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、BlueBay Asset Management Limitedは株式売却により、エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社は影響力の低下により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 90社            主要な会社名            華和国际租賃有限公司</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号より、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 30社            主要な会社名            Hillcot Holdings Limited            日盛金融控股股份有限公司</p> <p>なお、UTI International (Singapore) Private Limited他6社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、Consus SB First Securitization Speciality Co., Ltd. 他1社は清算により、楽天モーゲージ株式会社は株式売却により、持分法適用の範囲から除外しております。シンキ株式会社は株式の追加取得により、平成19年12月13日付で当行の子会社となったことから、同年10月1日以降持分法の適用対象から除外し連結しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 100社            主要な会社名            華和国际租賃有限公司</p> <p>子会社エス・エル・パシフィック株式会社他70社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号より、持分法の対象から除いております。</p> <p>その他の持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 34社            3月末日 61社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 38社            3月末日 66社</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち6社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち5社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同 左</p> <p>(ロ) 同 左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>
	<p>(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p>売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法によっております。</p>	<p>(4) 買入金銭債権の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>
	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産(有形リース資産を除く)の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年          動産：2年～15年</p>	<p>(5) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>有形固定資産(有形リース資産を除く)の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年          動産：2年～15年          (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																															
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産のうち「無形資産」は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <table border="1" data-bbox="501 1126 956 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="501 1424 956 1794"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による	<p>より、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ295百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産のうち無形資産は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びシンキ株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。</p> <p>(株式会社アプラス)</p> <table border="1" data-bbox="979 1126 1434 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (加盟店関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(昭和リース株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="979 1424 1434 1794"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (保守契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> <tr> <td>契約価値 (サブリース 契約関係)</td> <td>定額法</td> <td>契約残存 年数による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(シンキ株式会社)</p> <table border="1" data-bbox="979 1868 1434 2016"> <thead> <tr> <th></th> <th>償却方法</th> <th>償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標価値</td> <td>定額法</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>商権価値 (顧客関係)</td> <td>級数法</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年	商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	20年	契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による	契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による		償却方法	償却期間	商標価値	定額法	10年	商権価値 (顧客関係)	級数法	10年
	償却方法	償却期間																																																															
商標価値	定額法	10年																																																															
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																															
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																															
	償却方法	償却期間																																																															
商標価値	定額法	10年																																																															
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																															
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																															
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																															
	償却方法	償却期間																																																															
商標価値	定額法	10年																																																															
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																															
商権価値 (加盟店関係)	級数法	20年																																																															
	償却方法	償却期間																																																															
商標価値	定額法	10年																																																															
商権価値 (顧客関係)	級数法	20年																																																															
契約価値 (保守契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																															
契約価値 (サブリース 契約関係)	定額法	契約残存 年数による																																																															
	償却方法	償却期間																																																															
商標価値	定額法	10年																																																															
商権価値 (顧客関係)	級数法	10年																																																															

	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>また、のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ その他 連結子会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。</p>	<p>また、のれん及び負ののれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。</p> <p>上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ その他 同 左</p>
	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>(ロ) 社債発行費 その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 (会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償</p>	<p>(6) 繰延資産の処理方法 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(イ) 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(ロ) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>               償還期限までの期間に対応して償却しております。             </p> <p>               (ハ) 債券発行費用                債券繰延資産(債券発行費用)は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。                (会計処理の変更)                従来、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。                なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産(債券発行費用)は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。             </p> <p>               連結子会社の社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。                また、連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。             </p>	<p>               用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。             </p> <p>               (ハ) 債券発行費用                債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。                なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産(債券発行費用)は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。             </p> <p>               連結子会社の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。                また、連結子会社の社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。             </p>
	<p>               (7) 貸倒引当金の計上基準                当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。                破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権に             </p>	<p>               (7) 貸倒引当金の計上基準                当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。                破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権に             </p>



	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>             ついては、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。           </p> <p>             当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。           </p> <p>             上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。           </p> <p>             特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。           </p> <p>             すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。           </p>	<p>             ついては、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。           </p> <p>             当行では破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法(後述)による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。           </p> <p>             上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。           </p> <p>             特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。           </p> <p>             すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。           </p>

	<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
	<p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,758百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行の貸倒実績率については、従来、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当連結会計年度より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式に比較して、貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額が23,205百万円増加し、経常利益が同額減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。</p>	<p>国内信託銀行子会社以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,378百万円であります。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 同 左</p>
	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準 同 左</p>
	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>(10) 退職給付引当金の計上基準 同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理</p> <p>なお、当行の会計基準変更時差異(9,081百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>	
		<p>(11) 役員退職慰勞引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰勞引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰勞金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰勞金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、一部の連結子会社の役員退職慰勞金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰勞引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されたことに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は132百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>
	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、利息返還に伴う損失に対する引当金(前連結会計年度末残高1,050百万円)については「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日)が公表された</p>	<p>(12) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>ことを踏まえ、当連結会計年度において、より適切な見積方法に基づき「利息返還損失引当金」として計上しております。</p> <p>なお、期首時点における見積方法変更差額909百万円については「その他の特別損失」に計上しております。</p>	
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(13) 固定資産処分損失引当金の計上基準</p> <p>固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行及び一部の連結子会社の本店や、閉鎖を予定しているリテールバンキングの一部の出張所及びATMコーナー等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。</p>
	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。</p> <p>証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内証券連結子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、国内証券連結子会社の金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項の定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めにより証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>
	<p>(16) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(16) リース取引の処理方法</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規</p>	<p>(17) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は11百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>一部の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等            デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ) 連結会社間取引等            デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>
	<p>(18) 消費税等の会計処理            当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(18) 消費税等の会計処理            同 左</p>
	<p>(19) その他連結財務諸表作成のための重要な事項            (イ) 連結納税制度の適用            当行及び一部の国内連結子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。            (ロ) 信販業務の収益計上方法            信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。</p>	<p>(19) その他連結財務諸表作成のための重要な事項            (イ) 連結納税制度の適用            同 左            (ロ) 信販業務の収益計上方法            同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(アドオン方式契約) 総合・個品あっせん 7・8分法 信用保証(保証料契約 時一括受領) 7・8分法 信用保証(保証料分割 受領) 定額法 (残債方式契約) 総合・個品あっせん 残債方式 信用保証(保証料分 割受領) 残債方式</p> <p>(注)計上方法の内容は次のとおり であります。</p> <p>(1)7・8分法とは、手数料総額を分 割回数積数の積数で按分し、各返済期 日到来の都度積数按分額を収益計 上する方法であります。</p> <p>(2)残債方式とは、元本残高に対し て一定率の料率で手数料を算出 し、各返済期日の都度算出額を収 益計上する方法であります。</p> <p>(ハ)リース業務の収益計上方法 リース業務の収益の計上はリース 契約上収受すべきリース料総額をリ ース期間に相当する月数で均等割し た月当たりリース料を基準として、 その経過期間に対応する額を計上し ております。</p>	<p>(ハ)リース業務の収益計上方法 同 左</p> <p>(ニ)消費者金融業務の収益の計上方法 消費者金融専門連結子会社の貸出 金に係る未収利息については、利息 制限法上限利率または約定利率のい ずれか低い利率により計上しており ます。</p>
5. 連結子会社の資産及び負 債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価に ついては、全面時価評価法を採用して おります。	同 左
6. 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書にお ける資金の範囲は、連結貸借対照表上 の「現金預け金」のうち現金及び無利 息預け金であります。	同 左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は650,838百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、その他の営業経費が517百万円増加し、経常利益が同額減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>



表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表・連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失または繰延ヘッジ利益として「その他資産」または「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の建物土地動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として、また、有形リース資産については、「有形固定資産」中の「有形リース資産」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち、権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は「その他資産」にそれぞれ含めて表示しております。</p> <p>なお、「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、それぞれ「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア、無形資産及び無形リース資産は、それぞれ「無形固定資産」中の「ソフトウェア」、「無形資産」及び「無形リース資産」として表示しております。なお、無形資産償却額は、従来、「その他経常費用」中の「無形資産償却額」として表示しておりましたが、下記「のれん償却額」と同様に、当連結会計年度からは「営業経費」中の「無形資産償却額」として表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。なお、連結調整勘定償却額は、従来、「その他経常費用」中の「連結調整勘定償却額」として表示しておりましたが、当連結会計年度からは「営業経費」中の「のれん償却額」として表示しております。</p>	<p>—————</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p style="text-align: center;">—————  —————</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産(リース資産を除く)の取得による支出」は「有形固定資産(リース資産を除く)の取得による支出」等として、「動産不動産(リース資産を除く)の売却による収入」は「有形固定資産(リース資産を除く)の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>無券面のコマーシャル・ペーパーの残高(前連結会計年度末171,300百万円)は、従来、「コマーシャル・ペーパー」に含めて表示しておりましたが、法律上の位置付けに従い、当連結会計年度から「短期社債」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成19年8月8日)により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別損失」に計上しておりました「証券取引責任準備金繰入額」(前連結会計年度1百万円)は、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金繰入額」として計上しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>無券面のコマーシャル・ペーパーの純増減(前連結会計年度純増額43,100百万円)については、従来、「コマーシャル・ペーパーの純増減(△)」に含めて表示しておりましたが、法律上の位置付けに従い、当連結会計年度から「短期社債(負債)の純増減(△)」として表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成19年 3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年 3月31日)
<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式 54,461百万円及び出資金9,131百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは60,379百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,748百万円、延滞債権額は21,849百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は279百万円、延滞債権額は3,192百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,792百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,733百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,422百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は10,271百万円であります。</p>	<p>※1. 有価証券には非連結子会社及び関連会社の株式 42,158百万円及び出資金7,383百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は3,058百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは84,384百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,173百万円、延滞債権額は42,528百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は2,635百万円、延滞債権額は4,908百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,792百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,340百万円であります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,980百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は6,782百万円であります。</p>

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																				
<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,813百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,476百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 当行の手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、83,124百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、93,818百万円であります。</p> <p>※9. 当行の貸出債権証券化（CLO－Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、129,695百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="231 1496 758 1780"> <tr><td>現金預け金</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>240,740百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>2,576百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="231 1646 758 1780"> <tr><td>預金</td><td>568百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>8,333百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>20,218百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>902百万円</td></tr> </table>	現金預け金	70百万円	有価証券	240,740百万円	貸出金	2,576百万円	預金	568百万円	債券貸借取引受入担保金	8,333百万円	借入金	20,218百万円	支払承諾	902百万円	<p>※6. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は104,474百万円であります。</p> <p>「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,666百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,199百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は61,144百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、157,021百万円であります。</p> <p>※10. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="869 1496 1396 1713"> <tr><td>現金預け金</td><td>643百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権</td><td>47,380百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>530,791百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>19,192百万円</td></tr> <tr><td>建物</td><td>855百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>1,365百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="869 1758 1396 1926"> <tr><td>預金</td><td>1,058百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>180,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>148,421百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>80,294百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>908百万円</td></tr> </table>	現金預け金	643百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	530,791百万円	貸出金	19,192百万円	建物	855百万円	土地	1,365百万円	預金	1,058百万円	コールマネー及び売渡手形	180,000百万円	債券貸借取引受入担保金	148,421百万円	借入金	80,294百万円	支払承諾	908百万円
現金預け金	70百万円																																				
有価証券	240,740百万円																																				
貸出金	2,576百万円																																				
預金	568百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	8,333百万円																																				
借入金	20,218百万円																																				
支払承諾	902百万円																																				
現金預け金	643百万円																																				
買入金銭債権	47,380百万円																																				
有価証券	530,791百万円																																				
貸出金	19,192百万円																																				
建物	855百万円																																				
土地	1,365百万円																																				
預金	1,058百万円																																				
コールマネー及び売渡手形	180,000百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	148,421百万円																																				
借入金	80,294百万円																																				
支払承諾	908百万円																																				

前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)						
<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権30,862百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,344百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は13,432百万円、保証金は15,320百万円であります。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,456,538百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,118,334百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. その他資産には、割賦売掛金440,864百万円が含まれております。</p> <p>※13. 有形固定資産の減価償却累計額231,096百万円</p> <p>※14. 有形固定資産の圧縮記帳額2,985百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 —百万円)</p> <p>※16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p> <p>※17. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債357,166百万円が含まれております。</p> <p>※18. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は90,671百万円であります。</p>	<p>なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権33,429百万円を差し入れております。</p> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,420百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は91百万円、保証金は17,623百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,603百万円であります。</p> <p>※11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,436,578百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,064,768百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※12. その他資産には、割賦売掛金421,817百万円が含まれております。</p> <p>※13. 有形固定資産の減価償却累計額303,401百万円</p> <p>※14. 有形固定資産の圧縮記帳額2,902百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 —百万円)</p> <p>※15. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産ののれんとして表示しております。</p> <p>相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table data-bbox="874 1608 1225 1709"> <tr> <td>のれん</td> <td>149,314百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td>7,075百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>142,239百万円</td> </tr> </table> <p>※16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。</p> <p>※17. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債341,243百万円が含まれております。</p> <p>※18. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は78,691百万円であります。</p>	のれん	149,314百万円	負ののれん	7,075百万円	差引額	142,239百万円
のれん	149,314百万円						
負ののれん	7,075百万円						
差引額	142,239百万円						

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
<p>※1. その他業務収益には、リース収入164,136百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益15,123百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価148,222百万円を含んでおります。</p> <p>※4. その他の経常費用には、金銭の信託運用損488百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※6. その他の特別利益には、関連会社株式売却益11,651百万円を含んでおります。</p> <p>※7. 特別損失ののれん減損損失及び無形資産減損損失は、株式会社アプラス及びその連結子会社に対する投資にかかるものであります。平成18年度中における「貸金業の規制等に関する法律」の改正による上限金利の引き下げ等、法規制の変化による同社グループのコンシューマーファイナンス事業への影響を鑑み、同社グループが営む事業を1つのグループ単位として減損処理を行っております。のれん及び無形資産を含む同社グループの当行連結上の純資産帳簿価額が回収可能価額を上回る金額のうち、無形資産について当初の事業取得時においてパーチェス法を適用したと同様の方法で算定した減損損失金額を控除し、その残額をのれんの減損損失として認識しております。回収可能価額については、割引キャッシュフロー(DCF)方式を採用し、向こう10年間のキャッシュフロー予測と長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を適用して算定した使用価値として算定しております。</p> <p>—————</p>	<p>※1. その他業務収益には、リース収入155,278百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益21,261百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、リース原価141,398百万円を含んでおります。</p> <p>※4. その他の経常費用には、金銭の信託運用損293百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 固定資産処分益には、当行本店不動産の売却益66,054百万円を含んでおります。</p> <p>※6. その他の特別利益には、子会社株式売却益20,368百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※8. その他の減損損失には、当行の以下の資産に係る減損損失を含んでおります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)</td> <td style="text-align: center;">出張所及びATMコーナー</td> <td style="text-align: center;">建物、その他の有形固定資産</td> <td style="text-align: center;">896</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行グループは、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>当連結会計年度においてリテールバンキング部門における一部出張所及びATMコーナー等について営業環境等を総合的に勘案した結果、廃止することを決定したため、廃止決定対象となった資産については、個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損しております。</p> <p>上記の減損損失のうち、建物に関するものは793百万円、その他の有形固定資産に関するものは102百万円であります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)	出張所及びATMコーナー	建物、その他の有形固定資産	896
場所	用途	種類	金額 (百万円)						
東京都、愛知県、兵庫県 (11箇所)	出張所及びATMコーナー	建物、その他の有形固定資産	896						

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>※9. その他の特別損失には、株式会社アプラス及び全日信販株式会社に関して計上された希望退職による特別退職金等7,347百万円を含んでおります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,358,537	200,033	85,000	1,473,570	(注)1,4
第二回甲種優先株式	74,528	-	-	74,528	
第三回乙種優先株式	600,000	-	300,000	300,000	(注)2
合計	2,033,065	200,033	385,000	1,848,098	
自己株式					
普通株式	17	181,624	85,216	96,425	(注)3,4
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注)2
合計	17	481,624	385,216	96,425	

- (注) 1. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により普通株式200,033千株を交付したものであります。
2. 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。
3. 当連結会計年度中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は上記により交付した普通株式の一部を取得したものであります。
4. 当連結会計年度中に減少した普通株式の発行済株式数及び自己株式数のうち85,000千株は、消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストックオプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	2,010	1.48	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年3月31日	平成18年6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452	2.42	平成18年3月31日	平成18年6月8日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	2,286	1.66	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成18年9月30日	平成18年12月8日



基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	その他利益 剰余金	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種 優先株式	726	その他利益 剰余金	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

## II 当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,473,570	586,775	-	2,060,346	(注) 1, 2, 3
第二回甲種優先株式	74,528	-	74,528	-	(注) 4
第三回乙種優先株式	300,000	-	300,000	-	(注) 5
合計	1,848,098	586,775	374,528	2,060,346	
自己株式					
普通株式	96,425	10	-	96,436	
第二回甲種優先株式	-	74,528	74,528	-	(注) 4
第三回乙種優先株式	-	300,000	300,000	-	(注) 5
合計	96,425	374,538	374,528	96,436	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加数のうち200,000千株は、当行第三回乙種優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、平成19年8月1日付にて当該優先株式300,000千株の一斉取得と引換えに交付したものであります。
2. 普通株式の発行済株式の増加数のうち117,647千株は、平成20年2月4日を払込日とする第三者割当増資により交付したものであります。
3. 普通株式の発行済株式の増加数のうち269,128千株は、平成20年3月31日付にて当行第二回甲種優先株式74,528千株について、取得請求により交付したものであります。
4. 第二回甲種優先株式の増加及び減少は、上記3.の取得請求により取得し、消却したものであります。
5. 第三回乙種優先株式の増加及び減少は、上記1.の一斉取得により取得し、消却したものであります。

### 2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストックオプションとしての新株予約権であります。

### 3. 配当に関する事項

当行の配当については、次のとおりであります。

#### 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月9日 取締役会	普通株式	1,377	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日
平成19年11月14日 取締役会	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年9月30日	平成19年12月7日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	その他利益 剰余金	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																						
<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">448,554百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△177,061百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">271,493百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	448,554百万円	有利息預け金	△177,061百万円	現金及び現金同等物	271,493百万円	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">505,630百万円</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">△99,703百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">405,926百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の追加取得により新たにシンキ株式会社及びその子会社（以下「シンキ」）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びにシンキ株式の追加取得価額とシンキ取得による収入（純額）との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">資産</td> <td style="text-align: right;">161,719百万円</td> </tr> <tr> <td>（うち貸出金</td> <td style="text-align: right;">113,940百万円）</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">△146,482百万円</td> </tr> <tr> <td>（うち借入金</td> <td style="text-align: right;">△70,576百万円）</td> </tr> <tr> <td>（うち利息返還損失引当金</td> <td style="text-align: right;">△38,224百万円）</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△4,909百万円</td> </tr> <tr> <td>自己株式</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△7,248百万円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,083百万円</td> </tr> <tr> <td>既存株式の持分法による評価額</td> <td style="text-align: right;">△4,598百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：シンキ株式の追加取得価額</td> <td style="text-align: right;">7,682百万円</td> </tr> <tr> <td>シンキの現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△12,191百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：シンキ取得による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">4,509百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	505,630百万円	有利息預け金	△99,703百万円	現金及び現金同等物	405,926百万円	資産	161,719百万円	（うち貸出金	113,940百万円）	負債	△146,482百万円	（うち借入金	△70,576百万円）	（うち利息返還損失引当金	△38,224百万円）	少数株主持分	△4,909百万円	自己株式	4百万円	負ののれん	△7,248百万円	小計	3,083百万円	既存株式の持分法による評価額	△4,598百万円	差引：シンキ株式の追加取得価額	7,682百万円	シンキの現金及び現金同等物	△12,191百万円	差引：シンキ取得による収入	4,509百万円
現金預け金勘定	448,554百万円																																						
有利息預け金	△177,061百万円																																						
現金及び現金同等物	271,493百万円																																						
現金預け金勘定	505,630百万円																																						
有利息預け金	△99,703百万円																																						
現金及び現金同等物	405,926百万円																																						
資産	161,719百万円																																						
（うち貸出金	113,940百万円）																																						
負債	△146,482百万円																																						
（うち借入金	△70,576百万円）																																						
（うち利息返還損失引当金	△38,224百万円）																																						
少数株主持分	△4,909百万円																																						
自己株式	4百万円																																						
負ののれん	△7,248百万円																																						
小計	3,083百万円																																						
既存株式の持分法による評価額	△4,598百万円																																						
差引：シンキ株式の追加取得価額	7,682百万円																																						
シンキの現金及び現金同等物	△12,191百万円																																						
差引：シンキ取得による収入	4,509百万円																																						

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">2,992百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">235百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,227百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,718百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">146百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,864百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,274百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">88百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,362百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">1年内</td><td style="text-align: right;">785百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">647百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,432百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">909百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">839百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">58百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</li> </ul> <p>取得価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">437,458百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">78,470百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">515,928百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">166,331百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">30,198百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">196,529百万円</td></tr> </table>	動産	2,992百万円	その他	235百万円	合計	3,227百万円	動産	1,718百万円	その他	146百万円	合計	1,864百万円	動産	1,274百万円	その他	88百万円	合計	1,362百万円	1年内	785百万円	1年超	647百万円	合計	1,432百万円	支払リース料	909百万円	減価償却費相当額	839百万円	支払利息相当額	58百万円	動産	437,458百万円	その他	78,470百万円	合計	515,928百万円	動産	166,331百万円	その他	30,198百万円	合計	196,529百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">3,638百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">373百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,011百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">2,451百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">187百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,638百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">1,186百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">185百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,372百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">1年内</td><td style="text-align: right;">859百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">582百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,441百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">1,301百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">1,203百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">47百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</li> </ul> <p>取得価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">446,978百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">82,901百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">529,880百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">動産</td><td style="text-align: right;">201,547百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">37,233百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">238,781百万円</td></tr> </table>	動産	3,638百万円	その他	373百万円	合計	4,011百万円	動産	2,451百万円	その他	187百万円	合計	2,638百万円	動産	1,186百万円	その他	185百万円	合計	1,372百万円	1年内	859百万円	1年超	582百万円	合計	1,441百万円	支払リース料	1,301百万円	減価償却費相当額	1,203百万円	支払利息相当額	47百万円	動産	446,978百万円	その他	82,901百万円	合計	529,880百万円	動産	201,547百万円	その他	37,233百万円	合計	238,781百万円
動産	2,992百万円																																																																																				
その他	235百万円																																																																																				
合計	3,227百万円																																																																																				
動産	1,718百万円																																																																																				
その他	146百万円																																																																																				
合計	1,864百万円																																																																																				
動産	1,274百万円																																																																																				
その他	88百万円																																																																																				
合計	1,362百万円																																																																																				
1年内	785百万円																																																																																				
1年超	647百万円																																																																																				
合計	1,432百万円																																																																																				
支払リース料	909百万円																																																																																				
減価償却費相当額	839百万円																																																																																				
支払利息相当額	58百万円																																																																																				
動産	437,458百万円																																																																																				
その他	78,470百万円																																																																																				
合計	515,928百万円																																																																																				
動産	166,331百万円																																																																																				
その他	30,198百万円																																																																																				
合計	196,529百万円																																																																																				
動産	3,638百万円																																																																																				
その他	373百万円																																																																																				
合計	4,011百万円																																																																																				
動産	2,451百万円																																																																																				
その他	187百万円																																																																																				
合計	2,638百万円																																																																																				
動産	1,186百万円																																																																																				
その他	185百万円																																																																																				
合計	1,372百万円																																																																																				
1年内	859百万円																																																																																				
1年超	582百万円																																																																																				
合計	1,441百万円																																																																																				
支払リース料	1,301百万円																																																																																				
減価償却費相当額	1,203百万円																																																																																				
支払利息相当額	47百万円																																																																																				
動産	446,978百万円																																																																																				
その他	82,901百万円																																																																																				
合計	529,880百万円																																																																																				
動産	201,547百万円																																																																																				
その他	37,233百万円																																																																																				
合計	238,781百万円																																																																																				

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																				
<p>年度末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">動産</td> <td style="text-align: right;">271,126百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">48,272百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">319,398百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">109,918百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">224,660百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">334,579百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">132,182百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">117,389百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14,613百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,429百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,270百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,699百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">7,810百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">7,704百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15,514百万円</td> </tr> </table>	動産	271,126百万円	その他	48,272百万円	合計	319,398百万円	1年内	109,918百万円	1年超	224,660百万円	合計	334,579百万円	受取リース料	132,182百万円	減価償却費	117,389百万円	受取利息相当額	14,613百万円	・未経過リース料		1年内	1,429百万円	1年超	4,270百万円	合計	5,699百万円	・未経過リース料		1年内	7,810百万円	1年超	7,704百万円	合計	15,514百万円	<p>年度末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">動産</td> <td style="text-align: right;">245,431百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">45,667百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">291,099百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">103,579百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">196,682百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">300,261百万円</td> </tr> </table> <p>・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">131,336百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">103,103百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">14,791百万円</td> </tr> </table> <p>・利息相当額の算出方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4,025百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5,530百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">9,556百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">・未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8,926百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">9,888百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">18,814百万円</td> </tr> </table>	動産	245,431百万円	その他	45,667百万円	合計	291,099百万円	1年内	103,579百万円	1年超	196,682百万円	合計	300,261百万円	受取リース料	131,336百万円	減価償却費	103,103百万円	受取利息相当額	14,791百万円	・未経過リース料		1年内	4,025百万円	1年超	5,530百万円	合計	9,556百万円	・未経過リース料		1年内	8,926百万円	1年超	9,888百万円	合計	18,814百万円
動産	271,126百万円																																																																				
その他	48,272百万円																																																																				
合計	319,398百万円																																																																				
1年内	109,918百万円																																																																				
1年超	224,660百万円																																																																				
合計	334,579百万円																																																																				
受取リース料	132,182百万円																																																																				
減価償却費	117,389百万円																																																																				
受取利息相当額	14,613百万円																																																																				
・未経過リース料																																																																					
1年内	1,429百万円																																																																				
1年超	4,270百万円																																																																				
合計	5,699百万円																																																																				
・未経過リース料																																																																					
1年内	7,810百万円																																																																				
1年超	7,704百万円																																																																				
合計	15,514百万円																																																																				
動産	245,431百万円																																																																				
その他	45,667百万円																																																																				
合計	291,099百万円																																																																				
1年内	103,579百万円																																																																				
1年超	196,682百万円																																																																				
合計	300,261百万円																																																																				
受取リース料	131,336百万円																																																																				
減価償却費	103,103百万円																																																																				
受取利息相当額	14,791百万円																																																																				
・未経過リース料																																																																					
1年内	4,025百万円																																																																				
1年超	5,530百万円																																																																				
合計	9,556百万円																																																																				
・未経過リース料																																																																					
1年内	8,926百万円																																																																				
1年超	9,888百万円																																																																				
合計	18,814百万円																																																																				

(有価証券関係)

(注1) 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産を含めて記載しております。

(注2) 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	315,829	4,299

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	364,526	363,337	△1,188	159	1,347
社債	42,474	42,440	△33	8	42
合計	407,000	405,777	△1,222	168	1,390

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	21,395	22,402	1,006	2,372	1,366
債券	577,671	574,301	△3,370	413	3,783
国債	389,570	385,883	△3,686	23	3,709
地方債	53,262	53,251	△11	8	19
社債	134,838	135,166	327	381	53
その他	409,045	419,611	10,566	11,372	806
合計	1,008,112	1,016,315	8,202	14,159	5,956

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. その他有価証券の時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

5. その他有価証券で時価のあるものについて、517百万円の減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	207,162	9,056	2,470

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	260,311
非上場株式	7,969
非上場地方債	4
非上場社債	156,939
非上場外国証券	72,553
その他	22,845
非連結子会社・関連会社株式	54,461

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度において、従来関連会社株式として保有していたBlueBay Asset Management Limitedの株式（9,524百万円）及びエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社の株式（200百万円）の保有目的を、それぞれ株式売却及び影響力の低下に伴い、その他有価証券に変更しております。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	510,341	554,039	26,892	46,970
国債	319,016	384,422	—	46,970
地方債	51,554	507	1,193	—
社債	139,770	169,110	25,699	—
その他	4,342	128,751	164,895	161,583
合計	514,684	682,791	191,787	208,554

## II 当連結会計年度

### 1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	151,679	△6,266

### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	304,333	306,168	1,835	1,901	66
社債	75,138	76,519	1,381	1,381	—
その他	11,023	12,371	1,347	1,347	—
合計	390,495	395,059	4,564	4,630	66

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### 3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	22,300	19,142	△3,157	1,068	4,226
債券	548,322	544,921	△3,401	1,084	4,485
国債	344,819	341,048	△3,770	378	4,148
地方債	2,205	2,264	58	58	—
社債	201,297	201,608	310	647	337
その他	520,220	491,537	△28,683	8,479	37,162
合計	1,090,844	1,055,601	△35,242	10,631	45,874

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」は主として外国債券であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は5,454百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

要注意先

正常先

時価が取得原価に比べて下落

時価が取得原価に比べて30%以上下落

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。



4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	536,145	6,025	1,235

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	428,913
非上場株式	14,989
非上場地方債	4
非上場社債	283,743
非上場外国証券	65,300
その他	64,876
非連結子会社・関連会社株式	42,158

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	462,795	671,384	27,876	46,083
国債	298,680	300,618	—	46,083
地方債	4	1,738	525	—
社債	164,110	369,027	27,351	—
その他	26,086	203,360	165,234	162,753
合計	488,882	874,744	193,111	208,836

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	339,097	△5,629

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	163,235	163,235	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	248,752	△5,603

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	122,819	122,819	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(売買目的の買入金銭債権関係)

I 前連結会計年度 (平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	281,034	△7,717

II 当連結会計年度 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	280,630	△12,697

(その他有価証券評価差額金)

## I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,364
その他有価証券(注)	8,364
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,406
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,957
(△)少数株主持分相当額	55
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	188
その他有価証券評価差額金	5,091

(注)時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額161百万円が含まれております。

## II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△35,088
その他有価証券(注)	△35,088
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	17
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△35,070
(△)少数株主持分相当額	△48
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△51
その他有価証券評価差額金	△35,073

(注)時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等154百万円が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

### I 前連結会計年度

#### 1. 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| ① 金利関連  | 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション |
| ② 通貨関連  | 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション           |
| ③ 株式関連  | 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等 |
| ④ 債券関連  | 債券先物                          |
| ⑤ クレジット | クレジット・デフォルト・オプション             |

デリバティブ関連

##### (2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

##### (3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネージメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

##### (4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

###### ① 市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

###### ② 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成19年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,270百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。

③ 流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成19年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は5,717百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

④ オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

⑤ リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

① 市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

② 信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

③ 流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	66,572	673	2	2
	買建	48,334	—	14	14
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,454,666	4,857,923	△10,310	△10,310
	受取変動・支払固定	4,085,929	3,086,394	△789	△789
	受取変動・支払変動	496,769	278,105	2,785	2,785
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	2,024,726	1,935,214	△18,169	4,628
	買建	2,692,636	2,478,374	38,764	28,651
	金利オプション				
	売建	210,364	181,413	△261	2,528
	買建	249,709	152,321	221	△1,230
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	12,257	26,280

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,162,620	990,613	22,633	22,633
	為替予約				
	売建	1,064,019	234,304	△16,593	△16,593
	買建	622,873	333,651	22,283	22,283
	通貨オプション				
	売建	2,230,954	985,096	△51,526	3,852
	買建	2,564,734	1,157,296	49,334	4,945
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	26,130	37,121

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。



## (3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	1,924	—	△31	△31
	買建	65,740	—	444	444
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	3,353	—	43	26
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	230,724	42,848	△16,587	△4,216
	買建	108,836	25,052	11,930	4,548
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	1,000	1,000	52	52
	その他				
	売建	21,418	21,418	△728	△728
買建	163,711	162,139	3,687	3,563	
	合計	—	—	△1,190	3,658

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	3,622	—	0	0
	買建	8,422	—	△6	△6
	債券先物オプション				
	買建	13,400	—	57	3
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	51	△2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,026,477	997,004	21,457	3,239
	買建	1,075,426	1,047,060	△4,351	△4,351
	その他				
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	17,106	△1,112

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## II 当連結会計年度

### 1. 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当行の行っている主なデリバティブ取引は以下のとおりであります。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| ① 金利関連  | 金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利スワップション |
| ② 通貨関連  | 通貨スワップ、為替予約、通貨オプション           |
| ③ 株式関連  | 株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等 |
| ④ 債券関連  | 債券先物                          |
| ⑤ クレジット | クレジット・デフォルト・オプション             |

デリバティブ関連

#### (2) 取組方針

デリバティブ取引は、国際的な金融自由化の進展及び金融技術の進歩に伴い多様化する価格変動リスクの有効なコントロール手段であります。

デリバティブ取引には、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等が存在しておりますが、当行は、これらのリスクを把握し管理する統合的なリスク管理体制の下で取引を行っております。

#### (3) 利用目的

当行が行うデリバティブ取引の利用目的は、顧客の財務マネジメントニーズに対応した多様な商品の提供のための対顧取引目的及びそのカバー取引、自己勘定による収益極大化を目的とする取引、当行の資産負債から発生するリスクをコントロールし当行全体の収益を安定的に確保するためのALM目的等となっております。

また、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映するため、当行の資産・負債について、「金融商品会計基準」（以下、「基準」）において定められている繰延ヘッジまたは時価ヘッジを採用しております。なおALM目的等のために行うデリバティブ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いについて」（以下、「会計上及び監査上の取扱い」）に基づく包括ヘッジを行っております。

これらのヘッジ会計においては、主に金利スワップをヘッジ手段として、上記の「基準」及び「会計上及び監査上の取扱い」に定められた要件に基づき、ヘッジ有効性の評価を行っております。

これらの取引につきまして、当行はあらかじめ定められたリスク運営方針の下で、その遵守状況を管理するために設定された指標の枠組みの範囲内において、信用リスクの限定された取引所取引や、定型化され流動性の高い店頭取引を中心に取引を行っております。

#### (4) 取引に係るリスク内容

デリバティブ取引に係るリスクのうち、特に管理に留意すべきリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスクであります。

##### ① 市場リスク

市場リスクは、取引対象商品の市場価格の変動と、デリバティブ取引に固有のボラティリティー等の変動によって損失を被るリスクであります。

市場リスクについては、円、米ドル、ユーロを中心とするOECD主要国の長短金利、為替相場、国内上場企業の信用リスクを、主なリスク取得の対象としております。

これらのリスク量につきましては、主にバリュー・アット・リスク（VAR）法を用いて管理しております。

##### ② 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初定めた契約条件の履行が不可能となった場合に損失を被るリスクであります。

これらの信用リスクは合理的な算定方法に基づき、特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成20年3月末日の信用リスクに伴う減価額は1,590百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該信用リスクの減価前の数値であります。

信用リスクについては、カレントエクスポージャー・ポテンシャルエクスポージャーを合算し、各取引の相手毎にクレジットラインを設定して管理しております。

③ 流動性リスク

所有する金融商品について、ポジションをクローズする場合に追加的にコストが生じるリスクであります。

これらのコストは合理的な算定方法に基づき特定取引資産等の減価により財務会計に反映させており、平成20年3月末日の連結ベースでの上記の減価額は3,856百万円であります。なお、「2. 取引の時価等に関する事項」に記載の定量的情報は、当該流動性リスクの減価前の数値であります。

④ オペレーショナル・リスク

取引相手先を含む事務処理上の錯誤、システム機能の停止、オペレーション上の過誤により損失を被るリスクであります。

⑤ リーガル・リスク

契約上の不備あるいは法令・当局規制等に抵触することで損失を被る、あるいは業務運営に支障をきたすリスクであります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行では、独立したリスク管理機能を持つリスク管理部門において統合的なリスク管理を行っております。

① 市場リスクの管理体制

市場リスク管理部は、恣意性を排除した業務運営を可能とするため、業務の理念や戦略、リスク管理方針、リスク管理手続、ポジション及び損益の計測定義に係る諸規定を制定し、原則として1年毎に、必要な場合は随時、見直しを行っております。また、バンキング、トレーディング両部門の市場リスク状況を日次で統合的に把握し、モニタリングし、経営に対し報告を行っており、その枠組においてトレーディングデリバティブ取引についてもモニタリングが行われております。

なお、ALMを中心とするバンキングのデリバティブ取引については、全体の資産負債構造が持つリスクが月次で把握されALM委員会にて報告されております。

② 信用リスクの管理体制

信用リスクの管理は、同一の基本理念、管理手法に基づき各顧客本部が作成したオフバランス取引の進達規定に基づいて行っており、同規定には、申請方法、決裁権限、進達手順及び事後管理方法等が定められております。

取引は、あらかじめ主要なデリバティブ商品については統合されたクレジットラインを設定し、その範囲内で行われております。

クレジットラインの遵守状況のモニタリングは、フロント部門、バック部門でそれぞれ行っております。また、事後管理として、時価評価による評価損があらかじめ定められた金額を超える場合には、担保を徴求する等の必要な措置を講じております。

③ 流動性リスクの管理体制

流動性リスクは、取扱可能取引を限定し管理しております。

当行にとって新しいリスク・商品性のデリバティブ取引は、新商品コミッティーの取引承認を必要とし、同コミッティーにおいては当該商品の市場流動性も取引承認の重要な判断材料としております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物取引の契約金額やスワップ取引の想定元本は、取引規模等を表すものであり、市場リスク、信用リスク等のリスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	21,230	—	△2	△2
	買建	20,159	—	54	54
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,856,476	5,221,639	100,670	100,670
	受取変動・支払固定	4,316,438	3,498,017	△62,627	△62,627
	受取変動・支払変動	554,314	497,389	1,523	1,523
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	2,300,955	2,086,391	△23,860	644
	買建	2,680,731	2,479,847	△3,401	△16,261
	金利オプション				
	売建	118,604	101,500	△292	1,762
	買建	144,731	104,826	129	△1,305
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	12,191	24,458

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	1,396,215	1,080,349	48	48
	為替予約				
	売建	1,943,511	487,086	69,279	69,279
	買建	1,144,628	571,340	△58,823	△58,823
	通貨オプション				
	売建	7,512,269	2,843,495	△224,691	△68,213
	買建	7,834,728	3,464,147	241,793	93,213
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	27,606	35,505

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価値計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	20,238	—	△893	△893
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	52	—	34	△17
	個別株オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	281,014	69,306	△18,574	△3,307
	買建	245,675	68,872	19,660	1,571
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期 変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株価指 数変化率支払	1,000	1,000	95	95
	その他				
	売建	24,999	24,999	△4,587	△4,587
買建	162,484	160,321	19,718	19,696	
	合計	—	—	15,453	12,557

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	3,997	—	3	3
	買建	4,583	—	29	29
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	32	32

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,554,106	1,479,096	△33,142	△49,042
	買建	1,516,835	1,365,653	57,261	57,261
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	24,119	8,219

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。



(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

また、連結子会社のうち、株式会社アプラスは確定給付企業年金基金制度及び退職一時金制度、昭和リース株式会社は適格退職年金制度及び退職一時金制度、シンキ株式会社は適格退職年金制度をそれぞれ採用しており、全日信販株式会社は適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しているほか、全国信販厚生年金基金制度に加盟しております。

なお、その他の連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (注) 1 (A)	△68,303	△69,056
年金資産 (注) 2 (B)	69,467	61,589
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	1,164	△7,467
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	4,852	4,237
未認識数理計算上の差異 (E)	2,418	10,070
未認識過去勤務債務 (F)	△4,295	△3,823
連結貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	4,140	3,016
前払年金費用 (H)	7,661	7,677
退職給付引当金 (G)-(H)	△3,521	△4,660

(注) 1. 株式会社アプラス、全日信販株式会社、昭和リース株式会社及びシンキ株式会社以外の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 年金資産には退職給付信託による資産が含まれております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用 (注) 1	3,295	3,694
利息費用	1,471	1,443
期待運用収益	△1,597	△1,586
過去勤務債務の損益処理額	△438	△419
数理計算上の差異の損益処理額	594	1,268
会計基準変更時差異の費用処理額	610	607
その他 (注) 2	6,057	1,235
退職給付費用	9,994	6,243

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

2. 臨時に計上した割増退職金等であります。なお、前連結会計年度については、株式会社アプラスで計上した希望退職による特別退職金等が含まれております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(1) 割引率	1.5%~2.2%	同 左
(2) 期待運用収益率	1.5%~3.5%	0.75%~3.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	5.00~14.74年（その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理）	同 左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5.00~14.74年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理）	同 左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	期間15年による按分額を費用処理	同 左

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
 その他の営業経費 517百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 11名 従業員 2,185名		従業員 3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名		執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役 10名 従業員 437名		執行役 5名 従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 8名 従業員 127名		執行役 1名 従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名		従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 2名		従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年3月1日		平成18年3月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年3月1日から平成19年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	取締役 15名 執行役 14名 従業員 559名		執行役 3名 従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役 12名 従業員 159名		従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	7,243,000	161,000	25,000	250,000
付与	—	—	—	—
失効	625,000	—	—	—
権利確定	3,738,000	82,000	13,000	125,000
未確定残	2,880,000	79,000	12,000	125,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	490,000	—	—	—
権利確定	3,738,000	82,000	13,000	125,000
権利行使	156,000	60,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	4,072,000	22,000	13,000	125,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	4,070,000	2,579,000	981,000	514,000
付与	—	—	—	—
失効	640,000	251,000	154,000	108,000
権利確定	30,000	—	—	—
未確定残	3,400,000	2,328,000	827,000	406,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	497,000	220,000	214,000	26,000
権利確定	30,000	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	527,000	220,000	214,000	26,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	157,000	53,000	50,000	17,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	157,000	53,000	50,000	17,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	5,342,000	3,027,000	1,439,000	331,000
失効	658,000	347,000	178,000	116,000
権利確定	227,000	—	66,000	—
未確定残	4,457,000	2,680,000	1,195,000	215,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	227,000	—	66,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	227,000	—	66,000	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格 (円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価 (円)	721	739	—	—

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格 (円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 (円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	173	192	173	192

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプション（第13回～第16回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで
株価変動性 (注) 1	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
予想残存期間 (注) 2	5年7ヶ月	6年1ヶ月	5年7ヶ月	6年1ヶ月
予想配当 (注) 3	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株
無リスク利率 (注) 4	1.46%	1.53%	1.46%	1.53%



	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで
株価変動性 (注) 1	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
予想残存期間 (注) 2	6年1ヶ月	7年1ヶ月	6年1ヶ月	7年1ヶ月
予想配当 (注) 3	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株
無リスク利率 (注) 4	1.53%	1.65%	1.53%	1.65%

- (注) 1. 2年間（平成16年6月から平成18年5月まで）の株価実績に基づき算定しております。  
2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。  
3. 平成18年3月期の配当実績によっております。  
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

## II 当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
その他の営業経費 740百万円

### 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 11名 当行従業員 2,185名		当行従業員 3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 1名		当行執行役 1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 10名 当行従業員 437名		当行執行役 5名 当行従業員 35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 8名 当行従業員 127名		当行執行役 1名 当行従業員 34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行従業員 2名		当行従業員 2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成18年3月1日		平成18年3月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年3月1日から平成19年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成20年7月1日まで	平成18年3月1日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から平成27年6月23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 15名 当行執行役 14名 当行従業員 559名		当行執行役 3名 当行従業員 28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成20年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行執行役 12名 当行従業員 159名		当行従業員 19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付与日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで

	第17回新株予約権		第18回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役 13名 当行従業員 110名		当行執行役 3名 当行従業員 23名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,691,000株	普通株式 1,615,000株	普通株式 747,000株	普通株式 733,000株
付与日	平成19年5月25日		平成19年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで	平成19年5月25日から平成21年6月1日まで	平成19年5月25日から平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで	平成21年6月1日から平成29年5月8日まで	平成23年6月1日から平成29年5月8日まで

	第19回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	子会社役員 32名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 86,000株	普通株式 54,000株
付与日	平成19年7月2日	
権利確定条件	(注) 2	
対象勤務期間	平成19年7月2日から平成21年7月1日まで	平成19年7月2日から平成23年7月1日まで
権利行使期間	平成21年7月1日から平成29年6月19日まで	平成23年7月1日から平成29年6月19日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	2,880,000	79,000	12,000	125,000
付与	—	—	—	—
失効	52,000	—	—	—
権利確定	2,828,000	79,000	12,000	125,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,072,000	22,000	13,000	125,000
権利確定	2,828,000	79,000	12,000	125,000
権利行使	—	—	—	—
失効	557,000	59,000	—	—
未行使残	6,343,000	42,000	25,000	250,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	3,400,000	2,328,000	827,000	406,000
付与	—	—	—	—
失効	204,000	83,000	94,000	46,000
権利確定	1,898,000	1,249,000	18,000	—
未確定残	1,298,000	996,000	715,000	360,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	527,000	220,000	214,000	26,000
権利確定	1,898,000	1,249,000	18,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	134,000	65,000	—	—
未行使残	2,291,000	1,404,000	232,000	26,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	157,000	53,000	50,000	17,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	4,000	3,000
権利確定	79,000	—	26,000	—
未確定残	78,000	53,000	20,000	14,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	79,000	—	26,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	5,000	—
未行使残	79,000	—	21,000	—

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	4,457,000	2,680,000	1,195,000	215,000
付与	—	—	—	—
失効	552,000	66,000	126,000	21,000
権利確定	69,000	5,000	14,000	2,000
未確定残	3,836,000	2,609,000	1,055,000	192,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	227,000	—	66,000	—
権利確定	69,000	5,000	14,000	2,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	296,000	5,000	80,000	2,000

	第17回	第18回	第19回
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	3,306,000	1,480,000	140,000
失効	174,000	23,000	—
権利確定	47,000	—	—
未確定残	3,085,000	1,457,000	140,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	47,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	47,000	—	—

② 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格 (円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価 (円)	721	739	—	—

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格 (円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格 (円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	—		—	
付与日における公正な評価単価 (円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成21年6月1日 から平成27年6月 23日まで	平成23年6月1日 から平成27年6月 23日まで
権利行使価格 (円)	825		825	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	173	192	173	192

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで
権利行使価格 (円)	555		555	
権利行使時平均株価 (円)	-		-	
付与日における公正な評価単価 (円)	131	143	131	143

	第19回	
権利行使期間	平成21年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成23年7月1日 から平成29年6月 19日まで
権利行使価格 (円)	527	
権利行使時平均株価 (円)	-	
付与日における公正な評価単価 (円)	121	132

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション（第17回～第19回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第17回		第18回	
権利行使期間	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成21年6月1日 から平成29年5月 8日まで	平成23年6月1日 から平成29年5月 8日まで
株価変動性 (注) 1	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%
予想残存期間 (注) 2	6年	7年	6年	7年
予想配当 (注) 3	2.66円/株	2.66円/株	2.66円/株	2.66円/株
無リスク利率 (注) 4	1.42%	1.50%	1.42%	1.50%



	第19回	
権利行使期間	平成21年7月1日 から平成29年6月 19日まで	平成23年7月1日 から平成29年6月 19日まで
株価変動性 (注) 1	25.9%	25.9%
予想残存期間 (注) 2	6年	7年
予想配当 (注) 3	2.66円/株	2.66円/株
無リスク利率 (注) 4	1.59%	1.67%

- (注) 1. 2年間（第17回及び第18回については平成17年5月から平成19年5月まで、第19回については平成17年7月から平成19年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成19年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">160,913百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">83,963百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">19,767百万円</td></tr> <tr><td>債権処分損否認</td><td style="text-align: right;">11,406百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">8,470百万円</td></tr> <tr><td>減損損失否認</td><td style="text-align: right;">5,303百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">5,181百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">5,172百万円</td></tr> <tr><td>繰延割賦利益否認</td><td style="text-align: right;">3,616百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">33,119百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産小計</b></td><td style="text-align: right;"><b>336,915百万円</b></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△284,678百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産合計</b></td><td style="text-align: right;"><b>52,236百万円</b></td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right;">△9,762百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産の純額</b></td><td style="text-align: right;"><b>42,474百万円</b></td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)</td><td style="text-align: right;">8,692百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">3,406百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">1,670百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,069百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金負債合計</b></td><td style="text-align: right;"><b>14,837百万円</b></td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right;">△9,762百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金負債の純額</b></td><td style="text-align: right;"><b>5,075百万円</b></td></tr> </table> <p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率(調整)</td><td style="text-align: right;">△40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">41.9</td></tr> <tr><td>持分法投資損益</td><td style="text-align: right;">7.9</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△46.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3.8</td></tr> <tr><td><b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b></td><td style="text-align: right;"><b>△32.5%</b></td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	160,913百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	83,963百万円	算入限度超過額		有価証券価格償却超過額	19,767百万円	債権処分損否認	11,406百万円	退職給付引当金繰入超過額	8,470百万円	減損損失否認	5,303百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,181百万円	賞与引当金繰入超過額	5,172百万円	繰延割賦利益否認	3,616百万円	その他	33,119百万円	<b>繰延税金資産小計</b>	<b>336,915百万円</b>	評価性引当額	△284,678百万円	<b>繰延税金資産合計</b>	<b>52,236百万円</b>	繰延税金負債との相殺	△9,762百万円	<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>42,474百万円</b>	全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	8,692百万円	その他有価証券評価差額金	3,406百万円	繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670百万円	その他	1,069百万円	<b>繰延税金負債合計</b>	<b>14,837百万円</b>	繰延税金資産との相殺	△9,762百万円	<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>5,075百万円</b>	法定実効税率(調整)	△40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	のれん償却額	41.9	持分法投資損益	7.9	評価性引当額の増減	△46.1	その他	3.8	<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>△32.5%</b>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">132,237百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金</td><td style="text-align: right;">108,249百万円</td></tr> <tr><td>算入限度超過額</td><td></td></tr> <tr><td>利息返還損失引当金</td><td style="text-align: right;">16,004百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券の時価評価に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">14,271百万円</td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">9,060百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">6,170百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">5,929百万円</td></tr> <tr><td>減損損失否認</td><td style="text-align: right;">5,186百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">2,997百万円</td></tr> <tr><td>繰延割賦利益否認</td><td style="text-align: right;">2,043百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">30,687百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産小計</b></td><td style="text-align: right;"><b>332,837百万円</b></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△288,324百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産合計</b></td><td style="text-align: right;"><b>44,513百万円</b></td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td style="text-align: right;">△16,274百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産の純額</b></td><td style="text-align: right;"><b>28,238百万円</b></td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)</td><td style="text-align: right;">9,871百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">9,428百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,257百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金負債合計</b></td><td style="text-align: right;"><b>20,558百万円</b></td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td style="text-align: right;">△16,274百万円</td></tr> <tr><td><b>繰延税金負債の純額</b></td><td style="text-align: right;"><b>4,283百万円</b></td></tr> </table> <p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率(調整)</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△3.5</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">4.1</td></tr> <tr><td>持分法投資損益</td><td style="text-align: right;">5.1</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△36.2</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4.7</td></tr> <tr><td><b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b></td><td style="text-align: right;"><b>15.6%</b></td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	132,237百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金	108,249百万円	算入限度超過額		利息返還損失引当金	16,004百万円	その他有価証券の時価評価に係る一時差異	14,271百万円	有価証券価格償却超過額	9,060百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,170百万円	賞与引当金	5,929百万円	減損損失否認	5,186百万円	退職給付引当金	2,997百万円	繰延割賦利益否認	2,043百万円	その他	30,687百万円	<b>繰延税金資産小計</b>	<b>332,837百万円</b>	評価性引当額	△288,324百万円	<b>繰延税金資産合計</b>	<b>44,513百万円</b>	繰延税金負債との相殺	△16,274百万円	<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>28,238百万円</b>	全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	9,871百万円	繰延ヘッジ利益に係る一時差異	9,428百万円	その他	1,257百万円	<b>繰延税金負債合計</b>	<b>20,558百万円</b>	繰延税金資産との相殺	△16,274百万円	<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>4,283百万円</b>	法定実効税率(調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5	のれん償却額	4.1	持分法投資損益	5.1	評価性引当額の増減	△36.2	その他	4.7	<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>15.6%</b>
税務上の繰越欠損金	160,913百万円																																																																																																																										
貸倒引当金及び貸出金償却損金	83,963百万円																																																																																																																										
算入限度超過額																																																																																																																											
有価証券価格償却超過額	19,767百万円																																																																																																																										
債権処分損否認	11,406百万円																																																																																																																										
退職給付引当金繰入超過額	8,470百万円																																																																																																																										
減損損失否認	5,303百万円																																																																																																																										
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,181百万円																																																																																																																										
賞与引当金繰入超過額	5,172百万円																																																																																																																										
繰延割賦利益否認	3,616百万円																																																																																																																										
その他	33,119百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>336,915百万円</b>																																																																																																																										
評価性引当額	△284,678百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>52,236百万円</b>																																																																																																																										
繰延税金負債との相殺	△9,762百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>42,474百万円</b>																																																																																																																										
全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	8,692百万円																																																																																																																										
その他有価証券評価差額金	3,406百万円																																																																																																																										
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670百万円																																																																																																																										
その他	1,069百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>14,837百万円</b>																																																																																																																										
繰延税金資産との相殺	△9,762百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>5,075百万円</b>																																																																																																																										
法定実効税率(調整)	△40.7%																																																																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																																																																																										
のれん償却額	41.9																																																																																																																										
持分法投資損益	7.9																																																																																																																										
評価性引当額の増減	△46.1																																																																																																																										
その他	3.8																																																																																																																										
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>△32.5%</b>																																																																																																																										
税務上の繰越欠損金	132,237百万円																																																																																																																										
貸倒引当金及び貸出金償却損金	108,249百万円																																																																																																																										
算入限度超過額																																																																																																																											
利息返還損失引当金	16,004百万円																																																																																																																										
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	14,271百万円																																																																																																																										
有価証券価格償却超過額	9,060百万円																																																																																																																										
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,170百万円																																																																																																																										
賞与引当金	5,929百万円																																																																																																																										
減損損失否認	5,186百万円																																																																																																																										
退職給付引当金	2,997百万円																																																																																																																										
繰延割賦利益否認	2,043百万円																																																																																																																										
その他	30,687百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>332,837百万円</b>																																																																																																																										
評価性引当額	△288,324百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>44,513百万円</b>																																																																																																																										
繰延税金負債との相殺	△16,274百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>28,238百万円</b>																																																																																																																										
全面時価評価法の適用に係る一時差異(主として無形資産)	9,871百万円																																																																																																																										
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	9,428百万円																																																																																																																										
その他	1,257百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>20,558百万円</b>																																																																																																																										
繰延税金資産との相殺	△16,274百万円																																																																																																																										
<b>繰延税金負債の純額</b>	<b>4,283百万円</b>																																																																																																																										
法定実効税率(調整)	40.7%																																																																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																																																																																										
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5																																																																																																																										
のれん償却額	4.1																																																																																																																										
持分法投資損益	5.1																																																																																																																										
評価性引当額の増減	△36.2																																																																																																																										
その他	4.7																																																																																																																										
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>15.6%</b>																																																																																																																										

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外経常収益】**

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

I 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものではありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の 内容	議決権 等の所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万 円)
						役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers II L. P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 1,436,875	投資業 務	—	1 (1)	役務 の提 供	管理報酬の 受入(注2) 出資(注3)	288 4,423	前受収 益 —	51 —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank N. V. (注4)	オランダ ハーグ 市	(千ユーロ) 80,000	金融業	—	—	—	コミットメ ントライン 取引(注5)	14,366	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank Ltd (注6)	シンガ ポール	(千シンガ ポールド ル) 143,720	金融業	—	—	—	貸出参加 (注7)	139	証書貸 付	139
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Hillcot Re Limited (注8)	英国 ロンド ン市	(千英ポ ンド) 28,184	再保険 会社	33.7 (33.7)	1 (1)	出資 先の子 会社	保証(注9)	—	支払承 諾	462

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資 金	事業の 内容	議決権 等の所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万 円)
						役員の 兼任等	事業 上の 関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Brampton Insurance Company Limited (注10)	英国 ロンドン市	(千英ポンド) 116,000	再保険 会社	33.7 (33.7)	1 (0)	出資 先の 子会 社	出資金戻り (注11)	2,472	—	—
								出資金戻り (注12)	1,310	—	—

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社 (J.C.Flowers&Co.LLC) によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社 (J.C.Flowers&Co.LLC) が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注5) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。

(注6) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社 (J.C.Flowers&Co.LLC) が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注7) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注8) 当行の持分法適用会社であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。

(注9) Hillcot Holdings Limitedによる買収後も、買収元が当社に対する再保険債務の保証を引き続き行っており、その再保険の支払が生じた場合に対する支払保証であります。買収時の合意事項の一環であるため、保証料は特段定められておりません。また保証残存年数は3年となっております。

(注10) 当行役員J.クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有し、かつ当行の持分法適用会社であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。旧社名はAioi Insurance Company of Europe Limitedであります。

(注11) Hillcot Holdings Limitedにおける買収代金の一部リファイナンス資金を出資金の一部返済に充てたものであります。

(注12) 余剰資本の自社株消却により出資金の一部が返済されたものであります。

(注13) 「議決権等の所有割合」欄の( )内は、間接所有の割合(内書)、「関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書)であります。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものではありません。

(4) 兄弟会社等

記載すべき重要なものではありません。

II 当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものではありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の 内容	議決権 等の所 有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業 上の 関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	J. C. Flowers II L.P. (注1)	英国領 ケイマン諸島 グランドケイマン	(千米ドル) 7,048,630	投資業 務	—	1 (1)	役務 の提 供	管理報酬の 受入(注2) 出資(注3) 出資分配金	215 4,172 1,686	前受収 益 — —	43 — —
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank N.V. (注4)	オランダ ハーグ 市	(千ユーロ) 318,000	金融業	—	—	—	コミットメ ントライン 取引 (注5)	15,742	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NIBC Bank Ltd (注6)	シンガ ポール	(千シンガ ポールド ル) 143,720	金融業	—	—	—	貸出参加 (注7)	456	証書貸 付	570
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	Hillcot Re Limited (注8)	英国 サリー 州ギ ルフォ ード 市	(千英ポ ンド) 28,184	再保険 会社	33.7 (33.7)	1 (1)	出資 先の 子会 社	保証(注9)	—	支払承 諾	397

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の内容	議決権 等の所有 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業 上の 関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	サターンI サブ(ケイ マン) エグ ゼンプト・ リミテッド (注10)	英国領 ケイマ ン諸島 グラン ドケイ マン	(米ドル) 0.01	当行の株 式を保有 するた めに新 たに組 織され た会社	—	1 (1)	—	第三者割 当 (注12)	2,148	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	サターン・ ジャパンII サブ・シー ブイ (注11)	米国 ニュー ヨーク 市	(ユーロ) 1,500	当行の株 式を保有 するた めに新 たに組 織され た会社	—	1 (1)	—	第三者割 当 (注12)	2,334	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	サターン・ ジャパン IIIサブ・ シーブイ (注11)	米国 ニュー ヨーク 市	(ユーロ) 1,500	当行の株 式を保有 するた めに新 たに組 織され た会社	—	1 (1)	—	第三者割 当 (注12)	11,599	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	サターンIV サブ・エル ピー (注11)	英国領 ケイマ ン諸島 グラン ドケイ マン	(米ドル) 2	当行の株 式を保有 するた めに新 たに組 織され た会社	—	1 (1)	—	第三者割 当 (注12)	33,917	—	—

(注1) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ. C. フラワーズ社 (J. C. Flowers & Co. LLC) によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ. C. フラワーズ社(J. C. Flowers & Co. LLC) が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V. がNIBC Bank N.V. の議決権の100%を間接的に保有しております。

(注5) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。

(注6) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ. C. フラワーズ社(J. C. Flowers & Co. LLC) が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V. がNIBC Bank Ltd. の議決権の100%を保有しております。

(注7) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

なお、貸出参加枠は11百万米ドルとして設定しており、当期の貸出参加額を取引金額として記載しております。

(注8) 当行役員J. クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有し、かつ当行の持分法適用会社であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。

(注9) Hillcot Holdings Limitedによる買収後も、買収元が当社に対する再保険債務の保証を引き続き行っており、その再保険の支払が生じた場合に対する支払保証であります。買収時の合意事項の一環であるため、保証料は特段定められておりません。また保証残存年数は2年となっております。

(注10) 当行役員J.クリストファー フラワーズが代表者である投資ビークルであります。

(注11) 当行役員J.クリストファー フラワーズが代表者（ジェネラル・パートナーの取締役）である投資ビークルであります。

(注12) 第三者割当の内容は下記のとおりであります。

(1) 発行新株式数 普通株式	117,647,059株
(2) 発行価額	1株につき425円
(3) 発行価額の総額	50,000,000,075円
(4) 資本組入額	25,000,000,038円
(5) 申込期間	平成20年2月1日
(6) 払込期日	平成20年2月4日
(7) 新株券交付日	平成20年2月5日
(8) 割当先および株式数	
サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド	5,056,452株
サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ	5,492,190株
サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ	27,292,678株
サターンIVサブ・エルピー	79,805,739株

(注13) 「議決権等の所有割合」欄の（ ）内は、間接所有の割合（内書き）、「関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものではありません。

(4) 兄弟会社等

記載すべき重要なものではありません。



## (1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	308.60	364.35
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	△45.92	38.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	32.44

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	933,253	965,261
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	508,256	249,695
うち優先株式発行価額	百万円	216,886	—
うち優先配当額	百万円	1,210	—
うち新株予約権	百万円	517	1,257
うち少数株主持分	百万円	289,642	248,437
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	424,997	715,565
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数	千株	1,377,145	1,963,910

2. 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失)			
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	△60,984	60,108
普通株主に帰属しない金額	百万円	2,420	484
うち優先配当額	百万円	1,210	—
うち中間優先配当額	百万円	1,210	484
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△63,405	59,624
普通株式の期中平均株式数	千株	1,380,628	1,529,530
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	484
うち中間優先配当額	百万円	—	484
普通株式増加数	千株	—	322,815
うち優先株式	千株	—	322,815
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権6種類(新株予約権の数8,907個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権19種類(新株予約権の数27,051個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成19年5月9日開催の当行取締役会において、公的資金の返済をさらに進めるための財務上の柔軟性を確保するため、会社法第156条の規定に基づく自己優先株式の取得について、平成19年6月20日開催予定の当行第7期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ) 取得する株式の種類 当行第二回甲種優先株式            (ロ) 取得する株式の総数 74,528千株 (上限)            (発行済第二回甲種優先株式総数に対する割合 100.00%)            (ハ) 株式の取得金額の総額 2,250億円 (上限)            (ニ) 自己株式取得の期間 平成19年6月20日開催予定の当行第7期定時株主総会終結の時から強制転換日 (平成20年4月1日) の前日まで</p> <p>2. 子会社株式の売却</p> <p>当行連結子会社である新生プロパティファイナンス株式会社は、その保有するライフ住宅ローン株式会社の発行済株式10,000株の全株式を住友信託銀行株式会社に譲渡いたしました。当該取引は、当行グループの住宅ローン業務をより付加価値の高いマーケットに集中し、他のビジネスとのさらなるシナジーを実現することを目的としたものです。</p> <p>① 当該事象の発生日            譲渡契約締結日 平成19年4月10日            譲渡日 平成19年5月18日</p> <p>② 当該事象の内容            売却株式 ライフ住宅ローン株式会社            普通株式 10,000株            売却株式の連結上の簿価 4,631百万円            売却価額の総額 25,000百万円            売却後の持分比率 ー%</p>	<p>1. 固定資産の譲渡</p> <p>当行の連結子会社 (100%子会社) である長和建物株式会社は、当行が目黒プロダクションセンターとして使用している土地・建物を売却いたしました。</p> <p>これは、当行の業務拡大や技術の進歩等を鑑み、オペレーションの体制を見直すことにより業務の効率化を図る施策の一環として、当プロダクションセンターの移転を予定しているためであります。</p> <p>概要は以下の通りであります。</p> <p>(1) 譲渡先            上大崎二丁目キャピタル特定目的会社            (ローン・スター・リアルエステート・ファンドが出資する特定目的会社)</p> <p>(2) 譲渡資産の内容            所在地：東京都品川区上大崎二丁目546番地1他            土地面積：3,833.4㎡            建物床面積：20,322.39㎡</p> <p>(3) 譲渡の時期            譲渡契約締結日 平成20年5月14日            引渡日 平成20年5月30日</p> <p>(4) 譲渡価額            19,200百万円</p> <p>(5) その他            本件固定資産の譲渡に伴い、当行は買主との間で平成23年3月までを契約期間とする定期建物賃借契約を締結しております。</p> <p>なお、これにより平成21年3月期に約10,200百万円の固定資産処分益を特別利益として計上する予定であります。また、別途、将来の移転に伴う原状回復費用等の見積額を引当計上する見込みであります。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>③ 当該事象の連結損益に与える影響          これにより、子会社株式売却益20,368百万円を平成20年3月期の特別利益として計上する予定であります。</p>	

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債・金融債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度末残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	5年物利付 長期信用債券 (注) 1	平成14年4月～ 平成20年3月	630,284	597,637 [147,296]	0.10～1.75	なし	平成19年4月～ 平成25年4月
	3年物利付 長期信用債券 (注) 2	平成16年10月～ 平成20年3月	54,000	47,300	0.40～1.25	なし	平成19年10月～ 平成23年3月
	ユーロ円建 長期信用債券 (注) 3	平成16年6月～ 平成17年10月	17,600	16,500 [200]	0.00～11.00 (注) 9	なし	平成20年10月～ 平成37年2月
	米ドル建 長期信用債券 (注) 4	平成16年10月～ 平成17年10月	1,413 (12,000千 米ドル)	997 (10,000千 米ドル) [199]	4.25～22.00 (注) 9	なし	平成19年5月～ 平成21年10月
	ユーロ円建 普通社債 (注) 5	平成17年10月～ 平成20年3月	26,191	24,947 [2,265]	0.00～21.50 (注) 9	なし	平成19年4月～ 平成49年9月
	米ドル建 普通社債 (注) 6	平成17年11月～ 平成20年3月	3,694 (31,366千 米ドル)	4,416 (44,288千 米ドル) [1,495]	0.00～35.00 (注) 9	なし	平成19年4月～ 平成27年1月
	円建 劣後社債 (注) 7	平成17年3月及び 平成17年10月	100,000	100,000	1.96及び 2.01	なし	平成27年3月及び 平成27年10月
	ユーロ建 劣後社債	平成18年2月	156,490 (995,991千 ユーロ)	154,596 (982,066千 ユーロ)	3.75	なし	平成28年2月
	ユーロ円建 永久劣後社債 (注) 8	平成17年10月	7,000	7,000	2.35及び 2.435	なし	—
	英ポンド建 永久劣後社債	平成18年12月	92,175 (398,736千 英ポンド)	79,146 (398,925千 英ポンド)	5.625	なし	—
株式会社アプラス	短期社債 (注) 10	平成20年2月～ 平成20年3月	—	43,600 [43,600]	1.05～1.28	なし	平成20年4月～ 平成20年6月
	円建 普通社債	平成19年6月	-	25,000	1.85	なし	平成22年6月
昭和リース株式会社	短期社債 (注) 10	平成19年9月～ 平成20年3月	—	30,000 [30,000]	0.798～ 0.905	なし	平成20年4月～ 平成20年6月
	円建 普通社債 (注) 11	平成18年1月及び 平成18年9月	10,000	10,000 [2,700]	0.79及び 1.135	なし	平成21年1月及び 平成21年9月
シンキ株式会社	円建 普通社債 (注) 12	平成17年5月～ 平成17年10月	—	19,800 [14,900]	1.26～2.10	なし	平成20年5月～ 平成21年10月

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計年度末残高 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
Shinsei Bank Finance N.V.	円建 劣後社債	平成9年10月及び 平成9年11月	1,000	-	2.49056～ 3.60257	なし	平成24年10月及び 平成24年11月
	円建 永久劣後社債	平成8年12月	500	500	2.07625	なし	-
Woori SB First Asset Securitization Specialty Co.,Ltd. 他3社(注)13	韓国ウォン建 普通社債	平成16年3月～ 平成19年6月	3,433 (27,422百万 韓国ウォン)	878 (8,726百万 韓国ウォン)	10.00	(注) 14	平成20年3月～ 平成23年8月
合計		-	1,103,783	1,162,321 [242,657]	-	-	-

(注) 1. 第593回～第664回長期信用債券、売出第694回～第755回長期信用債券、第347回～第491回長期信用債券(利子一括払)、第593回～第665回長期信用債券(財形)、第246回～第318回長期信用債券(財形利子一括払)をまとめて記載しております。

2. 第19回～第26回長期信用債券(3年)をまとめて記載しております。

3. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建長期信用債券をまとめて記載しております。

4. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建長期信用債券をまとめて記載しております。

5. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債をまとめて記載しております。

6. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建普通社債をまとめて記載しております。

7. 第1回及び第2回無担保社債(劣後特約付)をまとめて記載しております。

8. ユーロ・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建永久劣後特約付社債をまとめて記載しております。

9. 連結決算日現在において確定していない利率については、契約上の最大値、最小値を記載しております。

10. 短期社債をまとめて記載しております。

11. 第1回及び第2回無担保社債をまとめて記載しております。

12. 第20回～第22回無担保社債をまとめて記載しております。

13. 連結子会社Woori SB First Asset Securitization Specialty Co., Ltd.、Woori SB Sixth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.、Woori SB Seventh Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.及びWoori SB Eighth Asset Securitization Specialty Co.,Ltd.の発行した社債をまとめて表示しております。

14. Woori SB First Asset Securitization Specialty Co., Ltd.他3社の発行した社債は、同社の保有する買入金銭債権を裏付資産とした資産担保証券であります。

15. 「当連結会計年度末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

16. 「前連結会計年度末残高」及び「当連結会計年度末残高」欄の( )書きは、外貨建ての金額であります。

17. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	242,657	137,645	208,152	113,018	98,770

【借入金等明細表】

区 分	前連結会計 年度末残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	1,122,688	1,127,227	1.50	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	1,122,688	1,127,227	1.50	平成19年4月～永久
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	—	—	—	—

（注）1. 「平均利率」は、連結決算日現在の「利率」及び「当連結会計年度末残高」により算出（加重平均）しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	472,768	183,218	181,404	50,348	49,851

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、これらの活動に関連する有利子負債については記載しておりません。

（参考）なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

	前連結会計 年度末残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	171,300	—	—	—

（2）【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※10	190,003	2.18	272,940	2.86
現金		9,668		10,939	
預け金		180,335		262,001	
コールローン		43,100	0.49	—	—
買現先勘定		—	—	2,014	0.02
債券貸借取引支払保証金		11,050	0.13	13,850	0.15
買入金銭債権	※10	69,856	0.80	161,344	1.69
特定取引資産	※2	284,137	3.26	275,136	2.88
商品有価証券		129		92	
特定取引有価証券		186,150		65,927	
特定取引有価証券派生商品		3,671		16,637	
特定金融派生商品		93,529		192,262	
その他の特定取引資産		657		215	
金銭の信託		687,346	7.88	606,018	6.35
有価証券	※2, 10	2,062,064	23.62	2,300,303	24.09
国債		747,280		645,346	
地方債		53,255		2,268	
社債	※16	345,778		561,183	
株式	※1	273,657		301,975	
その他の証券	※1	642,093		789,528	
投資損失引当金		△15,908	△0.18	△3,370	△0.04
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11	5,075,281	58.14	5,356,363	56.10
割引手形	※7	10		12	
手形貸付		91,941		100,439	
証書貸付		4,312,770		4,534,409	
当座貸越		670,559		721,502	
外国為替		15,047	0.17	17,852	0.19
外国他店預け		14,259		15,534	
買入外国為替	※7	169		162	
取立外国為替		619		2,155	

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
その他資産		325,654	3.73	577,856	6.05
前払費用		1,904		2,041	
未収収益		24,749		24,212	
先物取引差入証拠金		199		69	
先物取引差金勘定		27		—	
金融派生商品		124,808		388,976	
社債発行費		1,008		574	
その他の資産	※10	172,956		161,983	
有形固定資産	※12, 13	20,768	0.24	20,895	0.22
建物		14,753		14,517	
土地		80		—	
建設仮勘定		132		83	
その他の有形固定資産		5,801		6,293	
無形固定資産		13,475	0.15	14,560	0.15
ソフトウェア		13,391		14,495	
その他の無形固定資産		84		65	
債券繰延資産		103	0.00	125	0.00
債券発行費用		103		125	
繰延税金資産		35,559	0.41	14,697	0.15
支払承諾見返		18,357	0.21	11,746	0.12
貸倒引当金		△106,977	△1.23	△93,662	△0.98
資産の部合計		8,728,921	100.00	9,548,673	100.00



区 分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※10	4,991,263	57.18	5,287,941	55.38
当座預金		26,869		26,045	
普通預金		1,572,639		1,420,397	
通知預金		37,660		20,376	
定期預金		2,938,004		3,532,995	
その他の預金		416,089		288,125	
譲渡性預金		480,199	5.50	577,189	6.05
債券		703,908	8.06	663,134	6.95
債券発行高		703,908		663,134	
コールマネー	※10	692,792	7.94	632,117	6.62
債券貸借取引受入担保金	※10	8,333	0.10	148,421	1.55
特定取引負債		87,361	1.00	203,716	2.13
特定取引有価証券派生商品		3,619		16,606	
特定金融派生商品		83,742		187,110	
借入金	※10	276,760	3.17	304,078	3.18
借入金	※14	276,760		304,078	
外国為替		397	0.01	269	0.00
外国他店預り		281		232	
未払外国為替		116		36	
社債	※15	562,457	6.44	519,902	5.45
その他負債		237,614	2.72	450,643	4.72
未払法人税等		444		767	
未払費用		53,426		38,579	
前受収益		1,016		910	
先物取引差金勘定		32		83	
借入特定取引有価証券		7,933		—	
借入有価証券		2,593		—	
金融派生商品		92,250		356,340	
その他の負債		79,916		53,961	
賞与引当金		9,850	0.11	10,341	0.11
退職給付引当金		756	0.01	1,554	0.02
固定資産処分損失引当金		—	—	4,913	0.05
支払承諾	※10	18,357	0.21	11,746	0.12
負債の部合計		8,070,054	92.45	8,815,970	92.33

区 分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		451,296	5.17	476,296	4.99
資本剰余金		18,558	0.21	43,558	0.46
資本準備金		18,558		43,558	
利益剰余金		267,144	3.06	317,276	3.32
利益準備金		9,266		9,880	
その他利益剰余金		257,878		307,395	
繰越利益剰余金		257,878		307,395	
自己株式		△72,555	△0.83	△72,557	△0.76
株主資本合計		664,444	7.61	764,573	8.01
その他有価証券評価差額金		4,181	0.05	△35,024	△0.37
繰延ヘッジ損益		△10,275	△0.12	1,896	0.02
評価・換算差額等合計		△6,094	△0.07	△33,128	△0.35
新株予約権		517	0.01	1,257	0.01
純資産の部合計		658,866	7.55	732,703	7.67
負債及び純資産の部合計		8,728,921	100.00	9,548,673	100.00

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		232,034	100.00	279,684	100.00
資金運用収益		129,046		199,803	
貸出金利息		75,357		110,567	
有価証券利息配当金		40,427		76,969	
コールローン利息		206		1,034	
買現先利息		—		24	
債券貸借取引受入利息		480		976	
買入手形利息		4		—	
預け金利息		3,668		4,695	
金利スワップ受入利息		7,197		304	
その他の受入利息		1,704		5,231	
役務取引等収益		28,198		27,459	
受入為替手数料		1,028		1,114	
その他の役務収益		27,169		26,344	
特定取引収益		15,339		7,133	
商品有価証券収益		8		1	
特定取引有価証券収益		6,424		430	
特定金融派生商品収益		8,906		6,701	
その他業務収益		18,661		3,845	
外国為替売買益		9,171		—	
国債等債券売却益		5,381		1,222	
金融派生商品収益		—		1,281	
その他の業務収益		4,108		1,341	
その他経常収益		40,787		41,442	
株式等売却益		7,858		2,617	
金銭の信託運用益		31,255		37,633	
その他の経常収益		1,674		1,192	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常費用		184,888	79.68	247,155	88.37
資金調達費用		77,534		100,993	
預金利息		33,276		43,560	
譲渡性預金利息		1,176		4,458	
債券利息		3,009		3,398	
コールマネー利息		5,639		14,919	
売現先利息		—		5	
債券貸借取引支払利息		245		1,187	
売渡手形利息		12		—	
借入金利息		2,138		3,798	
社債利息		20,776		24,564	
その他の支払利息		11,258		5,099	
役務取引等費用		13,164		15,960	
支払為替手数料		2,285		2,320	
その他の役務費用		10,879		13,640	
特定取引費用		436		142	
その他の特定取引費用		436		142	
その他業務費用		6,561		15,202	
外国為替売買損		—		727	
国債等債券売却損		216		4,496	
国債等債券償却		—		3,185	
債券発行費用償却		187		75	
社債発行費償却		432		434	
金融派生商品費用		4,908		—	
その他の業務費用		817		6,282	
営業経費		77,865		85,681	
その他経常費用		9,325		29,174	
貸倒引当金繰入額		—		19,253	
貸出金償却		1,887		1,298	
株式等売却損		1,520		920	
株式等償却		824		2,231	
金銭の信託運用損		488		293	
その他の経常費用		4,603		5,177	
経常利益		47,146	20.32	32,528	11.63

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別利益		14,385	6.20	67,699	24.21
固定資産処分益		—		905	
貸倒引当金戻入益		2,086		—	
償却債権取立益		60		315	
匿名組合出資分配金	※1	—		66,054	
その他の特別利益	※2	12,238		424	
特別損失		116,546	50.23	41,910	14.99
固定資産処分損		884		620	
減損損失	※3	—		896	
固定資産処分損失引当金繰 入額		—		4,913	
その他の特別損失	※4	115,661		35,480	
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)		△55,015	△23.71	58,317	20.85
法人税、住民税及び事業税		△2,779	△1.20	△7,666	△2.74
法人税等調整額		△10,276	△4.43	12,780	4.57
当期純利益 (△は当期純損失)		△41,960	△18.08	53,203	19.02

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	7,777	372,749	380,526	△6	850,375	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注)				790	△4,737	△3,947		△3,947	
剰余金の配当				699	△4,195	△3,496		△3,496	
当期純損失					△41,960	△41,960		△41,960	
自己株式の取得							△136,673	△136,673	
自己株式の処分					△15	△15	160	145	
自己株式の消却					△63,963	△63,963	63,963	—	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	1,489	△114,871	△113,382	△72,549	△185,931	
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	9,266	257,878	267,144	△72,555	664,444	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,670	—	2,670	—	853,046
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△3,947
剰余金の配当					△3,496
当期純損失					△41,960
自己株式の取得					△136,673
自己株式の処分					145
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	1,510	△10,275	△8,765	517	△8,247
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,510	△10,275	△8,765	517	△194,179
平成19年3月31日残高 (百万円)	4,181	△10,275	△6,094	517	658,866

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成19年3月31日残高 (百万円)	451,296	18,558	18,558	9,266	257,878	267,144	△72,555	664,444	
事業年度中の変動額									
新株の発行	25,000	25,000	25,000					50,000	
剰余金の配当				614	△3,686	△3,072		△3,072	
当期純利益					53,203	53,203		53,203	
自己株式の取得							△1	△1	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計 (百万円)	25,000	25,000	25,000	614	49,517	50,131	△1	100,129	
平成20年3月31日残高 (百万円)	476,296	43,558	43,558	9,880	307,395	317,276	△72,557	764,573	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	4,181	△10,275	△6,094	517	658,866
事業年度中の変動額					
新株の発行					50,000
剰余金の配当					△3,072
当期純利益					53,203
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△39,206	12,172	△27,034	740	△26,293
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△39,206	12,172	△27,034	740	73,836
平成20年3月31日残高 (百万円)	△35,024	1,896	△33,128	1,257	732,703

重要な会計方針

	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>なお、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積りに当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。</p>	<p>同 左</p>
<p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。</p> <p>また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>



	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券が関連会社株式に該当することになった場合は、時価で関連会社株式に振替え、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債(貸借対照表では「繰延税金資産」と相殺して表示)」を計上していましたが、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成12年 1月 31日)が平成18年 4月 27日付で一部改正され、平成18年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度において、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延税金負債」を振戻す会計処理を実施しております。これにより、従来の方法に比べて「株式」中の関連会社株式が4,951百万円、「その他有価証券評価差額金」が2,936百万円減少し、「繰延税金資産」が2,014百万円増加しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	(2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 買入金銭債権の評価基準及び評価方法	売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 13年～50年 動産 2年～15年</p>	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 13年～50年 動産 2年～15年</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ98百万円減少しております。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>
<p>6. 繰延資産の処理方法</p>	<p>繰延資産は、次のとおり償却しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>(2) 社債発行費 その他資産のうち社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 (会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>繰延資産は、次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 また、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
	<p>(3) 債券発行費用 債券繰延資産（債券発行費用）は、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。 (会計処理の変更) 従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年 8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 なお、平成18年 3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>	<p>(3) 債券発行費用 債券発行費用は債券繰延資産として計上し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。 なお、平成18年 3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年 8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p>
<p>7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p style="text-align: center;">同 左</p>
<p>8. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,379百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、貸倒実績率については、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当事業年度より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式に比較して、貸倒引当金が23,417百万円増加し、貸倒引当金戻入益が同額減少したため、税引前当期純損失が同額増加しております。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産査定管理部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,561百万円であります。</p>

	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。	(4) 退職給付引当金 同 左
	—	(5) 固定資産処分損失引当金 固定資産処分損失引当金は、将来移転を予定している当行本店や、閉鎖を予定しているリテールバンキングの一部の出張所及びA T Mコーナー等について見込まれる原状回復費用等の額を、契約書等に基づき合理的に算出して計上しております。
9. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左
10. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>
	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。</p> <p>「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は11百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。	(ハ) 内部取引等 同 左
11. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
12. その他財務諸表作成のための重要な事項	当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同 左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は668,625百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日)が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、営業経費が477百万円増加し、経常利益が同額減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>



表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」又は「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>(1) 「動産不動産処分損」は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(2) 従来、貸倒引当金取崩額(前事業年度5,498百万円)は、「その他の特別利益」に含めて表示しておりましたが、当事業年度から「貸倒引当金戻入益」として区分掲記しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 361,060百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当事業年度末に当該処分をせず所有しているものは、60,227百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は654百万円、延滞債権額は10,614百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,194百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,485百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 389,537百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせず所有しているものは78,629百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は596百万円、延滞債権額は22,890百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は147百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は29,437百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,072百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																				
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、83,124百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、93,818百万円であります。</p> <p>※9 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、129,695百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※10 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="231 1137 774 1388"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>239,743百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>568百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>8,333百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>902百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,309百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は4,813百万円あります。</p> <p>※11 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,175,391百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,832,139百万円あります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	有価証券	239,743百万円	担保資産に対応する債務		預金	568百万円	債券貸借取引受入担保金	8,333百万円	支払承諾	902百万円	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は175百万円あります。</p> <p>※8 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金元本の当事業年度末残高の総額は、61,144百万円あります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、157,021百万円あります。</p> <p>※10 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="874 1137 1417 1534"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td>47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>530,569百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>14,000百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>180,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>148,421百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>51,480百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>908百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,385百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は8,081百万円、デリバティブ取引の差入担保金は3,234百万円あります。</p> <p>※11 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,110,134百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,738,325百万円あります。</p>	担保に供している資産		現金預け金	10百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	530,569百万円	貸出金	14,000百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,058百万円	コールマネー	180,000百万円	債券貸借取引受入担保金	148,421百万円	借入金	51,480百万円	支払承諾	908百万円
担保に供している資産																																					
現金預け金	10百万円																																				
有価証券	239,743百万円																																				
担保資産に対応する債務																																					
預金	568百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	8,333百万円																																				
支払承諾	902百万円																																				
担保に供している資産																																					
現金預け金	10百万円																																				
買入金銭債権	47,380百万円																																				
有価証券	530,569百万円																																				
貸出金	14,000百万円																																				
担保資産に対応する債務																																					
預金	1,058百万円																																				
コールマネー	180,000百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	148,421百万円																																				
借入金	51,480百万円																																				
支払承諾	908百万円																																				

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,858百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 16,727百万円</p>
<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 2,902百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金109,500百万円が含まれております。</p>	<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,500百万円が含まれております。</p>
<p>※15 社債には、劣後特約付社債532,571百万円が含まれております。</p>	<p>※15 社債には、劣後特約付社債490,538百万円が含まれております。</p>
<p>※16 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は90,671百万円であります。</p>	<p>※16 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は78,691百万円であります。</p>
<p>17 配当制限</p>	<p>17 配当制限</p>
<p>(1) 当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第二回甲種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年13円)を超えて配当することはありません。</p>	<p>_____</p>
<p>同様に平成12年4月1日発行の第三回乙種優先株式所有の株主に対しては、優先配当金(1株につき年4円84銭)を超えて配当することはありません。</p>	<p>_____</p>
<p>(2) 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p>	<p>(2) 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p>
<p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p>	<p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p>
<p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、1,489百万円であります。</p>	<p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、614百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
<p>※2 その他の特別利益には、関連会社株式売却益11,519百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 特別利益の匿名組合出資分配金66,054百万円は、当行連結子会社である有限会社ドルフィン・ジャパン・インベストメント（匿名組合の営業者）からの匿名組合出資分配金であり、当行本店不動産の売却にかかるものであります。</p> <p>※3 当行は以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都、愛知県、 兵庫県 (11箇所)</td> <td style="text-align: center;">出張所及び A T Mコー ナー</td> <td style="text-align: center;">建物、その他 の有形固定資 産</td> <td style="text-align: center;">896</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>当事業年度においてリテールバンキング部門における一部出張所及びA T Mコーナー等について営業環境等を総合的に勘案した結果、廃止することを決定したため、廃止決定対象となった資産については、個別に遊休資産とみなし、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額全額を減損しております。</p> <p>上記の減損損失のうち、建物に関するものは793百万円、その他の有形固定資産に関するものは102百万円であります。</p> <p>※4 その他の特別損失は、関係会社株式及び出資評価損32,109百万円及び投資損失引当金繰入額3,370百万円であります。</p>	場所	用途	種類	金額 (百万円)	東京都、愛知県、 兵庫県 (11箇所)	出張所及び A T Mコー ナー	建物、その他 の有形固定資 産	896
場所	用途	種類	金額 (百万円)						
東京都、愛知県、 兵庫県 (11箇所)	出張所及び A T Mコー ナー	建物、その他 の有形固定資 産	896						
<p>※4 その他の特別損失には、子会社株式評価損99,392百万円、投資損失引当金繰入額15,908百万円を含んでおります。</p> <p>上記子会社株式評価損のうち、98,072百万円は当行の子会社である株式会社ワイエムエス・シックスを通じて保有する、子会社である株式会社アプラスの優先株式に対する当行投資の実質価額と投資簿価の差額であります。当該子会社株式評価損にかかる実質価額は、向こう10年間のキャッシュ・フロー予測、長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を用いて算定した割引キャッシュフロー（D C F）方式によって算定しております。</p> <p>また、投資損失引当金繰入額15,908百万円は、株式会社アプラスの普通株式への当行投資分及び持分法適用会社であるシンキ株式会社への当行投資分に対するものであり、市場価格と帳簿価額の差額に相当する額を計上しております。</p>									

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	9	181,624	85,216	96,418	(注1)
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注2)
合計	9	481,624	385,216	96,418	

(注1) 当事業年度中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により交付した普通株式200,033千株の一部を取得したものであります。また、当事業年度中に減少した自己株式数85,000千株は、消却によるものであります。

(注2) 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

2. その他有価証券評価差額金の変動額の純額には、重要な会計方針1.に記載している影響額が含まれております。

3. 当行の配当については、次のとおりであります。

## 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年 5月23日 取締役会	普通株式	2,010	1.48	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452	2.42	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
平成18年 11月15日 取締役会	普通株式	2,286	1.66	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月19日 取締役会	普通株式	1,377	その他利益 剰余金	1.00	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第二回甲種 優先株式	484	その他利益 剰余金	6.50	平成19年3月31日	平成19年5月30日
	第三回乙種 優先株式	726	その他利益 剰余金	2.42	平成19年3月31日	平成19年5月30日

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	96,418	4	—	96,422	
第二回甲種優先株式	—	74,528	74,528	—	(注1)
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注2)
合計	96,418	374,532	374,528	96,422	

(注1) 自己株式の増加74,528千株は、平成20年3月31日に、預金保険機構の取得請求を受け、取得したものであります。また、自己株式の減少74,528千株は、平成20年3月31日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

(注2) 自己株式の増加300,000千株は、平成19年8月1日に、当該優先株式の取得条項の内容に関する定款の定めにより、一斉取得したものであります。また、自己株式の減少300,000千株は、平成19年8月1日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

2. 当行の配当については、次のとおりであります。

当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 5月9日 取締役会	普通株式	1,377	1.00	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第三回乙種優先株式	726	2.42	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
平成19年 11月14日 取締役会	第二回甲種優先株式	484	6.50	平成19年 9月30日	平成19年 12月7日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	その他利益 剰余金	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">動産</td> <td style="text-align: right;">63百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27百万円</td> </tr> <li>・未経過リース料期末残高相当額</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">28百万円</td> </tr> </table> <li>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,151百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,925百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,076百万円</td> </tr> </table> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">119百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">662百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">782百万円</td> </tr> </table> </ul> </table>	取得価額相当額		動産	63百万円	合計	63百万円	減価償却累計額相当額		動産	35百万円	合計	35百万円	期末残高相当額		動産	27百万円	合計	27百万円	1年内	12百万円	1年超	15百万円	合計	28百万円	支払リース料	14百万円	減価償却費相当額	14百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1,151百万円	1年超	2,925百万円	合計	4,076百万円	1年内	119百万円	1年超	662百万円	合計	782百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">動産</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20百万円</td> </tr> <li>・未経過リース料期末残高相当額</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21百万円</td> </tr> </table> <li>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">3,773百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,471百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,245百万円</td> </tr> </table> </ul> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">137百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">626百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">764百万円</td> </tr> </table> </ul> </table>	取得価額相当額		動産	43百万円	合計	43百万円	減価償却累計額相当額		動産	22百万円	合計	22百万円	期末残高相当額		動産	20百万円	合計	20百万円	1年内	8百万円	1年超	13百万円	合計	21百万円	支払リース料	13百万円	減価償却費相当額	12百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	3,773百万円	1年超	4,471百万円	合計	8,245百万円	1年内	137百万円	1年超	626百万円	合計	764百万円
取得価額相当額																																																																																					
動産	63百万円																																																																																				
合計	63百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	35百万円																																																																																				
合計	35百万円																																																																																				
期末残高相当額																																																																																					
動産	27百万円																																																																																				
合計	27百万円																																																																																				
1年内	12百万円																																																																																				
1年超	15百万円																																																																																				
合計	28百万円																																																																																				
支払リース料	14百万円																																																																																				
減価償却費相当額	14百万円																																																																																				
支払利息相当額	0百万円																																																																																				
1年内	1,151百万円																																																																																				
1年超	2,925百万円																																																																																				
合計	4,076百万円																																																																																				
1年内	119百万円																																																																																				
1年超	662百万円																																																																																				
合計	782百万円																																																																																				
取得価額相当額																																																																																					
動産	43百万円																																																																																				
合計	43百万円																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																					
動産	22百万円																																																																																				
合計	22百万円																																																																																				
期末残高相当額																																																																																					
動産	20百万円																																																																																				
合計	20百万円																																																																																				
1年内	8百万円																																																																																				
1年超	13百万円																																																																																				
合計	21百万円																																																																																				
支払リース料	13百万円																																																																																				
減価償却費相当額	12百万円																																																																																				
支払利息相当額	0百万円																																																																																				
1年内	3,773百万円																																																																																				
1年超	4,471百万円																																																																																				
合計	8,245百万円																																																																																				
1年内	137百万円																																																																																				
1年超	626百万円																																																																																				
合計	764百万円																																																																																				



(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度 (平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
関連会社株式	15,150	8,527	△6,622

(注) 時価は、決算日における市場価格に基づいております。  
差額の金額につき、投資損失引当金を計上しております。

II 当事業年度 (平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
子会社株式	10,166	10,140	△25

(注) 時価は、決算日における市場価格に基づいております。  
当事業年度において、子会社株式で時価のあるものについて12,666百万円の減損処理を行っております。なお、当該減損処理に伴い投資損失引当金6,622百万円を目的充当しております。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">63,958百万円</td></tr> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">59,489百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">46,124百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">7,655百万円</td></tr> <tr><td>投資損失引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">6,473百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">5,181百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">4,008百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">17,867百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">210,759百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△170,660百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">40,098百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券の時価評価に係る 一時差異</td><td style="text-align: right;">2,868百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">1,670百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">4,538百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">35,559百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">△40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">4.5</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△4.6</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">17.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">△23.7%</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	63,958百万円	有価証券価格償却超過額	59,489百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	46,124百万円	退職給付引当金繰入超過額	7,655百万円	投資損失引当金繰入超過額	6,473百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,181百万円	賞与引当金繰入超過額	4,008百万円	その他	17,867百万円	繰延税金資産小計	210,759百万円	評価性引当額	△170,660百万円	繰延税金資産合計	40,098百万円	その他有価証券の時価評価に係る 一時差異	2,868百万円	繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670百万円	繰延税金負債合計	4,538百万円	繰延税金資産の純額	35,559百万円	法定実効税率 (調整)	△40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.5	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.6	評価性引当額の増減	17.9	その他	△0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△23.7%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有価証券価格償却超過額</td><td style="text-align: right;">76,887百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金及び貸出金償却損金算 入限度超過額</td><td style="text-align: right;">52,174百万円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">21,978百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券の時価評価に係る 一時差異</td><td style="text-align: right;">14,391百万円</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損失に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">6,785百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">4,207百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">2,283百万円</td></tr> <tr><td>固定資産処分損失引当金</td><td style="text-align: right;">1,999百万円</td></tr> <tr><td>投資損失引当金</td><td style="text-align: right;">1,371百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">19,912百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">201,993百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△174,613百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">27,380百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延ヘッジ利益に係る一時差異</td><td style="text-align: right;">12,682百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">12,682百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">14,697百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.0</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△14.7</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">△20.5</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3.3</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">8.8%</td></tr> </table>	有価証券価格償却超過額	76,887百万円	貸倒引当金及び貸出金償却損金算 入限度超過額	52,174百万円	税務上の繰越欠損金	21,978百万円	その他有価証券の時価評価に係る 一時差異	14,391百万円	繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,785百万円	賞与引当金	4,207百万円	退職給付引当金	2,283百万円	固定資産処分損失引当金	1,999百万円	投資損失引当金	1,371百万円	その他	19,912百万円	繰延税金資産小計	201,993百万円	評価性引当額	△174,613百万円	繰延税金資産合計	27,380百万円	繰延ヘッジ利益に係る一時差異	12,682百万円	繰延税金負債合計	12,682百万円	繰延税金資産の純額	14,697百万円	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.7	評価性引当額の増減	△20.5	その他	3.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.8%
税務上の繰越欠損金	63,958百万円																																																																																						
有価証券価格償却超過額	59,489百万円																																																																																						
貸倒引当金及び貸出金償却損金 算入限度超過額	46,124百万円																																																																																						
退職給付引当金繰入超過額	7,655百万円																																																																																						
投資損失引当金繰入超過額	6,473百万円																																																																																						
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	5,181百万円																																																																																						
賞与引当金繰入超過額	4,008百万円																																																																																						
その他	17,867百万円																																																																																						
繰延税金資産小計	210,759百万円																																																																																						
評価性引当額	△170,660百万円																																																																																						
繰延税金資産合計	40,098百万円																																																																																						
その他有価証券の時価評価に係る 一時差異	2,868百万円																																																																																						
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670百万円																																																																																						
繰延税金負債合計	4,538百万円																																																																																						
繰延税金資産の純額	35,559百万円																																																																																						
法定実効税率 (調整)	△40.7%																																																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.5																																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.6																																																																																						
評価性引当額の増減	17.9																																																																																						
その他	△0.8																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△23.7%																																																																																						
有価証券価格償却超過額	76,887百万円																																																																																						
貸倒引当金及び貸出金償却損金算 入限度超過額	52,174百万円																																																																																						
税務上の繰越欠損金	21,978百万円																																																																																						
その他有価証券の時価評価に係る 一時差異	14,391百万円																																																																																						
繰延ヘッジ損失に係る一時差異	6,785百万円																																																																																						
賞与引当金	4,207百万円																																																																																						
退職給付引当金	2,283百万円																																																																																						
固定資産処分損失引当金	1,999百万円																																																																																						
投資損失引当金	1,371百万円																																																																																						
その他	19,912百万円																																																																																						
繰延税金資産小計	201,993百万円																																																																																						
評価性引当額	△174,613百万円																																																																																						
繰延税金資産合計	27,380百万円																																																																																						
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	12,682百万円																																																																																						
繰延税金負債合計	12,682百万円																																																																																						
繰延税金資産の純額	14,697百万円																																																																																						
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																																																						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0																																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.7																																																																																						
評価性引当額の増減	△20.5																																																																																						
その他	3.3																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.8%																																																																																						

## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	319.68	372.44
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	△32.14	34.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	28.72

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	658,866	732,703
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	218,614	1,257
うち優先株式発行価額	百万円	216,886	—
うち優先配当額	百万円	1,210	—
うち新株予約権	百万円	517	1,257
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	440,252	731,445
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,377,152	1,963,924

2. 1株当たり当期純利益（又は1株当たり当期純損失）及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失)			
当期純利益（△は当期純損失）	百万円	△41,960	53,203
普通株主に帰属しない金額	百万円	2,420	484
うち優先配当額	百万円	1,210	—
うち中間優先配当額	百万円	1,210	484
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	△44,381	52,719
普通株式の期中平均株式数	千株	1,380,635	1,529,541
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	484
うち中間優先配当額	百万円	—	484
普通株式増加数	千株	—	322,815
うち優先株式	千株	—	322,815
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権6種類（新株予約権の数8,907個）。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権19種類（新株予約権の数27,051個）。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 自己株式の取得</p> <p>平成19年5月9日開催の取締役会において、公的資金の返済をさらに進めるための財務上の柔軟性を確保するため、会社法第156条の規定に基づく自己優先株式の取得について、平成19年6月20日開催予定の第7期定時株主総会にて付議することを決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。</p> <p>(イ) 取得する株式の種類 当行第二回甲種優先株式</p> <p>(ロ) 取得する株式の総数 74,528千株 (上限) (発行済第二回甲種優先株式総数に対する割合 100.00%)</p> <p>(ハ) 株式の取得金額の総額 2,250億円 (上限)</p> <p>(ニ) 自己株式取得の期間 平成19年6月20日開催予定の第7期定時株主総会終結の時から強制転換日 (平成20年4月1日) の前日まで</p>	<p>—————</p>

## ④【附属明細表】

当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	19,900	5,383	872	14,517
建設仮勘定	—	—	—	83	—	—	83
その他の有形固定資産	—	—	—	17,638	11,344	2,197	6,293
有形固定資産計	—	—	—	37,622	16,727	3,069	20,895
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	25,855	11,360	4,359	14,495
その他の無形固定資産	—	—	—	278	213	19	65
無形固定資産計	—	—	—	26,133	11,573	4,378	14,560
繰延資産							
社債発行費	1,705	—	998	707	133	434	574
債券発行費用	160	97	103	155	29	75	125
繰延資産計	1,866	97	1,101	862	162	510	699

(注) 有形固定資産及び無形固定資産については、その金額が資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	65,434	57,903	31,417	(注) 1 34,016	57,903
個別貸倒引当金	41,533	4,354	1,150	(注) 2 8,993	35,743
うち非居住者向け債権分	8	748	—	—	756
特定海外債権引当勘定	9	15	—	(注) 1 9	15
投資損失引当金	15,908	3,370	15,908	—	3,370
賞与引当金	9,850	9,751	8,995	(注) 3 266	10,341
固定資産処分損失引当金	—	4,913	—	—	4,913
計	132,736	80,309	57,472	43,285	112,288

(注) 1. 洗替による取崩額であります。

2. 主として回収による取崩額であります。

3. 賞与引当金設定対象者の退職等による取崩額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	444	767	444	—	767
未払法人税等	30	34	30	—	34
未払事業税	413	732	413	—	732

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成20年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金203,053百万円、他の銀行への預け金7,170百万円その他であります。
その他の証券	外国証券708,727百万円その他であります。
前払費用	営業経費1,660百万円その他であります。
未収収益	貸付金利息12,736百万円、有価証券利息6,772百万円その他であります。
その他の資産	抛入金70,239百万円、未収金39,519百万円、仮払金37,626百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金227,056百万円、別段預金51,953百万円その他であります。
未払費用	預金利息17,635百万円、社債利息9,487百万円その他であります。
前受収益	貸付金利息276百万円、金利スワップ受入利息234百万円、前受手数料196百万円その他であります。
その他の負債	未払債券元利金28,480百万円、仮受金13,605百万円その他であります。

(3) 【その他】

平成20年6月25日開催の取締役会において決議されました自己株式の取得枠の設定等につきましては、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「2. 自己株式の取得等の状況」をご参照ください。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式 1,000株券、10,000株券、100,000株券、1,000,000株券、 10,000,000株券、100,000,000株券
剰余金の配当の基準日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</li> <li>・ 当行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</li> <li>・ 上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</li> </ul>
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料（注）
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取・売渡し手数料	無料
公告掲載方法	<p>当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p> <p>公告掲載URLは次のとおり。<a href="http://www.shinseibank.com">http://www.shinseibank.com</a></p>
株主に対する特典	ありません。

- (注) 1. 株券喪失登録申請及び抹消の申請についての手数料は、1件につき10,000円、1枚につき500円であります。
2. 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡請求をする権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月20日関東財務局長に提出。

#### (2)有価証券報告書の訂正報告書

(イ)平成18年6月27日関東財務局長に提出した有価証券報告書（事業年度（第6期）自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）に関し、平成19年5月28日関東財務局長に提出。

(ロ)上記(1)に関し、平成19年7月11日関東財務局長に提出。

(ハ)上記(1)に関し、平成19年8月14日関東財務局長に提出。

(ニ)上記(1)に関し、平成20年6月12日関東財務局長に提出。

#### (3)半期報告書及びその添付書類

事業年度（第8期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）平成19年12月12日関東財務局長に提出。

#### (4)半期報告書の訂正報告書

上記(3)に関し、平成19年12月19日関東財務局長に提出。

#### (5)発行登録書（株式）及びその添付書類

平成19年11月20日関東財務局長に提出。

#### (6)発行登録書（社債）及びその添付書類

平成19年12月6日関東財務局長に提出。

#### (7)発行登録追補書類及びその添付書類

上記(5)に関し、平成20年1月18日関東財務局長に提出。

#### (8)発行登録取下届出書

上記(5)に関し、平成20年2月12日関東財務局長に提出。

#### (9)訂正発行登録書

(イ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月9日関東財務局長に提出。

(ロ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月25日関東財務局長に提出。

(ハ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年5月28日関東財務局長に提出。

(ニ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年6月20日関東財務局長に提出。

(ホ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年7月11日関東財務局長に提出。

(ヘ)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年8月1日関東財務局長に提出。

(ト)平成17年9月30日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、平成19年8月14日関東財務局長に提出。

(チ)上記(5)に関し、平成19年12月12日関東財務局長に提出。

- (リ)上記(5)に関し、平成19年12月19日関東財務局長に提出。
- (ヌ)上記(5)に関し、平成20年1月21日関東財務局長に提出。
- (ル)上記(5)に関し、平成20年1月24日関東財務局長に提出。
- (ヲ)上記(6)に関し、平成19年12月12日関東財務局長に提出。
- (ワ)上記(6)に関し、平成19年12月19日関東財務局長に提出。
- (カ)上記(6)に関し、平成20年1月24日関東財務局長に提出。
- (ヨ)上記(6)に関し、平成20年3月13日関東財務局長に提出。
- (タ)上記(6)に関し、平成20年3月31日関東財務局長に提出。
- (レ)上記(6)に関し、平成20年5月14日関東財務局長に提出。
- (ソ)上記(6)に関し、平成20年5月30日関東財務局長に提出。
- (ツ)上記(6)に関し、平成20年6月12日関東財務局長に提出。

(10)臨時報告書

- (イ)平成19年5月9日関東財務局長に提出。  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
- (ロ)平成19年8月1日関東財務局長に提出。  
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
- (ハ)平成20年1月24日関東財務局長に提出。  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
- (ニ)平成20年3月13日関東財務局長に提出。  
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。
- (ホ)平成20年3月31日関東財務局長に提出。  
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。
- (ヘ)平成20年5月14日関東財務局長に提出。  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(11)臨時報告書の訂正報告書

- (イ)上記(10)(イ)に関し、平成19年5月25日関東財務局長に提出。
- (ロ)上記(10)(ヘ)に関し、平成20年5月30日関東財務局長に提出。

(12)有価証券届出書（新株予約権証券）及びその添付書類

平成19年6月20日関東財務局長に提出。

(13)有価証券届出書（社債）及びその添付書類

平成20年1月8日関東財務局長に提出。

(14)有価証券届出書（社債）及びその添付書類

平成20年6月11日関東財務局長に提出。

(15)有価証券届出書の取下げ願い

- (イ)上記(12)に関し、平成19年7月2日関東財務局長に提出。
- (ロ)上記(13)に関し、平成20年2月20日関東財務局長に提出。

(16) 有価証券届出書の訂正届出書

- (イ) 上記(13)に関し、平成20年1月9日関東財務局長に提出。
- (ロ) 上記(13)に関し、平成20年1月24日関東財務局長に提出。
- (ハ) 上記(13)に関し、平成20年2月12日関東財務局長に提出。
- (ニ) 上記(14)に関し、平成20年6月12日関東財務局長に提出。
- (ホ) 上記(14)に関し、平成20年6月17日関東財務局長に提出。

(17) 自己株券買付状況報告書

- (イ) 報告期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年4月2日関東財務局長に提出。
- (ロ) 報告期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年4月30日) 平成19年5月1日関東財務局長に提出。
- (ハ) 報告期間 (自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日) 平成19年6月1日関東財務局長に提出。
- (ニ) 報告期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年6月20日) 平成19年7月2日関東財務局長に提出。
- (ホ) 報告期間 (自 平成19年6月20日 至 平成19年6月30日) 平成19年7月2日関東財務局長に提出。
- (ヘ) 報告期間 (自 平成19年7月1日 至 平成19年7月31日) 平成19年8月1日関東財務局長に提出。
- (ト) 報告期間 (自 平成19年8月1日 至 平成19年8月31日) 平成19年9月3日関東財務局長に提出。
- (チ) 報告期間 (自 平成19年9月1日 至 平成19年9月30日) 平成19年10月1日関東財務局長に提出。
- (リ) 報告期間 (自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日) 平成19年11月1日関東財務局長に提出。
- (ヌ) 報告期間 (自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日) 平成19年12月3日関東財務局長に提出。
- (ル) 報告期間 (自 平成19年12月1日 至 平成19年12月31日) 平成20年1月4日関東財務局長に提出。
- (ヲ) 報告期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年1月31日) 平成20年2月1日関東財務局長に提出。
- (ワ) 報告期間 (自 平成20年2月1日 至 平成20年2月29日) 平成20年3月3日関東財務局長に提出。
- (カ) 報告期間 (自 平成20年3月1日 至 平成20年3月31日) 平成19年4月1日関東財務局長に提出。
- (ヨ) 報告期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年4月30日) 平成20年5月1日関東財務局長に提出。
- (タ) 報告期間 (自 平成20年5月1日 至 平成20年5月31日) 平成20年6月2日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月18日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象 2. 子会社株式の売却」に記載されているとおり、連結子会社である新生プロパティファイナンス株式会社は、平成19年5月18日付でその保有するライフ住宅ローン株式会社の全株式を売却し、子会社株式売却益20,368百万円を平成20年3月期の特別利益に計上予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月20日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年 6月18日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員  
業務執行  
社員 公認会計士 宮崎 茂 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月20日

株式会社新生銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	後藤 順子	印
--------------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	宮崎 茂	印
--------------------	-------	------	---

指定社員 業務執行 社員	公認会計士	松本 繁彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。